

第16回緊急災害対策本部会議及び

第14回原子力災害対策本部会議

平成23年5月6日

於：官邸4階 大会議室

議 事 次 第

1. 開会 【内閣官房長官】
2. 内閣総理大臣あいさつ 【内閣総理大臣】
3. 各省庁等からの報告
 - (1) 大震災関連の政府組織の整理について 【福山内閣官房副長官】
 - (2) 現状と課題について
 - ①被災者生活支援の状況等について 【防災担当大臣】
 - ②原発事故の対応状況及び
原子力被災者生活支援の状況等について 【経済産業大臣】
 - ③討議
4. 閉会 【内閣官房長官】

第16回緊急災害対策本部会 及び第14回原子力災害対策本部会議配席図

スクリーン開閉
操作SW

画面・
音声操作卓

入

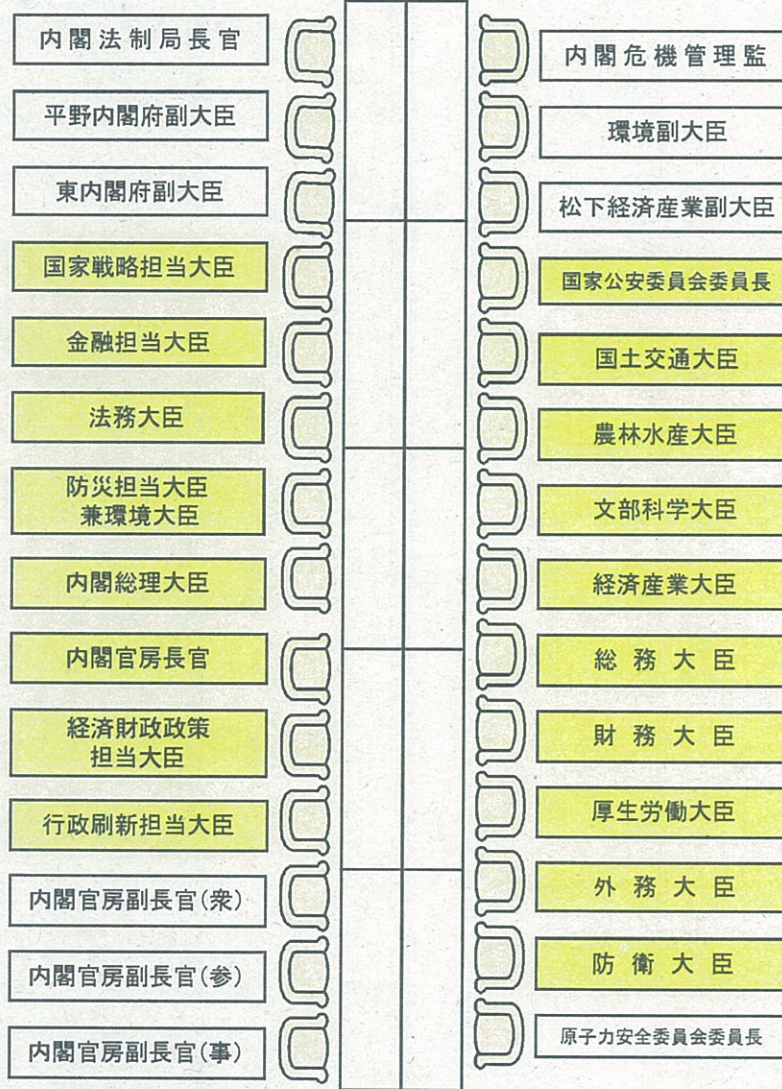
口

大臣秘書官等

入

口

スクリーン1 スクリーン2



大臣秘書官等



平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)について
(第113報)

平成23年5月2日(17:00)

緊急災害対策本部

概要

※数値等に記載した増減は、前報との比較である。

1 地震の概要(気象庁)

- (1) 発生日時 平成23年3月11日(金) 14時46分頃
 (2) 震源及び規模(推定)
 三陸沖(北緯38.1度、東経142.9度、牡鹿半島の東南東130km付近)
 深さ約24km、モーメントマグニチュード Mw9.0
 (3) 各地の震度(震度6弱以上)
 震度7 宮城県北部
 震度6強 宮城県南部・中部、福島県中通り・浜通り、茨城県北部・南部、
 栃木県北部・南部
 震度6弱 岩手県沿岸南部・内陸北部・内陸南部、福島県会津、群馬県南部、
 埼玉県南部、千葉県北西部
 (4) 津波
 3月11日14時49分 津波警報(大津波)を発表 ※現在は津波注意報も解除
 津波の観測値(検潮所)
 ・えりも町庶野 最大波 15:44 3.5m
 ・宮古 最大波 15:26 8.5m以上
 ・大船渡 最大波 15:18 8.0m以上
 ・釜石 最大波 15:21 4.1m以上
 ・石巻市鮎川 最大波 15:25 7.6m以上
 ・相馬 最大波 15:51 9.3m以上
 ・大洗 最大波 16:52 4.2m

2 政府の主な対応(初動対応)

- 3月11日 14:50 官邸対策室設置、緊急参集チーム招集
 15:00 緊急参集チーム協議開始
 15:14 緊急災害対策本部設置(本部長:内閣総理大臣)
 15:37 第1回緊急災害対策本部開催
 「災害応急対策に関する基本方針」策定
 (以後、4月11日までに合計15回開催)

3 被害状況等

- (1) 人的被害
 ア 死者 14,723名 (+215名)
 イ 行方不明 10,807名 (-645名)
 ウ 負傷者 5,278名 (-36名)
 (2) 建築物被害
 ア 全壊 78,841戸 (+2,092戸)
 イ 半壊 29,564戸 (+2,834戸)
 ウ 一部損壊 229,815戸 (+11,665戸)

4 被災者支援の状況

- (1) 避難者 126,066名 (-4,079名)
 (2) 仮設住宅等の状況
 応急仮設住宅の着工戸数
 23,885戸着工済み(うち3,877戸完成)、4,830戸着工予定
 国家公務員宿舎、公営住宅等の受入可能戸数 52,973戸
 (うち7,805戸提供済み)
 (3) 被災者の救助活動状況
 救出等総数 26,708名 (±0名)

5 部隊派遣等の状況

- (1) 警察庁
 ア 広域緊急援助隊等(活動中の人員) : 約4,400名
 イ 広域緊急援助隊等(これまでに派遣された総数) : 約29,600名
 (2) 消防庁
 ア 緊急消防援助隊実派遣部隊(活動中の人員・隊数) :
 33隊 134名
 イ 緊急消防援助隊実派遣部隊(これまでに派遣された人員・隊数) :
 約7,400隊 約28,100名
 (3) 海上保安庁
 ア 活動中の対応勢力: 巡視船艇等 54隻、航空機 19機、特殊救難隊等 16名
 イ これまでの対応勢力総数:
 巡視船艇等 2,847隻、航空機 1,017機、特殊救難隊等 1,046名

(4) 防衛省

約106,450名の派遣規模(これまでの最大派遣規模 約107,000名)

- ア 陸上自衛隊 約70,000名
- イ 海上自衛隊 約14,400名
- ウ 航空自衛隊 約21,600名
- エ 原子力災害派遣部隊 約450名

(5) 厚生労働省

- ア 医師等の派遣 133チーム
- イ 保健師派遣 132チーム

6 海外支援の受入れ状況

(1) 米軍による支援

- ア 空母・艦船 約20隻
- イ 航空機 約160機
- ウ 人員 約20,000名以上

(2) 外国による支援

- ア 海外支援 146ヶ国・地域及び39の機関が支援を表明
- イ 救助隊 25ヶ国・地域・機関から受入れ(現在2ヶ国1機関が活動中)
- ウ 救援物資 48ヶ国・地域・機関から受入れ
- エ 寄付金 76ヶ国・地域・機関から受領

平成23年(2011年)東京電力(株)福島第一・第二原子力発電所事故(東日本大震災)について(第176報)

平成23年5月5日(17:00)現在
原子力災害対策本部

1. 直近の主要な事象・対応等

(4月27日)

- 午 前 女子社員1名の実効線量(平成22年度第4四半期分)が17.55mSvであり、法令に定める線量限度(5mSv/3ヶ月)を超えていることを確認。診断の結果、健康への影響がないことを確認
- 12:18 東電福島第一原発4号機に関し、東京電力(コンクリートポンプ車)による使用済燃料プールへの放水(約85t)を実施(～15:15)

(4月28日)

- 09:00 3号機原子炉建屋西側・南側で遠隔操作による瓦礫撤去作業を実施(～16:00)
- 10:15 2号機使用済燃料プールに淡水注水(約43t)(～11:28)
- 10:30 5号機原子炉建屋山側他で飛散防止剤を有人散布(～12:00)(約450m)
- 11:55 4号プール水のサンプリングを実施(～12:07)

(4月29日)

- 09:00 遠隔操作重機による敷地内の瓦礫の撤去を実施(～16:00)、飛散防止剤の樹脂散布5号機原子炉建屋山側(5,800m)、4号タービン建屋海側(7,000m)、(～16:00)
- 11:36 遠隔操作ロボットによる1号機原子炉建屋内の現場確認を実施し、原子炉格納容器から有意な水漏れがないことを確認(～14:05)

(4月30日)

- 09:15 遠隔操作重機による瓦礫撤去を実施(～16:15)
- 10:30 飛散防止剤の樹脂散布 事務本館法面等(有人5,400m)及び4号機タービン建屋南側(無人2,000m)、(～14:00)
- 11:00 3月末時点での緊急時作業にかかる外部被ばく線量の測定結果をとりまとめ公表。(200mSv超の作業員が2名)
- 12:08 3、4号機の外部電源増強(大熊線3Lからの受電)工事完了。
- 14:05頃 2号機タービン建屋トレンチ内立坑から集中廃棄物処理施設への水の移送再開

(5月1日)

- 09:00 遠隔操作重機による瓦礫撤去を実施(～16:00)
- 10:30 飛散防止剤の樹脂散布 事務本館法面等(有人5,000m)及び4号機原子炉建屋南側(無人1,000m)(～14:00)
- 11:00 新たに女子社員1名の実効線量(平成22年度第4四半期分)が法令に

定める線量限度(5mSv/3ヶ月)を超えて7.49mSvであることを確認。

明日(5/2)、医師の診断予定

13:35 2号機のトレンチ立坑の閉塞作業を開始

14:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を開始

(5月2日)

09:00 飛散防止剤の樹脂散布 事務本館法面等(有人5,500m)及び4号機原子炉建屋南側・西側(無人4,000m)(～16:00)

10:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を再開(～16:00)

10:05 2号機使用済燃料プールに淡水注水(約55t)(～11:40)

11:00頃 2号機タービン建屋トレンチ滞留水の集中廃棄物処理施設プロセス建屋への移送状況についてパトロールを実施

11:03 5・6号機の起動変圧器(5SB)の受電試験に伴い、残留熱除去系ポンプを一時停止(5号機13:30～15:03、6号機11:03～14:53)

12:15 法定放射線量を超えた女子社員に関し、診断の結果、健康への影響がないことを確認

12:58 1・2号機の炉心注入ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替(～15:03)

13:20 6号機取水路内の調査終了

(5月3日)

09:00 3号機原子炉建屋西側・南側周辺で遠隔操作による瓦礫撤去作業を実施(～16:00)、飛散防止剤の樹脂散布 事務本館法面等(有人5,300m)及び3号機原子炉建屋西側(無人4,000m)(～14:30)

14:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を再開(～17:00)

(5月4日)

09:00 2号機原子炉建屋西側、2、3号機原子炉建屋間道路周辺で遠隔操作による瓦礫撤去作業を実施(～16:00)、

10:30 飛散防止剤の樹脂散布 3号機原子炉建屋西側(無人4,000m)及び旧事務本館周辺法面等(無人5,200m)(～16:00)

(5月5日)

09:00 2号機原子炉建屋西側、2、3号機原子炉建屋間道路周辺で遠隔操作による瓦礫撤去作業を実施(～16:00)、

10:30 飛散防止剤の樹脂散布 2号機原子炉建屋西側(無人4,000m)及び物揚場西側法面等(無人5,350m)(～16:00)

11:00頃 発電所西門外側駐車場で協力企業作業員1名が、脚立より転落し負傷し、福島労災病院へ搬送

12:19 4号機の使用済燃料プールへの放水を開始(作業中)

16:36 1号機原子炉建屋内の環境改善作業として局所排風機を設置し、全4台が起動

2. 東電福島第一原発における作業の進行状況

(1) 使用済燃料プールへの注水

	累積水量	実施機関
1号機	約90t	東電(実施:3月31日、水量:計約90t)
2号機	約697 ~712t	東電(実施:3月20、22、25、29、30日、4月1、4、7、10、 13、16、19、22、25、28日、5月2日 水量:計約697~712t)
3号機	約5,390.5t	自衛隊(実施:3月17、18日、水量:計約100t)
		機動隊(実施:3月17日、水量:計約44t)
		緊急消防援助隊(実施:3月19、20、22、25日、水量:計約 4,227t)
		東電(実施:3月18、23、24、27、29、31日、4月2、4、7、 8、10、12、14、18、22、26日 水量:計約1,019.5t)
4号機	約3,306.2t	自衛隊(実施:3月20、21日、水量:約250t)
		東電(実施:3月21、22、23、24、25、27、30日、4月1、3、 5、7、9、13、15、17、19、20、21、22、23、24、25、26、 27日、5月5日 水量:約3,056.2t(4月27日迄))
共用 プール	約130t	東電(実施:3月21日、水量:約130t)

(2) 電源復旧状況

- 1号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧(3月24日)
- 2号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧(3月26日)
- 3号機: 中央制御室の照明の点灯及び監視系の復旧(3月24日)
- 4号機: 中央制御室の照明が点灯及び監視系の復旧(3月29日)
- 5号機: すべて外部電源に切替完了
- 6号機: すべて外部電源に切替完了

(3) 飛散防止剤の樹脂散布状況

月日	散布量(単位:ℓ)	散布範囲(m ²)	散布場所
4月1日	約2000	約500	共用プール山側
5日	約2400	約600	共用プール山側等
6日	約2400	約600	共用プール山側
8日	約1300	約680	共用プール山側
10日	約2000	約550	共用プール山側
11日	約2400	約1200	共用プール山側
12日	約1400	約700	共用プール山側
13日	約1000	約400	共用プール山側
14日	約3500	約1600	共用プール山側
15日	約3800	約1900	共用プール山側

16日	約3800	約1800	サブレーション-ル水サージタンク山側等
17日	約3800	約1900	集中廃棄物処理施設周辺
18日	約3300	約1200	集中廃棄物処理施設周辺
20日	約3800	約1900	集中廃棄物処理施設周辺
21日	約12800	約6400	5、6号機高圧閉鎖所山側等
24日	約3500	約860	5号機原子炉建屋山側
25日	約10500	約3800	5号機原子炉建屋山側等
26日	約12500	約5000	3号機タービン建屋海側
27日	約18750	約7500	3号機タービン建屋東側
28日	約10500	約4540	5号機原子炉建屋山側他
29日	約29100	約12800	4号機タービン建屋東側及び 5号機原子炉建屋山側他
30日	約15800	約7400	4号機タービン建屋南側、旧事 務本館周辺法面、体育館付近、 物揚場西側法面
5月1日	約11300	約5400	事務本館法面等及び4号機原子 炉建屋南側
2日	約21000	約9500	4号機原子炉建屋南側・西側、 旧事務本館周辺法面、体育館付 近、物揚場西側法面
3日	約21000	約9300	3号機原子炉建屋西側、旧事務 本館周辺法面、グラウンド付近、 物揚場西側法面
4日	約20500	約9200	3号機原子炉建屋西側、旧事務 本館周辺法面、グラウンド付近、 物揚場西側法面
5日	約20500	約9350	2号機原子炉建屋西側、物揚場 西側法面等

3. 発電所の状況

(1) 東電福島第一

	主要事象・対応	主要データ
1号機	<3月>	- 水位(5月5日11:00)
	11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)	(A)-1650mm
	11日16:36 15条事象発生(非常用炉心 冷却装置注水不能)	(B)-1500mm
※INES評 価レベル7 (広範囲 な影響を 伴う事故)	12日01:20 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇)	- 原子炉圧力(5月5日11:00)
	12日10:17 ベント開始	(A)0.46MPaG、(B)1.283MPaG
	12日15:36 水素爆発	- 格納容器圧力(5月5日11:00)
		0.130MPaabs
		- 圧力容器温度(給水ノズル)

	<p>12日20:20 原子炉への海水注水開始</p> <p>22日11:20 圧力容器温度上昇</p> <p>24日11:30 中央制御室の照明が点灯</p> <p>25日15:37 原子炉への淡水注水開始</p> <p>27日07:30 タービン建屋の溜まり水を復水器へ移送</p> <p>31日09:20 トレンチ内滞留水の排水</p> <p>31日12:00 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送開始</p> <p>31日13:03 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p><4月></p> <p>3日12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替</p> <p>7日01:31 1号機原子炉格納容器内へ窒素ガス注入を開始</p> <p>10日09:30 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了</p> <p>14日12:20 1、2号機スクリーン前面及び取水口前へのシルトフェンスを設置完了</p> <p>17日16:00 遠隔操作ロボットによる建屋内現場状況調査開始</p> <p>29日11:36 遠隔操作ロボットによる建屋内の現場確認を実施。原子炉格納容器から有意な水漏れがないことを確認</p> <p><5月></p> <p>2日12:58 炉心注入ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替</p> <p>5日11:32 原子炉建屋環境改善作業として局所排風機を敷設し、全4台が起動</p>	<p>(5月5日11:00) : 134.7℃</p> <p>・サーモグラフィ (26日07:30頃)</p> <p>格納容器 : 25℃</p> <p>プール : 23℃</p>
2号機	<3月>	<p>・水位 (5月5日11:00)</p> <p>(A) -1500mm</p> <p>(B) -2100mm</p> <p>・原子炉圧力 (5月5日11:00)</p> <p>(A) -0.023MPaG、(D) -0.018MPaG</p> <p>・格納容器圧力 (5月5日11:00)</p>
※INES評価レベル7	<p>11日15:42 10条通報 (全交流電源喪失)</p> <p>11日16:36 15条事象発生 (非常用炉心冷却装置注水不能)</p> <p>13日11:00 ベント開始</p> <p>14日13:25 15条事象発生</p>	

	<p>(原子炉冷却機能喪失)</p> <p>14日16:34 原子炉への海水注入開始</p> <p>14日22:50 15条事象発生 (格納容器圧力異常上昇)</p> <p>15日00:02 ベント開始</p> <p>15日06:10 圧力抑制室付近で異音発生</p> <p>15日06:20頃 圧力抑制室損傷の疑い</p> <p>15日08:25 白煙発生</p> <p>20日15:05 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>26日10:10 原子炉への淡水注水開始</p> <p>26日16:46 中央制御室の照明が点灯</p> <p>29日16:45 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送</p> <p><4月></p> <p>2日16:25 取水口付近ビットからの水漏れに関し、コンクリート注入による止水作業開始</p> <p>2日17:10 復水器から復水貯蔵タンクへの水の移送開始</p> <p>3日12:18 原子炉への注入仮設電動ポンプの電源を電源車から本設電源へ切替</p> <p>5日15:07 2号機取水口付近のビット側面のコンクリート部分からの漏水に関し、取水口付近のビット周辺に穴を開け、凝固剤を注入 (6日05:38頃、汚染水の海への流出停止を確認)</p> <p>9日13:10 復水器から復水貯蔵タンクへの移送完了</p> <p>13日17:04 タービン建屋トレンチにある高レベル滞留水を復水器へ移送完了</p> <p>14日12:20 1、2号機スクリーン前面及び取水口前へのシルトフェンスを設置完了</p> <p>15日14:15 2号機スクリーン前面に鉄板を設置完了 (本日7枚中4枚)</p>	<p>0.065MPaabs</p> <p>・圧力容器温度 (給水ノズル)</p> <p>(5月5日11:00) : 116.8℃</p> <p>・使用済燃料プール水温</p> <p>(5月5日11:00) : 49.0℃</p> <p>・サーモグラフィ (26日07:30頃)</p> <p>原子炉建屋屋上 : 24℃</p>
--	---	--

	<p>18日13:42 遠隔操作ロボットによる建屋内現場状況調査を実施</p> <p>19日10:08 タービン建屋トレンチ内にある滞留水(高線量の滞留水)の集中廃棄物処理施設プロセス建屋への移送を開始</p> <p>30日14:05 タービン建屋トレンチ内立坑から集中廃棄物処理施設への水の移送再開</p> <p><5月></p> <p>1日13:35 2号機のトレンチ立杭の閉塞作業を開始</p> <p>2日10:05 使用済燃料プールに淡水を注入(~11:40)(約55t)</p> <p>11:00頃 タービン建屋トレンチ滞留水の集中廃棄物処理施設プロセス建屋への移送状況についてパトロールを実施</p> <p>12:58 炉心注入ポンプへの警報設置のため、消防ポンプによる炉心注水に一時切替</p>	
<p>3号機</p> <p>※ INES 評価レベル7</p>	<p><3月></p> <p>11日15:42 10条通報(全交流電源喪失)</p> <p>13日05:10 15条事象発生(非常用炉心冷却装置注水不能)</p> <p>13日08:41 ベント開始</p> <p>13日13:12 原子炉への海水注入開始</p> <p>14日05:20 ベント開始</p> <p>14日07:44 15条事象発生(格納容器圧力異常上昇)</p> <p>14日11:01 水素爆発</p> <p>17日09:48 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>22日22:46 中央制御室の照明が点灯</p> <p>25日18:02 原子炉への淡水注水開始</p> <p>28日17:40 復水貯蔵タンクの水をサージタンクへ移送</p> <p>(※) P.7(注)参照</p> <p><4月></p> <p>3日12:18 原子炉への注入仮設電動ボ</p>	<p>・水位(5月5日11:00) (A)-2050mm(B)-2200mm</p> <p>・原子炉圧力(5月5日11:00) (A)-0.074MPaG、(C)-0.091MPaG</p> <p>・格納容器圧力(5月5日11:00) 0.1038MPaabs</p> <p>・圧力容器温度(給水ノズル) (5月4日11:00):156.6℃</p> <p>・サーモグラフィ(26日07:30頃) 格納容器:26℃ プール:56℃</p>

	<p>ンプの電源を電源車から本設電源へ切替</p> <p>13日13:50 3、4号機スクリーン前面へのシルトフェンスを設置完了</p> <p>17日11:30 遠隔操作ロボットによる建屋内現場状況調査開始</p>	
<p>4号機</p> <p>※ INES 評価レベル3 (重大な異常事象)</p>	<p><3月></p> <p>14日04:08 使用済燃料プール水温度が84℃に上昇</p> <p>15日09:38 火災発生</p> <p>16日05:45 火災発生</p> <p>20日08:21 使用済燃料プールへ注水開始</p> <p>29日11:50 中央制御室の照明が点灯</p> <p><4月></p> <p>13日13:50 3、4号機スクリーン前面へのシルトフェンスを設置完了</p> <p><5月></p> <p>5日12:19 コンクリートポンプ車により使用済み燃料プールに放水開始</p>	<p>・コンクリートポンプ車による使用済燃料プールの水温確認</p> <p>12日 :約90℃</p> <p>22日放水前:約91℃</p> <p>23日放水前:約83℃</p> <p>23日放水後:約66℃</p> <p>24日放水前:約86℃</p> <p>24日放水後:約81℃</p>
<p>5号機</p>	<p><3月></p> <p>19日05:00 残留熱除去系ポンプで使用済燃料プール冷却開始</p> <p>20日14:30 冷温停止</p> <p>22日19:41 外部電源に切替完了</p> <p><5月></p> <p>2日13:30 起動変圧器(5SB)の受電試験に伴い、残留熱除去系ポンプを一時停止</p>	<p>・プール水温(5月5日12:00): 40.3℃</p>

6号機	<p><3月></p> <p>19日22:14 残留熱除去系海水ポンプで使用済燃料プール冷却開始</p> <p>20日19:27 冷温停止</p> <p>22日19:41 外部電源に切替完了</p> <p><4月></p> <p>1日13:40 6号機廃棄物処理施設設備の床の溜まり水を5号機の復水器へ移送開始</p> <p><5月></p> <p>1日14:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を開始</p> <p>2日10:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を開始（～16:00）約220トン</p> <p>11:03 起動変圧器（5SB）の受電試験に伴い、残留熱除去系ポンプを一時停止</p> <p>13:20 取水路内の調査終了</p> <p>3日14:00 6号機タービン建屋地下の溜まり水について、仮設タンクへの移送を開始（～17:00）約114トン</p>	<p>・プール水温（5月5日12:00）：34.5℃</p>
共用プール	<p><3月></p> <p>21日10:37 注水実施</p> <p>24日18:05 冷却ポンプを外部電源により起動</p> <p>17日14:34 共用プールへの電源供給停止（回路端末の短絡による）→復旧（17:30）</p>	<p>・共用プール水温（5月5日06:20）：25℃程度</p>

(2) 東電福島第二
全号機が冷温停止中（1、2、4号機〈INES評価レベル3〉は15条事象から復帰済み）

4. 緊急事態宣言

3月11日19:03 原子力緊急事態宣言発令（東電福島第一発電所）
3月12日07:45 原子力緊急事態宣言発令（東電福島第二発電所）

5. 原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）指示

3月11日 東電福島第一発電所の半径3km圏内の避難、3km～10km圏内の屋内退避
3月12日 東電福島第一発電所の半径10km圏内の避難

3月12日	東電福島第二発電所の半径3km圏内の避難、3km～10km圏内の屋内退避
3月12日	東電福島第二発電所の半径10km圏内の避難
3月12日	東電福島第一発電所の原子炉への海水注入
3月12日	東電福島第一発電所の半径20km圏内の避難
3月15日	東電福島第一発電所の半径20～30km圏内の屋内退避
3月20日	東電福島第一発電所施設の作業に関する現場の実施要領及び作業実施について現地調整所における自衛隊を中心とした調整・決定及び管理
3月21日	福島、茨城、栃木及び群馬県産ホウレンソウ、カキナ及び福島県産原乳の出荷制限
3月23日	福島県産ホウレンソウ、コマツナ、キャベツ、ブロッコリー、カリフラワー等の摂取及び出荷制限並びに茨城県産原乳及びパセリの出荷制限
4月4日	千葉県香取市及び多古町産ホウレンソウ及千葉県旭市産ホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー、パセリの出荷制限
4月8日	福島県喜多方市、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美里町、下郷町、南会津町産原乳の出荷制限を解除 群馬県産ホウレンソウ及びカキナの出荷制限を解除
4月10日	茨城県産原乳の出荷制限を解除
4月13日	福島県飯館村産しいたけ（露地原木栽培に限る）の摂取制限 福島県伊達市、相馬市、南相馬市、田村市、いわき市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村又は川内村産しいたけ（露地原木栽培に限る）の出荷制限
4月14日	栃木県産カキナの出荷制限を解除
4月16日	福島県福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、白河市、いわき市、国見町、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村又は鮫川村産原乳の出荷制限を解除
4月17日	茨城県（北茨城市及び高萩市を除く。）で産出されるホウレンソウ並びに茨城県の全域で産出されるカキナ及びパセリの出荷制限を解除
4月18日	しいたけ（露地原木栽培に限る）の出荷制限（13日付け）に関し、福島市産を追加
4月20日	福島県で水揚げされるイカナゴの稚魚の出荷制限及び摂取制限
4月21日	・東電福島第一発電所の半径20km圏内を22日午前0時をもって警戒区域に設定 ・東電福島第二発電所の避難区域を半径10km圏内から半径8km圏内に変更 ・福島県相馬市、新地町産原乳並びに栃木県那須塩原市、塩谷町産ホウレンソウの出荷制限を解除
4月22日	・東電福島第一原発から半径20kmから30km圏内に設定されていた屋内への退避を解除するとともに、計画的避難区域（葛尾村、浪江町、飯館村、川俣町の一部及び南相馬市の一部であって、東電福島第一原発から半径20km圏内の地域を除く）及び緊急時避難準備区域（広野町、楢葉町、川内村、田村市の一部、南相馬市の一部。ただし、東電福島第一原発から半径20km圏内の地域を除く）を設定

- ・千葉県香取市及び多古町において産出されたホウレンソウの出荷制限を解除
 - ・千葉県旭市において産出されたホウレンソウ、チンゲンサイ、シュンギク、サンチュ、セルリー及びパセリの出荷制限を解除
 - ・東電福島第一原発から半径20km圏内の区域並びに計画的避難区域及び緊急時避難準備区域における平成23年産稲の作付けを控えるよう要請
- 4月25日 福島県いわき市産しいたけ（露地原木栽培に限る）の出荷制限を解除
- 4月27日 ①栃木県で産出されるホウレンソウの出荷制限を解除
- ・②福島県の9市町村（白河市、矢吹町、西郷村、泉崎村、中島村、棚倉町、矢祭町、塙町及び鮫川村）で産出されるアブラナ科の花蕾類の出荷制限及び③摂取制限を解除
 - ・④福島県の17市町村（会津若松市、磐梯町、猪苗代町、喜多方市、北塩原村、西会津町、会津美里町、会津坂下町、湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、南会津町、下郷町、桧枝岐村及び只見町）で産出される結球性葉菜類の出荷制限及び⑤摂取制限を解除
- 5月1日
- ・福島県の南相馬市（鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）及び川俣町（山木屋の区域を除く。）で産出される原乳の出荷制限を解除。
- 5月4日
- ・福島県南地方（白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村）で産出される非結球性葉菜類、いわき地方（いわき市）で産出される非結球性葉菜類、アブラナ科の花蕾類及びカブ、県中地方（郡山市、須賀川市、田村市（第1原発から半径20km圏内区域除く）、鏡石町、天栄村、石川町、玉川村、平田村、浅川村、古殿町、三春町、小野町）で産出される結球性葉菜類及びカブ、県北地方（福島市、二本松市、伊達市、本宮市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、大玉村）のカブの出荷制限を解除

6. 食品等の摂取及び出荷制限

(1) 出荷制限・摂取制限品目

(5月5日現在)

		出荷制限	摂取制限
福島県	原乳	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（旧都路村の区域を除く。）、白河市、喜多方市、相馬市、南相馬市（鹿島区のうち、鳥崎、大内、川子及び塩崎を除く区域に限る。）、いわき市、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、矢吹町、矢祭町、塙町、磐梯町、猪苗代町、三島町、会津美	—

		里町、下郷町、南会津町、新地町、大玉村、平田村、西郷村、泉崎村、中島村及び鮫川村を除く全域	
非結球性葉菜類		白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村及び鮫川村を除く全域	白河市、いわき市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村を除く全域
結球性葉菜類		会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村、郡山市、須賀川市、田村市（第1原発から半径20km圏内区域除く）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村を除く全域	会津若松市、喜多方市、西会津町、磐梯町、猪苗代町、会津坂下町、柳津町、三島町、金山町、会津美里町、下郷町、只見町、南会津町、北塩原村、湯川村、昭和村、檜枝岐村、郡山市、須賀川市、田村市（第1原発から半径20km圏内区域除く）、いわき市、鏡石町、石川町、浅川町、古殿町、三春町、小野町、天栄村、玉川村、平田村を除く全域
アブラナ科の花蕾類		白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村及びいわき市を除く全域	白河市、矢吹町、棚倉町、矢祭町、塙町、西郷村、泉崎村、中島村、鮫川村及びいわき市を除く全域
カブ		福島市、二本松市、伊達市、本宮市、郡山市、須賀川市、田村市（第1原発から半径20km圏内区域除く）、いわき市、桑折町、国見町、川俣町（山木屋の区域を除く。）、鏡石町、石川町、浅川村、古殿町、三春町、小野町、大玉村、天栄村、玉川村及び平田村を除く全域	—
しいたけ		福島市、伊達市、本宮市、相馬市、南相馬市、田村市、新地町、川俣町、浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、広野町、飯館村、葛尾村及び川内村において露地原木栽培されたものに限る	飯館村において露地原木栽培されたものに限る
イカナゴの稚魚		全域	全域
茨城県	ホウレンソウ	北茨城市、高萩市産に限る	

※自産品目 ・栃木県：シュンギク ・茨城県（茨城県海域）：イカナゴ

(2) 水道水の飲用制限

制限範囲

対象自治体 (水道事業)

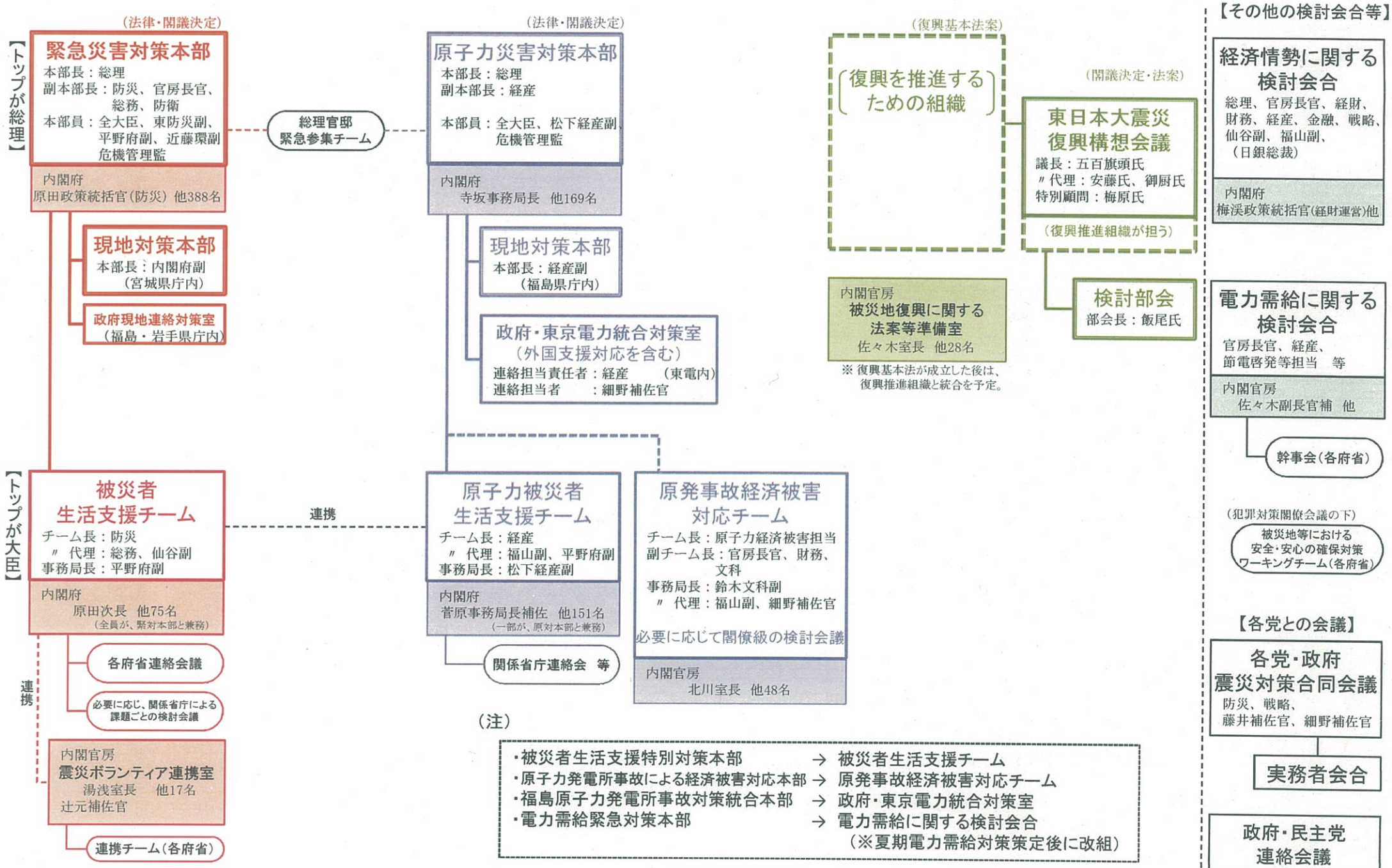
乳児

福島県飯館村 (飯館村飯館簡易水道事業)

3/21 ~

政府における東日本大震災関係の対策本部等の概略図

(平成23年5月9日現在)



緊急災害対策本部・原子力災害対策本部合同本部

(資料1) 被災者生活支援特別対策本部の取組み … P 1

— 実績・現状・課題 —

(資料2) 被災者支援の状況 … P 4

平成23年5月6日

被災者生活支援特別対策本部

平成23年5月6日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援特別対策本部の取組み

— 実績・現状・課題 —

1. 本部組織

(1) 事務局組織

- ・ 3/20に、緊急災害対策本部から、緊急物資の調達・配送業務を引き継ぎ、内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始（70名規模）。
- ・ その後、11班約100人以上に拡充。
- ・ 現在は、物資の調達・配送業務を県に移行したため、体制を縮小中。

(2) 運営

- ・ 毎日、定時に本部長（大臣）以下出席し、運営会議を開催。方針を決定し、個別課題の解決を指示している。
- ・ 各府省連絡会議（各省次官、長官等）を開催（当初は隔日、現在は週2回）し、全府省間で必要な情報の共有や対策の調整等を実施。

2. 実績と現地の改善状況

(1) 避難者の数

	ピーク時	現在
全県	約47万人	約12万人
3県	約40万人	約10万人

(2) 物資支援

これまで国が行った主な支援実績は、食料約2,590万食、飲料約788万本、毛布約39万枚、燃料約1.5万キロリットル（要請計：約5,800件）。

(3) 避難所の環境改善と情報提供

- ・ 3県の避難所の実態把握を行い、改善が必要な箇所を把握し、改善策について、県・市町村の取組を支援している。
- ・ 内閣広報室から、「壁新聞」「生活支援ガイドブック」を配付。
- ・ 内閣府防災担当統括官から、「被災者支援に関する各種制度の概要（東

日本大震災編)」を公表。

(4) 二次避難

避難所の解消を目指し、二次避難を促進中。

- ・ 5月2日時点で、23,850戸の応急仮設住宅が着工済み（うち3,877戸は完成済）
- ・ 全国各地で公営住宅や公務員宿舎等を計53,568戸確保（うち、8,388戸は入居済。5月2日現在）。
- ・ ホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(5) インフラ等の早期復旧

① がれき処理

「災害廃棄物処理検討会議」を開催。「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置き場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。

② 仮設住宅

「仮設住宅検討会議」を開催。概ね2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸を供給する準備を進めている。

③ 復旧対策

「復旧対策検討会議」を開催。公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施するために必要な各省調整を行う。

(6) 生活の再建

- ・ 「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を開催。復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組むほか、雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を促進。
- ・ 中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。

(7) 市町村機能の回復

① 人的支援

- ・ 国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせんを実施。

② 役場機能の応急復旧

- ・ 仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算に計上。

③ Q&A 集の配付、説明会の実施

- ・ 県庁・市町村の執務参考資料として、Q&A 集を作成し、送付した。
- ・ 支援本部事務局及び各府省庁の担当官による現地説明会を開催予定。

3. 今後の課題

(1) 避難所の生活改善

- ・ 物資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラ復旧に合わせ、避難所の生活環境も改善してきている。
- ・ しかし、一部に生活環境が引き続き厳しい避難所がある。こうした避難所について、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。

(2) 二次避難の促進、避難所の解消

- ・ 仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を早期に解消することができるよう、仮設住宅の建設、公営住宅の確保、民間住宅の借り上げを促進。併せて、被災地域外のホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(3) インフラ等復旧と生活再建

- ・ 社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に目途をつけるべく、引き続き注力。
- ・ 農地・漁港等の復旧を本格化させる。
- ・ 被災者の生活再建のために欠かせない雇用の確保に向け、復旧事業等による雇用創出策や新たな就職に向けた支援を実施するとともに、雇用の受け皿である各産業への復旧への支援等を実施し、地域経済を維持。

- (4) これらについて、当面の政府の取組を国民にお示しするべく、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針（仮称）」を作成することとしている。

被災者支援の状況

1. 取組みの概要
2. 被災者等の状況
 - (1) 被災者の推計
 - (2) 被災者の避難状況等
 - (3) インフラ等の被害・復旧状況
3. 課題と当本部の取組み
 - (1) 現地の課題と当本部の取組み
 - (2) 避難所の実態把握について
 - (3) 二次避難及び一時的移転の状況
4. 参考
 - (1) 生活支援本部対策の経過（事務記録）

(当本部ホームページで関連資料を掲載するとともに、最新のものに更新しています。)

当本部ホームページ：<http://www.cao.go.jp/shien/index.html>)

被災者支援取組の概要

1. 被災者等の状況

(1) 避難所におられる避難者の現状 [P 7～P 9]

全国で約 12 万人、東北 3 県で約 10 万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

二次避難によって、人数や場所が変わる。

なお、避難所以外に避難された方等、例えば、知人宅に避難された方、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の正確な数は、把握できていない。

(2) インフラ等の被害・復旧状況 [P 10～P 12]

関係者の御努力により、復旧はかなり進んでいる。

- ・ 電気について、家屋流出地域、避難区域及びがれき未処理地域、家主の不在による送電留保（計約 15 万戸）を除き、復旧済み。
- ・ 仙台空港が 4 月 13 日に民航機就航が再開し、完全復旧に向け復旧作業を実施中。東北新幹線は 4 月 25 日に福島～仙台間が運転再開、4 月 29 日に仙台～一ノ関が運転再開し、全線開通予定。

2. 現地の課題と当本部の取組み

(1) 現地の課題と当本部の取組み（分類） [P 13～P 17]

(2) 国から県への物資調達・配送の移行

これまでは、政府（生活支援本部）が避難所等への物資調達・配送を代行していたが、4 月 21 日から災害救助法の枠組み（県による調達・配送）へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき、国が対応）。

【これまで国が行った主な支援実績】

- ①食料 2590 万食、②飲料水 788 万本、③毛布 39 万枚、
- ④燃料約 1.5 万キロリットル（4/8 以降は民間業者によるほぼ通常の配送に復旧）

3. 今後に向けて

(1) 避難所の実態把握 [P 18~P 24]

- ① 東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（4月26日現在：965か所）を対象に、ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に関する9項目について状況を把握。

実態把握ができた避難所は前回分とあわせ全体の約6割。総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難所は59か所（約11%）

- ② さらに、6つの避難所（3県×2カ所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行っている。

(2) 二次避難及び一時的移転の状況 [P 25]

- ① 5月2日時点で23,850戸の応急仮設住宅が着工済（うち3,877戸は完成済）。岩手県・宮城県・福島県等6県における必要戸数72,290戸の供給に向けて準備を進める。
- ② 全国各地（47都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計53,568戸確保（うち8,388戸は入居済。5月2日現在）。旅館・ホテル等も確保。福島県では、県による旅館等を無償利用できる旨の周知などにより、旅館等への一時的移転が進んでいる。

平成23年5月4日

被災者の推計

(単位：人)

	全国	うち3県	注
1. 死者(把握できた数)	14,785	14,721	5月4日現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	10,271	10,267	5月4日現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不明	不明	
3. 避難所にいる避難者	124,455	103,422	5月4日現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不明	不明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不明	不明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

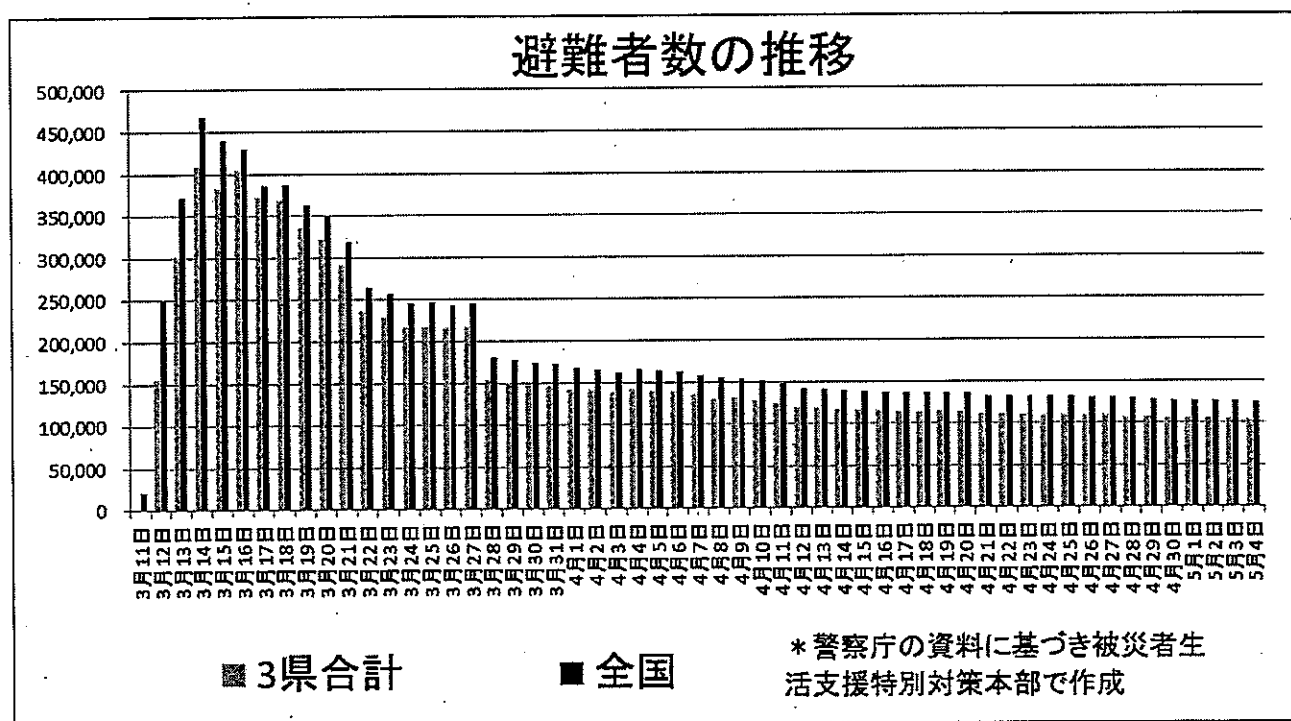
避難所の避難者数(総括表)

		5月4日現在	5月4日現在	
		避難者数(※1)	避難所数(※2)	市町村数
全国計		124,455	2,456	
	岩手県	41,257	360	25
	宮城県	36,463	406	28
	福島県	25,702	160	32
	3県合計	103,422	926	85

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援特別対策本部で作成



避難所の避難者数

5月4日現在

5月4日現在

	避難者数(※1)	避難所数(※2)
北海道	1,059	378
青森県	983	328
岩手県	41,257	360
宮城県	36,463	406
秋田県	536	94
山形県	530	23
福島県	25,702	160
東京都	912	22
茨城県	377	36
栃木県	158	6
群馬県	2,602	58
埼玉県	4,544	45
千葉県	1,387	69
神奈川県	638	68
新潟県	4,552	66
山梨県	823	136
長野県	970	132
静岡県	962	35
合計	124,455	2,422

※1:一部、自宅等避難を含む

※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援
特別対策本部で作成

インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- ・ 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- ・ 詳しくは、各府省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください。

1. がれき処理及び仮設住宅

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
がれき処理	岩手県では沿岸12市町村(計78箇所)、宮城県では33市町村(計104箇所)、福島県では25市町村(計114箇所)において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では15市町、福島県では8市町で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。	環境省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
応急仮設住宅	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を進めているところ。現在、着工済み17,692戸(208地区)、着工済みのうち完成2,792戸、着工予定5,807戸(77地区)。	国土交通省 ・関係HP1 ・関係HP2

2. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
電気	東北3県の停電戸数は、約274万戸(3月11日)から約1.2万戸(4月25日16時)に減少(岩手県約1千戸、宮城県約1.1万戸、福島県2戸)。(なお、家主不在等で送電を留保している家屋(約1.5万戸)、津波による家屋等流出地域(約8.2万戸)、福島県内の立入制限区域(約3.2万戸)は除く。)	経済産業省 ・関係HP 東北電力 ・関係HP
ガス	都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)から約3千戸(4月27日)に減少。復旧作業中の石巻ガス(石巻市)については、被害が甚大で立ち入りが困難など作業ができない地域を除き、5月上旬までに概ね復旧の見込み。 LPガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)であったが、4月27日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能。	経済産業省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
水道	これまで復旧した総数は約221万戸。5県で約7.7万戸が断水(岩手県約2.4万戸、宮城県約4.5万戸、福島県約0.5万戸)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や水道施設の復旧作業を支援中。	厚生労働省 ・関係HP
市場・流通業	【市場】 卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係:盛岡、仙台(青果及び水産)、福島(青果)は通常通り。福島(水産)は通常比8割)。 【流通業】 被災地においては、営業時間短縮や一部フロアのみでの営業、店頭販売などを行っている店舗を含め、概ね9割程度の店舗が営業中。店舗が流出したり、被害の大きかった沿岸部や原発周辺地域においては休業店舗が多い。岩手県や宮城県の沿岸部などでは、仮設店舗の設置、店頭販売、出張販売、巡回販売などの取組みを実施中。	【市場】 農林水産省 ・関係資料(pdf) 【流通業】 生活支援本部 ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf) ・関係資料3(pdf)

燃料	<p>【製油所・油槽所】 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。 塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5千klタンカーが着機可能。4月26日まで約28.7万kl着機済)。 ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万klに対し、既に、概ね日量3.4万kl(震災前の約9割程度)の供給を回復。</p> <p>【SS】 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から91%(4月25日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。</p>	<p>経済産業省 ・関係HP</p> <p>内閣府 ・関係HP</p>
下水道等	<p>【下水道】 岩手、宮城、福島、茨城4県の沿岸部にある下水処理場18箇所が、主に津波による機械電気設備の損傷等により稼働停止中。このうち、汚水流入のある12箇所では、簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。</p> <p>【集落排水】 11県において、380地区が被災し、被害金額は約349億円。被災した市町村へは、地方農政局等において応急対応、災害復旧に関する技術相談、施設緊急点検等の対応を実施中。</p>	<p>【下水道】 国土交通省 ・関係HP</p> <p>【集落排水】 農林水産省 ・関係HP</p>
銀行	<p>東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では、全体の約10%に相当する約280が閉鎖されていたが、4月27日時点では、閉鎖店舗数は、全体の約4%に相当する103まで減少。また、一部金融機関においては、閉鎖店舗について、役場等に設置した臨時窓口で対応。</p>	<p>金融庁 ・関係HP</p>
郵便	<p>郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)で約53%に相当する583局が営業停止であったが、現在は約9%に相当する97局(4月27日)に減少。 郵便(配達:東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)で約15%に相当する44拠点が配達不能であったが、現在は約2%に相当する4拠点(4月26日)に減少。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf)</p>
宅配便	<p>3県における集配サービスは一部エリアを除き再開済みであり、順次対象エリアを拡大中(全域で集配サービスが行えない市町村数:5町村(福島県双葉郡の一部))。集配サービスが行えないエリアでは最寄りの営業所での受取・持込により対応中。</p>	<p>ヤマト運輸 ・関係HP 佐川急便 ・関係HP 郵便事業 ・関係HP</p>
電話	<p>NTTの固定電話は4月27日現在で約1.7万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で618局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月30日には、一部の地域を除き、固定電話交換局及び携帯電話基地局の通話エリアがほぼ復旧する予定。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)</p>
放送	<p>岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174箇所中5箇所(うち、停電4、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし。) 福島第1原発警戒区域内(半径20km圏内)に設置されている、テレビジョン中継局1箇所(NHK都路アナログ中継局(田村市都路町))、ラジオ中継局1箇所(NHK双葉中波第1中継局(双葉郡富岡町))が停波中。</p>	<p>総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)</p>

3. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路の99%、直轄国道の99%で一般利用が可能。高速道路1区間(いわき四倉～常磐富岡)、直轄国道5区間、県管理国道26区間、地方道191区間で通行止め。直轄国道については、国道45号に仮橋を設置すること等により広域迂回を解消するとともに、片側交互通行の解消等の復旧作業を実施中。	国土交通省 ・関係HP 【鉄道】 JR東日本 ・関係HP
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は87%、在来幹線は95%。東北新幹線(仙台～一ノ関)は4月29日に運転再開予定。	
航空	被災地周辺の13空港全て利用可能。仙台空港の完全復旧に向け復旧作業を実施中(4月13日から民航機就航再開)。	
港湾	被災地の重要港湾15港において一部の岸壁が利用可能。バース数で見ると35%利用可能。航路の啓開、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏～東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して267%まで増強。	

4. その他基盤

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
河川	直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	国土交通省 ・関係HP
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は561km ² 。	
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、岩手、宮城、福島3県で計3,637億円。緊急に航路・泊地のがれきの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約4,100箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを61台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のがれきを緊急に除去作業中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)

【連絡先】

被災者生活支援特別対策本部事務局
地域班：松島参事官、田中
代表：03-3581-4571 (内線85700)

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み（分類）

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 避難所等における生活改善	避難所の生活環境改善 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、 医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、 ごみ処理 等 </div>	【ニーズの把握と対策の実行】 1. ニーズの把握 (1) 客観的に ①全避難所の要支援度の把握（5/2 第3回取りまとめを公表） ②定点観測（2か所×3県） (2) 個別に 壁新聞の要望欄、災対本部現地事務局による聴取 2. 対策と改善状況の確認 (1) 把握したニーズ等の情報を県・市町村等へ提供。 (2) 必要なところへの重点的な対策を県・市町村等に要請。 (3) 制度に問題があれば、各省に検討を指示・依頼。 (4) 住民と市町村による運営への移行を促進する（雇用創出基金事業の活用など）。
	個別事項（略）	1. 各省において取り組み中。 2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。
2. 二次避難対策	1. 住民の誘導 (1) 公営住宅等への二次避難	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 (1) 公営住宅等への移転 ①公営住宅・国の宿舍等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。 ②入居条件などを被災者に詳しく提供（壁新聞、地方紙等）

	<p>(2) 旅館等への一時的避難</p>	<p>入居決定済み戸数(5月2日現在)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公営住宅等 4,352 戸 ・国の宿舎等 4,036 戸 <p>(2) 旅館・ホテル等への一時的移転</p> <p>①壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介。</p> <p>②先進的な取組みを政府現地対策本部等を通じて被災県に周知。</p> <p>県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(5月2日現在) 21,880 人</p>
	<p>2. 仮設住宅の建設</p>	<p>1. 仮設住宅の建設促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村が要望する戸数の建設を支援する。 ・2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸の供給目標の実現に向け、進捗管理等を行う。 <p>応急仮設住宅 完成戸数 (4月27日現在) 2,792 戸</p> <p>2. 民間賃貸住宅の借上げ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間の賃貸住宅を県や市町村が借上げ、仮設住宅として提供することを促進(4月30日通知)。
<p>3. 必要な情報の提供</p>	<p>情報の不足</p>	<p>【内閣広報官と協力するとともに、生活支援本部においても情報を提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ(壁新聞第8号(4月28日発行))など。 ・4月28日、「生活支援ハンドブック」を避難所等で配布。 ・4月26日、内閣府防災担当において今回の被災者等向けにパンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表。

【参考：国から県への物資調達・配送の移行】

- ・避難所等への物資の調達・配送は、国から県へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応）。

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	<p>【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部 HP 等で公表中】</p> <p>(1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤</p>
	2. 公共インフラ等の応急復旧	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <p>1. 災害廃棄物処理検討会議 「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。</p> <p>2. 仮設住宅検討会議 (「I. 2. 二次避難対策」に同じ)</p> <p>3. 復旧対策検討会議 公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。</p>
2. 生活の再建	1. 雇用	<p>【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月27日、補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ。 ・フェーズ1の対策を含め、復旧事業等に

		<p>おける就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を進めている。
	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。 ・金融支援の拡充、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等を第一次補正予算に計上。

Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	<p>1. 役場機能の回復</p> <p>2. 役場を移転した市町村への支援</p>	<p>【総務省が中心となって、役場を支援】</p> <p>1. 人的支援等</p> <p>国家公務員の派遣(4月25日現在) 816名、延べ約27,600名</p> <p>地方公務員の派遣のあっせん (4月13日現在)</p> <p>被災市町村からの派遣要望 673名</p> <p>全国市町村からの派遣申出 2,562名</p> <p>2. 役場機能の応急復旧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役場機能の応急復旧のため、仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算に計上。 <p>3. 相談窓口等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っ

	(避難者の所在の把握)	<p>ている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸HP、総務省HPや広報誌、広報番組等を活用して広報している。 <p>コールセンターにより所在が判明した人数(4月30日現在) 25,409人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「全国避難者情報システム」に関して、4月27日までに、一部の被災団体(7団体)を除く1,740市区町村において、避難されている方からの情報提供の受付を開始。
2. 政府内での対策強化		<ol style="list-style-type: none"> 1. 生活支援本部における各府省との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携(各種検討会議で対応(Ⅱ参照)) 2. 地方公共団体との連携 <ul style="list-style-type: none"> ・生活支援本部に地域班を設置し、現地対策本部及び県(ホットライン設置)と連携を密にして、自治体を支援している。 ・県、市町村職員向けに、様々な特例措置を解説した資料を作成し、県、市町村に配布した。 ・県、市町村職員向け説明会を計画中。 3. 国民に向けての広報の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。

平成23年5月6日

避難所の実態把握について

1. 各避難所の要支援度の把握

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所を対象に、生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

(2) 内容及び頻度

①現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3又は5段階で評価する。

②次の9項目について行う。（第3回とりまとめは別添）

水道・電気・ガス・燃料／食／下着と洗濯／プライバシーの確保／
医師・看護師・保健師の巡回等／薬／入浴／トイレ／ゴミ処理

(3) 結果の集計、活用

①各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。

②厳しい状態にある避難所に対する重点的な支援を、県・市町村に要請する。

2. 避難所の定点観測

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、各県2カ所の避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

(2) 内容及び頻度

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数値的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態把握する。

※本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

平成23年5月2日
被災者生活支援特別対策本部

3 県全避難所に対する実態把握結果について（第3回）

I 概要

1 実態把握結果の概要

- (1) 期間 4月20～24日を基本とする（26日までに回答があったもの）
- (2) 把握箇所 536か所（前回 510か所） 対象総数 965か所
※把握箇所：第1回から第3回までのいずれかで回答があったもの
のうち、直近のものを集計

前回 510か所＋今回 416か所－重複箇所（2回以上回答）363か所－閉鎖 27か所＝536か所

※把握箇所の割合 55.5%

（岩手県 92.6% 宮城県 35.2% 福島県 28.6%）

2 総評

- (1) 水道等ライフラインが全く復旧していない避難所が2か所（前回 11か所）
- (2) おにぎりとパンのみの避難所は1か所（前回 0か所）。未だ温かい食事の提供ができていない避難所が3か所（前回 8か所）
- (3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できず下着が不足している避難所が182か所（前回 186か所）
- (4) 間仕切りなどが全くない避難所が108か所（前回 130か所）
- (5) 医師の巡回等が十分でない避難所は28か所（前回 19か所）
- (6) 入浴できていない避難所は0箇所。
- (7) 総合的に見ると、特に著しく厳しい状況にある避難所は0か所（前回 0か所）、著しく厳しい状況にある避難所は2か所（前回 1か所）、厳しい状況にある避難所は57か所（前回 58か所）。

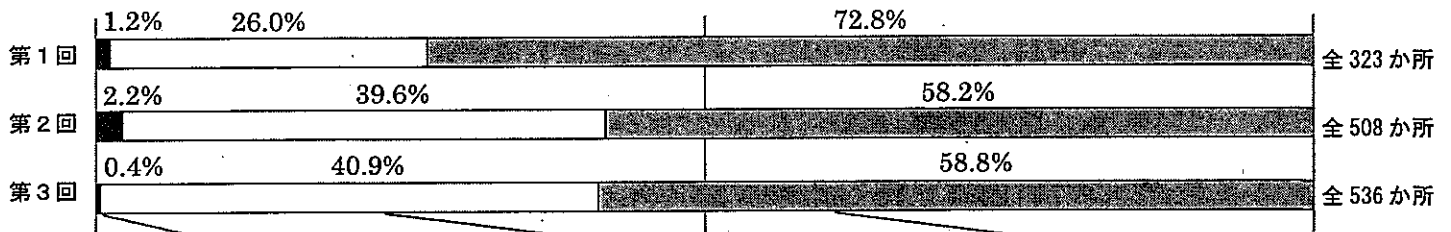
3 対応

- (1) この結果を県・市町村と共有し、特に改善が必要な避難所への支援の強化について、引き続き県・市町村に対し要請する。
- (2) まだ実態が把握できていない避難所の把握を進める。

II 各項目の状況

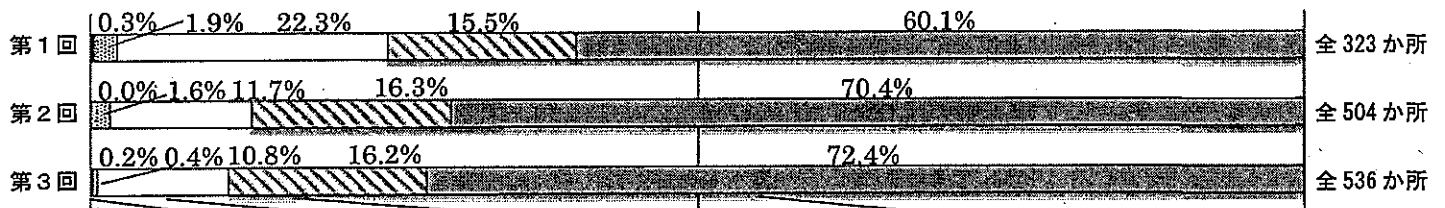
※ () 内の箇所数は第3回の数字

(1) 水道・電気・ガス・燃料



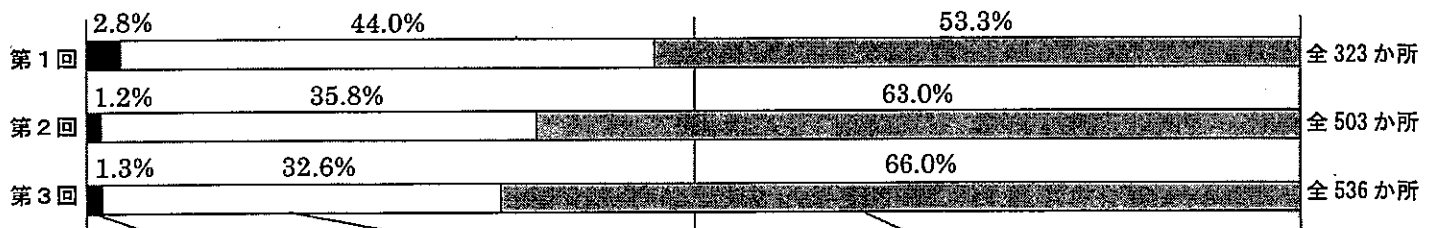
- 1 水道・電気は復旧しておらず、ガスも利用できない。燃料も著しく不足。(2←11 箇所)
- 2 水道・電気・ガスのいずれかが復旧している (219 箇所)
- 3 水道・電気・ガスが利用可能。燃料も入手可能 (315 箇所)

(2) 食事 (5段階)



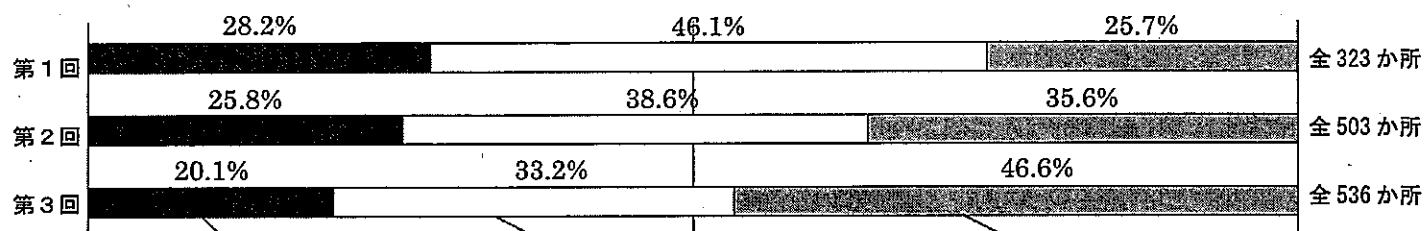
- 1 毎日、おにぎりやパンのみ。(1←0 箇所)
- 2 おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。(2←8 箇所)
- 3 おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。(58 箇所)
- 4 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。(87 箇所)
- 5 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。(388 箇所)

(3) 下着と洗濯



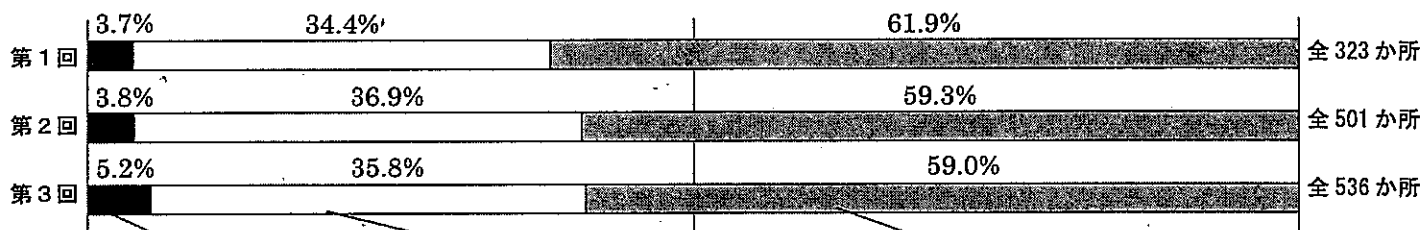
- 1 替えの下着がない。(7←6 箇所)
- 2 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。(175 箇所)
- 3 数が充足し、洗濯もできる。(354 箇所)

(4) プライバシーの確保



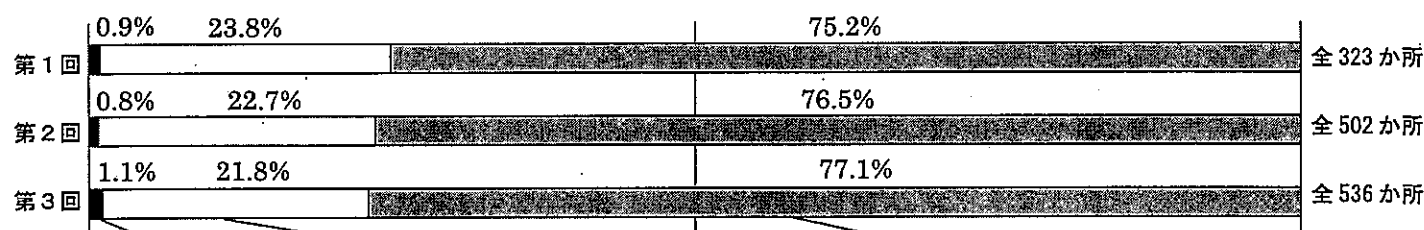
- 1 間仕切りなどが全くない。
(108←130 か所)
- 2 着替え場所など一部は、仕切られている。
(178 か所)
- 3 居場所がついたで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。
(250 か所)

(5) 医師、看護師又は保健師の巡回等



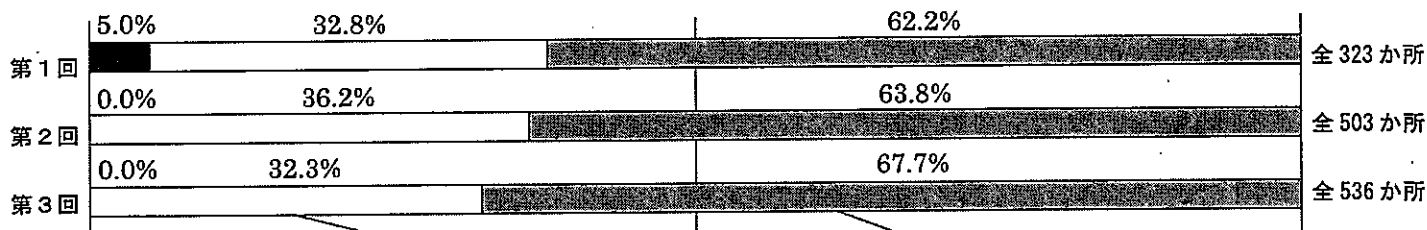
- 1 医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠(10日に1回程度以下)で、近隣の医療機関も利用できない。
(28←19 か所)
- 2 週に数回程度の巡回がある。
(192 か所)
- 3 ・1日に1回は巡回がある 又は
・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は
・近隣の医療機関が利用できる。
(316 か所)

(6) 薬



- 1 全般的に入手困難。
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(6←4 か所)
- 2 分野によっては不足。
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(117 か所)
- 3 全般的に充足している。
(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)
(413 か所)

(7) 入浴

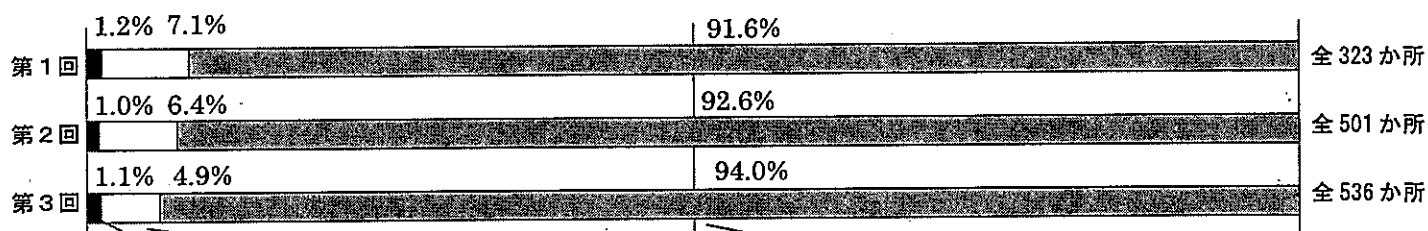


1 大震災以来、入浴
できていない。
(0←0 か所)

2 週に1度程度
入浴可能。
(173 か所)

3 避難所施設や近隣の施
設で週に数回以上入浴
可能。
(363 か所)

(8) トイレ

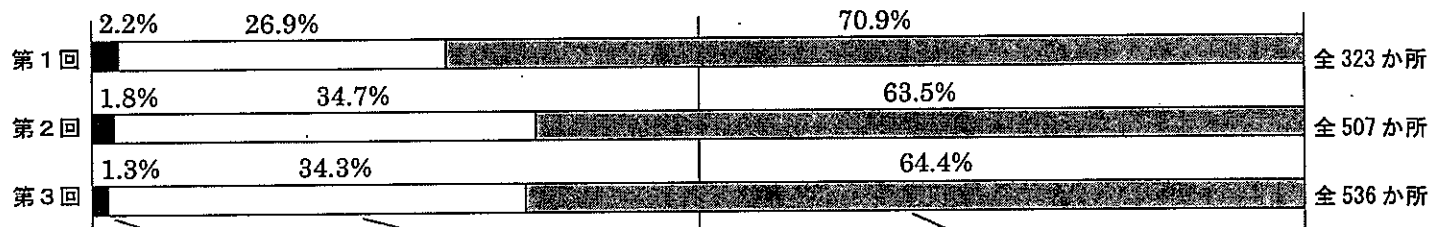


1 トイレ(仮設トイレを
含む。)の数が不十分
で汲み取りなども行
われていない。
(6←5 か所)

2 トイレ(仮設トイレ
を含む。)の数はある
が汲み取りなどは行
われていない。
(26 か所)

3 仮設トイレも含
めて十分な数があ
り、汲み取りなど
が行われている。
(504 か所)

(9) ゴミ処理

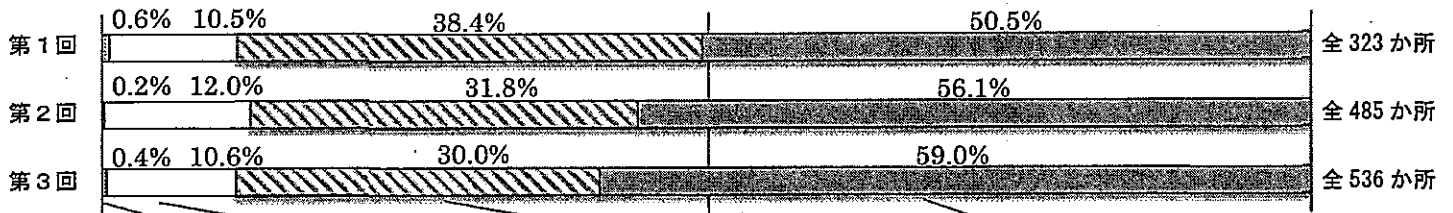


1 ゴミ捨て場が
ない。
(7←9 か所)

2 ゴミ捨て場は定
められている
が、処理は週に
1, 2 回。
(184 か所)

3 ゴミ捨て場が定めら
れ、週に数回は処理さ
れて、衛生的に保たれ
ている。
(345 か所)

(10) 総合評価 (5段階)



- V 特に著しく
厳しい状況
下にある避
難所
(0←0 か所)
- IV 著しく厳し
い状況下に
ある避難所
(2←1 か所)
- III 厳しい状況下
にある避難所
(57←58 か所)
- II 依然として厳し
いものの生活環
境がやや改善し
ている避難所
(161←154 か所)
- I 一定程度の生活
が可能な状態に
ある避難所
(316←272 か所)

(参考)

数値の合計 (項目ごとの重みは加味していない)

- V 特に厳しい状況下にある避難所 9~16点
(想定される状況の具体例: 水道等なし。おにぎり・パンのみ。入浴不可。)
- IV 著しく厳しい状況下にある避難所 17~24点
- III 厳しい状況下にある避難所 25~31点
- II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32~38点
- I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 39~45点
(想定される状況の具体例: 水道等復旧。温かい食事。週複数回入浴可。)

(参考) 実態把握の趣旨及び要領について

1 趣旨

東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（4月26日現在 965か所）を対象に生活環境に関する状況を把握。ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に係る9項目について、各項目毎に3又は5段階で評価し、集計。

2 実態把握対象（4月26日現在）

岩手県	26市町村	363か所	うち回答	336か所	(92.6%)
宮城県	28市町村	420か所	うち回答	148か所	(35.2%)
福島県	36市町村	182か所	うち回答	52か所	(28.6%)
<u>合計</u>	<u>90市町村</u>	<u>965か所</u>	<u>うち回答</u>	<u>536か所</u>	<u>(55.5%)</u>

※第1回から第3回までのいずれかで回答があったもののうち、直近のものを集計。

3 回答記入期間

4月20日～4月24日を基準とする

4 回答記入者

県・市町村を通じ、各避難所のとりまとめ役など避難所の状況を熟知されている方に記入を依頼（該当する方がいない場合は、市町村職員等が知り得た状況を記入）。実態把握票は別紙のとおり。

平成 23 年 5 月 6 日
被災者生活支援特別対策本部

二次避難及び一時的移転の状況

1. 二次避難の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅 (5/2 現在) 【国土交通省調べ】	3,877 (完成済)	23,850 (着工済)
国の宿舎等 (5/2 現在) 【財務省調べ】	4,036	31,306
公営住宅等 (5/2 現在) 【国土交通省調べ】	4,352	22,262
計	12,265	77,418

2. 一時的移転の状況 (旅館・ホテル等)

【観光庁調べ (5/2 現在)】

	県内	県外	県内外合計
岩手県	1,661	0	1,661
宮城県	1,219	15	1,234
福島県	15,930	3,055	18,985
計	18,810	3,070	21,880

(注) 福島県における「県外」の内訳は、茨城県へ 161 人、静岡県へ 141 人、山形県へ 834 人、千葉県へ 45 人、栃木県へ 340 人、新潟県へ 1,257 人。

平成 23 年 5 月 6 日

生活支援本部 対策の経過（事務記録）（未定稿）

月日	生活支援本部の動き	現地の状況
3 月 11 日 (発災)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊対本部（官邸）にて、物資の調達・配送を開始（本来なら県が行うべきものだが、政府が業務を肩代わりして対応） ○政府緊対本部事案対処班として、物資調達・配送、海外支援受入等を約 30 名にて開始（3 月 14 日には 70 名規模に） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 14:46 発災
3 月 14 日	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の物資調達について、国費にて対応する予備費使用の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北 3 県避難所避難者数最大 409,146 人
3 月 17 日	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援本部設置を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路の緊急通行車両確認標章のトラックに対する交付手続きを緩和（緊対本部で交付手続きを実施） ○3 県避難か所数最大 1,994 か所 ○インフラ・ライフラインの最大被害状況（3 県） <ul style="list-style-type: none"> ・停電 214 万戸（契約 344 万戸） ・断水 215 万戸 ・都市ガス供給停止 42 万戸 ・通信（固定電話）100 万回線（契約 300 万回線） ○DMAT 派遣 最大 193 チーム活動 ○事務局からの食事の配送 1 日最高 113 万食

3月18日

○緊急重点 SS でのトラックに対する優先給油を開始

3月19日

○事務局次長（2人）、審議官（2人）を発令

○3県への食糧供給が1日90万食程度が続く

○県内の物資集積拠点が飽和状態になり、末端までの輸送が滞る

3月20日
(10日目)

○生活支援本部が、物資支援業務と庁舎職員約70人を引き継ぐ。内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始

○その他の生活支援にも着手。参事官（12人）を発令。職員・組織の拡充開始

○本部運営会議を開始（翌日から毎日11:00～11:30）

3月21日

○「各班の現状と課題」を整理し、運営会議で議論

○「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」発足

○現地での個別問題の処理に本格的に取り組み（いわき市のコンビニ再開働きかけ。原発20～30km圏の医療、石油供給など）。以後毎日

○地下講堂をプレスに公開

○食料、水、燃料の配送に加え、日用品の配送が増える（トイレトーパー、おむつ等）

3月22日

○職員数約100人に

○各府省連絡会議が発足（各省次官長官会議。隔日開催）

○3県庁と本部とのホットラインを開始

○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」発足

○被災自治体への人的応援のため、総務省から他県・市町村への派遣を依頼。本部から各省への派遣を依頼

○警察が一般車の交通規制を解除

3月23日

○県・市の対策本部に物流専門家を派遣。集積拠点での在庫管理等の活動を開始

- | | | |
|-----------------|--|--|
| 3月24日 | <ul style="list-style-type: none">○災害廃棄物・現地調査団（団長：樋高環境大臣政務官）が釜石市、大槌町を視察 | <ul style="list-style-type: none">○東北自動車道開通○避難所生活環境改善のための物資（パーテーション、一般薬など）の配送が増える○宅配事業者が3県の避難所と集落への救援物資配送体制を整備 |
| 3月25日
(2週間後) | <ul style="list-style-type: none">○事務局内体制がほぼ固まる（参事官13人、班編成完成）○平野事務局長（副大臣）が記者会見「本部事務局の業務について」○災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議にて「損壊家屋等の撤去等に関する指針」取りまとめ○講堂が手狭になり、一部職員が1階へ移転 | |
| 3月27日 | <ul style="list-style-type: none">○現地からの要望や課題に応えるだけでなく、重要課題や先を見こした対策に取り組むことを開始。本部が何を送ったかだけでなく、現場が何を欲しているかの視点で検討へ | <ul style="list-style-type: none">○被災者受入れ可能な公務員宿舎等の数を公表（4万2千戸） |
| 3月28日 | <ul style="list-style-type: none">○運営会議にて、テーマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1～2テーマずつ議論○「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足 | <ul style="list-style-type: none">○3県避難者数がほぼ一定に（約15万人、約2,400か所）○トイレットペーパー、おむつの配送がほとんど終了する |
| 3月29日 | <ul style="list-style-type: none">○原子力被災者支援チームが発足。当本部との分担決定（両事務局長）○「被災地の復旧に関する検討会議」発足○3県×2か所での避難所の定点観測を開始 | <ul style="list-style-type: none">○民間トラックによる輸送回数が延べ1000回を超える○東北3県の燃料供給がほぼ前年同月並みに（末端を除く） |
| 3月30日 | <ul style="list-style-type: none">○壁新聞第1号発刊 | |
| 3月31日 | <ul style="list-style-type: none">○原子力チーム関係省庁が初会合 | <ul style="list-style-type: none">○3県への食事の配送が80万食を下回り、70万食前後に落ち着く |

4月1日	(3週間後)	
4月2日	○総理大臣が陸前高田市視察、平野副大臣同行	
4月3日	○表「現地の課題と支援本部の取組(分類)」を整理 ○松本大臣が現地視察(3日~4日)	○炊き出し用機器(薪ストーブ、大型鍋)を石巻市等へ配送
4月4日	○運営会議での、原子力チームからの報告を定例化	
4月5日	○各府省連絡会議を火・金曜開催に ○被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議にて「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取りまとめ ○被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急総合政策として「フェーズ1」取りまとめ	
4月6日	○全避難所の要支援度把握を開始 ○本部HP立上げ	○被災県で物資が充足し、全国知事会緊急広域災害対策本部と被災県との協議に基づき、食料品以外の救援物資の受入れを一時中止する旨、同本部が通知 ○原発事故により役場を区域外に移転している8町村について、居所が不明な町村住民の所在を確認するため、福島県において「福島県双葉郡支援センター」を立ち上げ
4月7日	○自民党からの要望に回答(官房長官他) ○平野事務局長の定例記者会見を開始	○23:32 宮城県沖地震 M7.4
4月8日		○義援金配分割合決定委員会が発足。第1回配分基準を決定

4月9日

4月10日

4月11日
(1か月後)

4月12日

4月13日

4月14日

4月15日

4月16日

4月21日

○総理大臣が石巻市視察

○壁新聞第3号(当事務局編集により「住宅特集」を掲載)

○本部HP充実(本部の実績や取組み状況を掲載)

○公明党からの要望に回答(官房長官他)

○平野副大臣定例記者会見

- ・生活再建支援金支給の迅速化について
- ・3県全避難所把握第1回取りまとめ結果について

○仮設住宅入所第1号(陸前高田市)

○17:17 福島沖地震 M7.1

○当本部からの食料提供が40万食台に

○住所地外に移った避難者を把握するため、地方自治体共通の全国避難者情報システムを構築するための通知(総務省)

○県・市の物資集積拠点における物資の飽和状態を解消し、迅速に物資を配送するため、政府現地対策本部を通じ、県・市と物流事業者が調整して県外の保管場所に滞留品を移送

○国による物資の調達・配送の代行を、県へ移行

- | | | |
|-------|--|--|
| 4月22日 | <ul style="list-style-type: none">○「東日本大震災に関してとられた特別措置等の解説集」(Q&A、参考資料集)を関係県・市町村に配布○壁新聞第6号(当事務局編集により「暮らしのお金特集」を掲載)○平野副大臣定例記者会見<ul style="list-style-type: none">・3県全避難所に対する実態把握結果(第2回)・被災地の復旧に関する検討会議現地視察・被災者健康支援連絡協議会の設置 | <ul style="list-style-type: none">○社団法人全日本トラック協会に対し、国土交通省より「支援物資輸送に係るトラック事業者への協力要請について」を通知 |
| 4月23日 | <ul style="list-style-type: none">○仙谷副長官現地(気仙沼市、亶理町、山元町、相馬市)視察(23～24日)○平野副大臣現地(大船渡市、陸前高田市、石巻市、仙台市、岩手県政府現地連絡対策室)視察(23～25日) | |
| 4月26日 | <ul style="list-style-type: none">○民主党内閣部門会議に当本部説明資料提出○3県全避難所に対する実態把握(第2回)の地域別分析結果の公表 | <ul style="list-style-type: none">○内閣府防災パンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表 |
| 4月27日 | | <ul style="list-style-type: none">○「東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律」、「地方税法の一部を改正する法律」が成立○補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ |
| 4月28日 | <ul style="list-style-type: none">○生活支援ハンドブック(壁新聞の記事をまとめたもの)を作成、配布 | <ul style="list-style-type: none">○3県に対して「今後の物資の搬送と積み下ろしについて」を通知 |
| 5月2日 | <ul style="list-style-type: none">○3県全避難所に対する実態把握結果(第3回)の公表 | <ul style="list-style-type: none">○第1次補正予算、財特法成立 |

5月3日	○平野副大臣、松下副大臣現地（福島県）訪問（3～5日）
5月4日	○松本大臣現地（仙台市、福島県）訪問 ○仙谷副長官現地（長野県栄村、新潟県十日町市、津南町） 訪問（4～5日）

被災者生活支援特別対策本部提出資料

(資料1) 被災者生活支援特別対策本部の取組み …… P 1

— 実績・現状・課題 —

(資料2) 被災者支援の状況 …… P 4

平成23年5月6日

緊急災害対策本部・原子力災害対策本部合同本部

平成23年5月6日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援特別対策本部の取組み

— 実績・現状・課題 —

1. 本部組織

(1) 事務局組織

- ・ 3/20に、緊急災害対策本部から、緊急物資の調達・配送業務を引き継ぎ、内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始（70名規模）。
- ・ その後、11班約100人（+交替要員）に拡充。
- ・ 現在は、物資の調達・配送業務を県に移行したので、体制を縮小中。

(2) 運営

- ・ 毎日、定時に本部長（大臣）以下出席し、運営会議を開催。方針を決定し、個別課題の解決を指示している。
- ・ 各府省連絡会議（各省次官、長官等）を開催（当初は隔日、現在は週2回）し、全府省間で必要な情報の共有や対策の調整等を実施。

2. 実績と現地の改善状況

(1) 避難者の数

	ピーク時	現在
全県	約47万人	約12万人
3県	約40万人	約10万人

(2) 物資支援

これまで国が行った主な支援実績は、食料約2,590万食、飲料約788万本、毛布約39万枚、燃料約1.5万キロリットル（要請計：約5,800件）。

(3) 避難所の環境改善と情報提供

- ・ 3県の避難所の実態把握を行い、改善が必要な箇所を把握し、改善策について、県・市町村の取組を支援している。
- ・ 内閣広報官室により、「壁新聞」「生活支援ガイドブック」を配付。
- ・ 内閣府防災担当統括官から、「被災者支援に関する各種制度の概要（東

日本大震災編)」を公表。

(4) 二次避難

避難所の解消を目指し、二次避難を促進中。

- ・ 5月2日時点で、23,850戸の応急仮設住宅が着工済み（うち3,877戸は完成済）
- ・ 全国各地で公営住宅や公務員宿舎等を計53,568戸確保（うち、8,388戸は入居済。5月2日現在）。
- ・ ホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(5) インフラ等の早期復旧

① がれき処理

「災害廃棄物処理検討会議」を開催。「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置き場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。

② 仮設住宅

「仮設住宅検討会議」を開催。概ね2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸を供給する準備を進めている。

③ 復旧対策

「復旧対策検討会議」を開催。公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施するために必要な各省調整を行う。

(6) 生活の再建

- ・ 「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」を開催。復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取り組むほか、雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を促進。
- ・ 中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。

(7) 市町村機能の回復

① 人的支援

- ・ 国家公務員の派遣、地方公務員の派遣のあっせんを実施。

② 役場機能の応急復旧

- ・ 仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算に計上。

③ Q&A 集の配付、説明会の実施

- ・ 県庁・市町村の執務参考資料として、Q&A 集を作成し、送付した。
- ・ 支援本部事務局及び各府省庁の担当官による現地説明会を開催予定。

3. 今後の課題

(1) 避難所の生活改善

- ・ 物資面での改善、水道・電気などのライフラインに関わるインフラ復旧に合わせ、避難所の生活環境も改善してきている。
- ・ しかし、一部に生活環境が引き続き厳しい避難所がある。こうした避難所について、各県の避難所担当課と協力し、重点的な環境改善が可能となるよう、市町村を支援する。

(2) 二次避難の促進、避難所の解消

- ・ 仮設住宅等への入居を待つ方のために一部の避難所は残しつつ、避難所を早期に解消することができるよう、仮設住宅の建設、公営住宅の確保、民間住宅の借り上げを促進。併せて、被災地域外のホテル・旅館等への一時的な避難も促進。

(3) インフラ等復旧と生活再建

- ・ 社会生活や企業活動の基盤となるライフライン・交通網等のインフラにつき、家屋流出等地域のインフラの早期復旧に目途をつけるべく、引き続き注力。
- ・ 農地・漁港等の復旧を本格化させる。
- ・ 被災者の生活再建のために欠かせない雇用の確保に向け、復旧事業等による雇用創出策や新たな就職に向けた支援を実施するとともに、雇用の受け皿である各産業への復旧への支援等を実施し、地域経済を維持。

- (4) これらについて、当面の政府の取組を国民にお示しするべく、「東日本大震災に係る被災地における生活の平常化に向けた当面の取組方針」を作成することとしている。

被災者支援取組の概要

被災者支援の状況

1. 取組みの概要
2. 被災者等の状況
 - (1) 被災者の推計
 - (2) 被災者の避難状況等
 - (3) インフラ等の被害・復旧状況
3. 課題と当本部の取組み
 - (1) 現地の課題と当本部の取組み
 - (2) 避難所の実態把握について
 - (3) 二次避難及び一時的移転の状況
4. 参考
 - (1) 当本部の組織
 - (2) 生活支援本部対策の経過（事務記録）

(当本部ホームページで関連資料を掲載するとともに、最新のものに更新しています。)

当本部ホームページ：<http://www.cao.go.jp/shien/index.html>

1. 被災者等の状況

(1) 避難所におられる避難者の現状 [P7～P9]

全国で約12万人、東北3県で約10万人。

ほぼ一定数に落ち着いている。

二次避難によって、人数や場所が変わる。

なお、避難所以外に避難された方等、例えば、知人宅に避難された方、自宅におられる被災された方、ライフラインが復旧せず避難所に食事などを求めに来ておられる方の正確な数は、把握できていない。

(2) インフラ等の被害・復旧状況 [P10～P12]

関係者の御努力により、復旧はかなり進んでいる。

- ・電気について、家屋流出地域、避難区域及びがれき未処理地域、家主の不在による送電留保（計約15万戸）を除き、復旧済み。
- ・仙台空港が4月13日に民航機就航が再開し、完全復旧に向け復旧作業を実施中。東北新幹線は4月25日に福島～仙台間が運転再開、4月29日に仙台～一ノ関が運転再開し、全線開通予定。

2. 現地の課題と当本部の取組み

(1) 現地の課題と当本部の取組み（分類） [P13～P17]

(2) 国から県への物資調達・配送の移行

これまでは、政府（生活支援本部）が避難所等への物資調達・配送を代行していたが、4月21日から災害救助法の枠組み（県による調達・配送）へ移行した（当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき、国が対応）。

【これまで国が行った主な支援実績】

- ①食料 2590万食、②飲料水 788万本、③毛布 39万枚、
- ④燃料約1.5万キロリットル（4/8以降は民間業者によるほぼ通常の配送に復旧）

3. 今後に向けて

(1) 避難所の実態把握 [P18~P24]

① 東北3県（岩手県、宮城県、福島県）の全避難所（4月26日現在：965か所）を対象に、ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に関する9項目について状況を把握。

実態把握ができた避難所は前回分とあわせ全体の約6割。総合的に見ると、環境が著しく厳しい状況又は厳しい状況にある避難所は59か所（約11%）

② さらに、6つの避難所（3県×2カ所）を対象に、生活環境等に関する詳細な状況について定期的に実態把握を行っている。

(2) 二次避難及び一時的移転の状況 [P25]

① 5月2日時点で23,850戸の応急仮設住宅が着工済（うち3,877戸は完成済）。岩手県・宮城県・福島県等6県における必要戸数72,290戸の供給に向けて準備を進める。

② 全国各地（47都道府県）で、公営住宅や国家公務員宿舎等を合計53,568戸確保（うち8,388戸は入居済。5月2日現在）。旅館・ホテル等も確保。福島県では、県による旅館等を無償利用できる旨の周知などにより、旅館等への一時的移転が進んでいる。

被災者の推計

(単位：人)

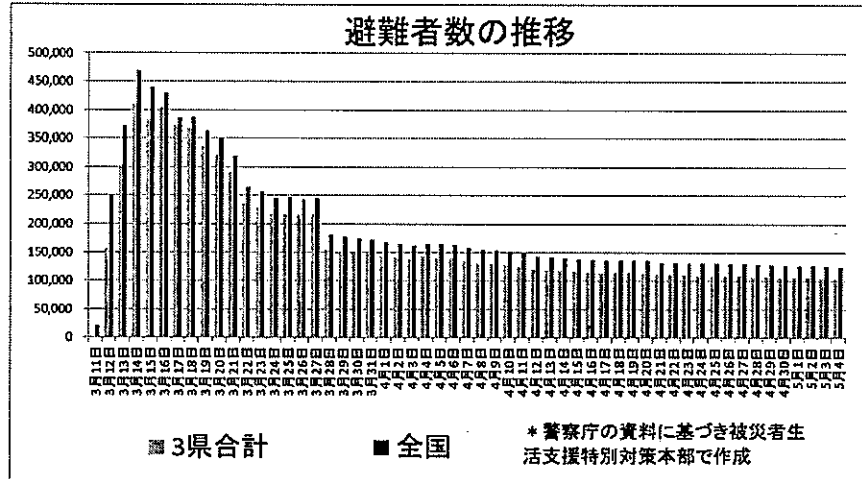
	全国	うち3県	注
1. 死者（把握できた数）	14,785	14,721	5月4日現在 警察庁調べ
2. 行方不明者			
(1) 届出のあった数	10,271	10,267	5月4日現在 警察庁調べ
(2) 届出のない者	不明	不明	
3. 避難所にいる避難者	124,455	103,422	5月4日現在 警察庁調べ
4. 避難所以外に避難した者	不明	不明	各県・市町村が一部の者について把握しているが、その他については調査中
5. 自宅にいるが被災している者	不明	不明	・家が壊れた者 ・ライフラインが復旧していない家

避難所の避難者数(総括表)

	5月4日現在		市町村数
	避難者数(※1)	避難所数(※2)	
全国計	124,455	2,456	
岩手県	41,257	360	25
宮城県	36,463	406	28
福島県	25,702	160	32
3県合計	103,422	926	85

※1:一部、自宅等避難を含む
 ※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援特別対策本部で作成



避難所の避難者数

5月4日現在 5月4日現在

	避難者数(※1)	避難所数(※2)
北海道	1,059	378
青森県	983	328
岩手県	41,257	360
宮城県	36,463	406
秋田県	536	94
山形県	530	23
福島県	25,702	160
東京都	912	22
茨城県	377	36
栃木県	158	6
群馬県	2,602	58
埼玉県	4,544	45
千葉県	1,387	69
神奈川県	638	68
新潟県	4,552	66
山梨県	823	136
長野県	970	132
静岡県	962	35
合計	124,455	2,422

※1:一部、自宅等避難を含む
 ※2:公営住宅等を含む

出典:警察庁緊急災害警備本部資料に基づき被災者生活支援特別対策本部で作成

平成23年4月27日現在

インフラ等の被害・復旧状況について(岩手県、宮城県、福島県中心)

被災者生活支援特別対策本部事務局

- ・ 直近の数値や状況を暫定的に取りまとめたものです。
- ・ 詳しくは、各府省庁のHP等に掲載されていますのでご覧ください。

1. がれき処理及び仮設住宅

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
がれき処理	岩手県では沿岸12市町村(計78箇所)、宮城県では33市町村(計104箇所)、福島県では25市町村(計114箇所)において、仮置き場を設置済み。岩手県では沿岸12市町村、宮城県では15市町、福島県では8市町で、仮置き場への災害廃棄物の搬入を実施中。	環境省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
応急仮設住宅	応急仮設住宅について、概ね2ヶ月で3万戸、その後の3ヶ月で3万戸を供給する準備を進めているところ。現在、着工済み17,692戸(208地区)、着工済みのうち完成2,792戸、着工予定5,807戸(77地区)。	国土交通省 ・関係HP1 ・関係HP2

2. ライフライン

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
電気	東北3県の停電戸数は、約274万戸(3月11日)から約1.2万戸(4月25日16時)に減少(岩手県約1千戸、宮城県約1.1万戸、福島県2戸)。(なお、家主不在等で送電を留保している家屋(約1.5万戸)、津波による家屋等流出地域(約8.2万戸)、福島県内の立入制限区域(約3.2万戸)は除く。)	経済産業省 ・関係HP 東北電力 ・関係HP
ガス	都市ガスの供給停止戸数は、約42万戸(3月11日)から約3千戸(4月27日)に減少。復旧作業中の石巻ガス(石巻市)については、被害が甚大で立ち入りが困難など作業ができない地域を除き、5月上旬までに概ね復旧の見込み。LPガスの供給停止戸数は、約166万戸(3月11日)であったが、4月27日現在、家屋流出等地域を除いて供給可能。	経済産業省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
水道	これまで復旧した総数は約221万戸。5県で約7.7万戸が断水(岩手県約2.4万戸、宮城県約4.5万戸、福島県約0.5万戸)。全国の水道事業者が給水車による応急給水や水道施設の復旧作業を支援中。	厚生労働省 ・関係HP
市場・流通業	【市場】 卸売市場等による物流機能は回復傾向(中央卸売市場関係・盛岡、仙台(青果及び水産)、福島(青果)は通常通り。福島(水産)は通常比8割)。 【流通業】 被災地においては、営業時間短縮や一部フロアのみ営業、店頭販売などを行っている店舗を含め、概ね9割程度の店舗が営業中。店舗が流出したり、被害の大きかった沿岸部や原発周辺地域においては休業店舗が多い。岩手県や宮城県の沿岸部などでは、仮設店舗の設置、店頭販売、出張販売、巡回販売などの取組みを実施中。	【市場】 農林水産省 ・関係資料(pdf) 【流通業】 生活支援本部 ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf) ・関係資料3(pdf)

燃料	【製油所・油槽所】 6箇所中3箇所(いずれも関東)が復旧。残りは復旧までに長期化。塩竈油槽所が一部機能回復(3月27日以降、5千klタンカーが着棧可能。4月26日までに約28.7万kl(着棧済)。 ガソリンを含む石油製品全体について、震災前の東北地方の需要量・日量3.8万klに対し、既に、概ね日量3.4万kl(震災前の約9割程度)の供給を回復。 【SS】 東北3県の稼働率は53%(3月20日)から91%(4月25日)に向上。陸前高田市等9市町村に仮設ミニSSを設置。	経済産業省 ・関係HP 内閣府 ・関係HP
下水道等	【下水道】 岩手、宮城、福島、茨城4県の沿岸部にある下水処理場18箇所が、主に津波による機械電気設備の損傷等により稼働停止中。このうち、汚水流入のある12箇所では、簡易処理(沈殿・消毒)等による応急対応を実施中。 【集落排水】 11県において、380地区が被災し、被害金額は約349億円。被災した市町村へは、地方農政局等において応急対応、災害復旧に関する技術相談、施設緊急点検等の対応を実施中。	【下水道】 国土交通省 ・関係HP 【集落排水】 農林水産省 ・関係HP
銀行	東北6県及び茨城県に本店のある72金融機関の営業店約2,700について、震災直後の3月14日時点では、全体の約10%に相当する約280が閉鎖されていたが、4月27日時点では、閉鎖店舗数は、全体の約4%に相当する103まで減少。また、一部金融機関においては、閉鎖店舗については、役場等に設置した臨時窓口で対応。	金融庁 ・関係HP
郵便	郵便局(東北3県1,103局)の被害は、震災直後(3月14日)で約53%に相当する583局が営業停止であったが、現在は約9%に相当する97局(4月27日)に減少。 郵便(配達:東北3県301拠点)の被害は、震災直後(3月14日)で約15%に相当する44拠点が配達不能であったが、現在は約2%に相当する4拠点(4月26日)に減少。	総務省 ・関係HP ・関係資料1(pdf) ・関係資料2(pdf)
宅配便	3県における集配サービスは一部エリアを除き再開済みであり、順次対象エリアを拡大中(全域で集配サービスが行えない市町村数:5町村(福島県双葉郡の一部))。集配サービスが行えないエリアでは最寄りの営業所での受取・持込により対応中。	ヤマト運輸 ・関係HP 佐川急便 ・関係HP 郵便事業 ・関係HP
電話	NTTの固定電話は4月27日現在で約1.7万回線が不通(最大時約100万回線)。携帯電話の基地局は4社合計で618局が停波(最大時約14,800局)。NTTは4月30日には、一部の地域を除き、固定電話交換局及び携帯電話基地局の通話エリアがほぼ復旧する予定。	総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
放送	岩手県、宮城県でテレビジョン中継局の停波は174箇所中5箇所(うち、停電4、損壊1)。(カバーする世帯数は少数であるため、放送の広範囲にわたる影響はなし。) 福島第1原発警戒区域内(半径20km圏内)に設置されている、テレビジョン中継局1箇所(NHK都路アナログ中継局(田村市都路町))、ラジオ中継局1箇所(NHK双葉中波第1中継局(双葉郡富岡町))が停波中。	総務省 ・関係HP ・関係資料(pdf)

3. 交通

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
道路	高速道路の99%、直轄国道の99%で一般利用が可能。高速道路1区間(いわき四倉～常磐富岡)、直轄国道5区間、県管理国道26区間、地方道191区間で通行止め。直轄国道については、国道45号に仮橋を設置すること等により広域迂回を解消するとともに、片側交互通行の解消等の復旧作業を実施中。	国土交通省 ・関係HP 【鉄道】 JR東日本 ・関係HP
鉄道	秋田・山形新幹線は100%、東北新幹線は87%、在来幹線は95%。東北新幹線(仙台～ノ閤)は4月29日に運転再開予定。	
航空	被災地周辺の13空港全て利用可能。仙台空港の完全復旧に向け復旧作業を実施中(4月13日から民航機就航再開)。	
港湾	被災地の重要港湾15港において一部の岸壁が利用可能。バース数でみると35%利用可能。航路の啓開、岸壁の応急復旧等により、緊急物資等の輸送能力を増強中。	
バス	高速バスは順次運行再開。首都圏～東北方面の輸送力は、地震発生前と比較して267%まで増強。	

4. その他基盤

項目	被害・復旧の状況	担当省庁HP等
河川	直轄河川で堤防崩壊等2,115箇所の被害が発生。特に緊急的な対応が必要な箇所について出水期までに緊急復旧を実施中。	国土交通省 ・関係HP
海岸	岩手、宮城、福島3県の海岸堤防約300kmのうち約190kmが全壊・半壊。津波による浸水被害は561km ² 。	
漁港	3県で約260の漁港のほぼ全てが壊滅的な被害。被害報告額は、岩手、宮城、福島3県で計3,637億円。緊急に航路・泊地のがれきの除去や岸壁の補修等の応急工事を実施中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)
農地等	津波による農地被害面積は推定約2.3万ha。被害報告のある水路等の農業用施設は約4,100箇所。二次災害防止のため、浸水区域に、災害応急ポンプを61台搬送し排水対策を支援、一部の排水樋門周辺のがれきを緊急に除去作業中。	農林水産省 ・関係HP ・関係資料(pdf)

【連絡先】
被災者生活支援特別対策本部事務局
地域班：松島参事官、田中
代表：03-3581-4571 (内線85700)

未定稿

平成23年4月28日
被災者生活支援特別対策本部

被災者生活支援

現地の課題と生活支援本部の取組み(分類)

次のような項目に分けて、現地の課題に対し、取り組んでいます。

I 避難者等支援

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 避難所等における生活改善	避難所の生活環境改善 生活インフラ、下着と洗濯、プライバシー保護、医師・看護師・保健師の巡回、薬、入浴、トイレ、ごみ処理等	【ニーズの把握と対策の実行】 1. ニーズの把握 (1) 客観的に ①全避難所の要支援度の把握(5/2 第3回取りまとめを公表予定) ②定点観測(2か所×3県) (2) 個別に 災対本部現地事務局による聴取等 2. 対策と改善状況の確認 (1) 必要なところへの重点的な対策を県・市町村等に要請。 (2) 住民と市町村による運営への移行を促進する(雇用創出基金事業の活用など)。
	個別事項(略)	1. 各省において取り組み中。 2. 本部では、必要事案の調整・解決・指示をしている。
2. 二次避難対策	1. 住民の誘導 (1) 公営住宅等への二次避難	【順次実行中】 1. 県の対策への支援 (1) 公営住宅等への移転 ①公営住宅・国の宿舍等の情報を一元化し、分かりやすい形で被災県へ提供中。 ②入居条件などを被災者に詳しく提供(壁新聞、地方紙等) 入居決定済み戸数(4月23日現在) ・公営住宅等 4,131戸 ・国の宿舍等 3,674戸

	(2) 旅館等への一時的避難	(2) 旅館・ホテル等への一時的移転 ①壁新聞などのPR媒体を用いて、体験者の談話を紹介。 ②先進的な取組みを政府現地対策本部等を通じて被災県に周知。 県内外の旅館・ホテル等への移転済人数(4月25日現在) 18,782人
	2. 仮設住宅の建設	2. 仮設住宅の建設促進 ・市町村が要望する戸数の建設を支援する。 ・2か月で3万戸、その後の3か月で3万戸の供給目標の実現に向け、進捗管理等を行う。 応急仮設住宅 完成戸数 (4月27日現在) 2,792戸
3. 必要な情報の提供	情報の不足	【内閣広報官と協力するとともに、生活支援本部においても情報を提供】 ・被災者に必要な情報の提供について、官邸HP、壁新聞等政府広報を通じて、また、マスコミの協力を得て行っているところ(壁新聞第8号(4月28日発行))など。 ・4月26日、内閣府防災担当において今回の被災者等向けにパンフレット「被災者支援に関する各種制度の概要(東日本大震災編)」を公表。
【参考：国から県への物資調達・配送の移行】 ・避難所等への物資の調達・配送は、国から県へ移行した(当分の間、県で調達困難な物資があれば、県からの依頼に基づき国が対応)。		

II 復旧に向けて

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. インフラ等の早期復旧	1. 被害・復旧状況の把握	【各省において取組中。生活支援本部で整理した各省の最新の数字を被災者生活支援本部HP等で公表中】 (1) ガレキ処理及び仮設住宅 (2) 交通 (3) ライフライン (4) その他基盤
	2. 公共インフラ等の応急復旧	【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 1. 災害廃棄物処理検討会議 「損壊家屋等の撤去等に関する指針」とりまとめ、各県協議会による仮置場確保、処理計画策定等に係る総合調整への助言等を実施。 2. 仮設住宅検討会議 (「I. 2. 二次避難対策」に同じ) 3. 復旧対策検討会議 公共インフラ等の応急復旧を当面6か月程度のスケジュールに基づき実施。検討会議では、必要な各省調整を行っていく。
2. 生活の再建	1. 雇用	【自治体の意向を尊重しつつ、政府全体の取組が必要】 ・被災者等就労支援・雇用創出推進会議において、4月27日、補正予算、法律改正等による総合対策として、「日本はひとつ」しごとプロジェクト・フェーズ2を取りまとめ。 ・フェーズ1の対策を含め、復旧事業等における就労機会の創出、「日本はひとつ」しごと協議会の創設等によるマッチング機能の強化等に取組む。 ・雇用創出基金事業などを活用し、被災者の雇用を進めている。

	2. 生業支援	<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業庁にて、資金繰り・雇用面、税制面での被災中小企業向け支援策をまとめたガイドブックを作成し、商工会議所等を経由して提供。 ・中小企業庁・農林水産省等において、金融支援の拡充策、営業・生産再開のための条件整備にかかる施策等について、引き続き検討。
--	---------	---

Ⅲ 対策のための基盤の充実

項目	現地の課題	生活支援本部の取組
1. 市町村機能の回復	1. 役場機能の回復 2. 役場を移転した市町村への支援 (避難者の所在の把握)	【総務省が中心となって、役場を支援】 1. 人的支援等 国家公務員の派遣(4月18日現在) 988名、延べ約23,400名 地方公務員の派遣のあつせん (4月13日現在) ・被災市町村からの派遣要望 673名 全国市町村からの派遣申出 2,562名 2. 役場機能の応急復旧 ・役場機能の応急復旧のため、仮設庁舎の建設や情報システムの復旧に関する補助を第一次補正予算案に計上。 3. 相談窓口等 ・総務省と生活支援本部に窓口を作って、相談に応じている。 ・役場を区域外に移転した8町村と国との連絡手段を確保するため、パソコンや携帯電話端末の配備したところであり、これを用いて各町村との緊密な連絡を行っている。 ・福島県による避難者の所在確認のためのコールセンターの設置を、官邸HP、総務省HPや広報誌、広報番組等を活用して広

		報している。 コールセンターにより所在が判明した人数(4月26日現在) 19,274人 ・「全国避難者情報システム」に関して、4月25日までに、一部の被災団体(8団体)を除く1,739市区町村において、避難されている方からの情報提供の受付を開始。
2. 政府内での対策強化		1. 生活支援本部における各府省との連携強化 ・府省連絡会議による情報共有・連携 ・特定テーマについて府省間連携(各種検討会議で対応(Ⅱ参照)) 2. 地方公共団体との連携 ・生活支援本部に地域班を設置し、現地対策本部及び県(ホットライン設置)と連携を密にして、自治体を支援している。 ・県、市町村職員向けに、様々な特例措置を解説した資料を作成し、県、市町村に配布した。 ・県、市町村職員向け説明会を行うため、3県と調整中。 3. 国民に向けての広報の強化 ・当本部においても、さらなる情報の提供・周知のために、事務局長による定例記者会見や、本部HPの開設などにより情報提供を充実中。

平成23年5月6日

避難所の実態把握について

平成23年5月2日
被災者生活支援特別対策本部

1. 各避難所の要支援度の把握

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、すべての避難所を対象に、生活環境に関する状況を把握する。

各避難所において支援を要する点を把握して、重点的に支援を行う。

(2) 内容及び頻度

①現地事務所及び市町村、避難者にとって過度の負担にならないよう、項目を限定したうえで、各項目ごとに3又は5段階で評価する。

②次の9項目について行う。（第3回とりまとめは別添）

水道・電気・ガス・燃料／食／下着と洗濯／プライバシーの確保／
医師・看護師・保健師の巡回等／薬／入浴／トイレ／ゴミ処理

(3) 結果の集計、活用

①各避難所の生活環境を、上記の9項目の観点から評価する。

②厳しい状態にある避難所に対する重点的な支援を、県・市町村に要請する。

2. 避難所の定点観測

(1) 趣旨

被災した東北の3県（岩手県、宮城県、福島県）において、各県2カ所の避難所を抽出した上で、その実態を定期的に把握することにより、被災者の生活環境の改善に資する。

(2) 内容及び頻度

個々の避難所におけるライフライン、食事、衛生環境、物資、医療、教育等の避難所における生活全般にわたり、数値的なデータのみならず、避難者の生活状況を具体的に示す定性的かつ具体的な実態把握する。

※本件実態把握の対象となる個別の避難所名及び結果については公表しない。

3県全避難所に対する実態把握結果について（第3回）

I 概要

1 実態把握結果の概要

(1) 期間 4月20～24日を基本とする（26日までに回答があったもの）

(2) 把握箇所 536か所（前回 510か所） 対象総数 965か所

※把握箇所：第1回から第3回までのいずれかで回答があったもののうち、直近のものを集計

前回 510か所+今回 416か所-重複箇所（2回以上回答）363か所-閉鎖27か所=536か所

※把握箇所の割合 55.5%

（岩手県 92.6% 宮城県 35.2% 福島県 28.6%）

2 総評

(1) 水道等ライフラインが全く復旧していない避難所が2か所（前回11か所）

(2) おにぎりやパンのみの避難所は1か所（前回0か所）。未だ温かい食事の提供ができていない避難所が3か所（前回8か所）

(3) 替えの下着がないか、あっても洗濯できず下着が不足している避難所が182か所（前回186か所）

(4) 間仕切りなどが全くない避難所が108か所（前回130か所）

(5) 医師の巡回等が十分でない避難所は28か所（前回19か所）

(6) 入浴できていない避難所は0箇所。

(7) 総合的に見ると、特に著しく厳しい状況にある避難所は0か所（前回0か所）、著しく厳しい状況にある避難所は2か所（前回1か所）、厳しい状況にある避難所は57か所（前回58か所）。

3 対応

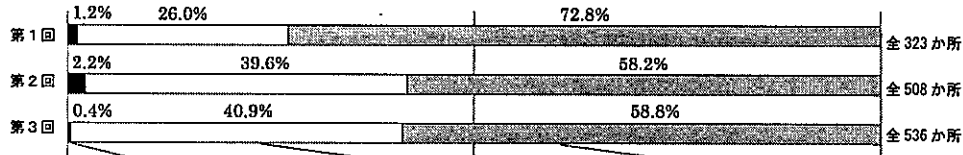
(1) この結果を県・市町村と共有し、特に改善が必要な避難所への支援の強化について、引き続き県・市町村に対し要請する。

(2) まだ実態が把握できていない避難所の把握を進める。

II 各項目の状況

※ () 内の箇所数は第3回の数字

(1) 水道・電気・ガス・燃料



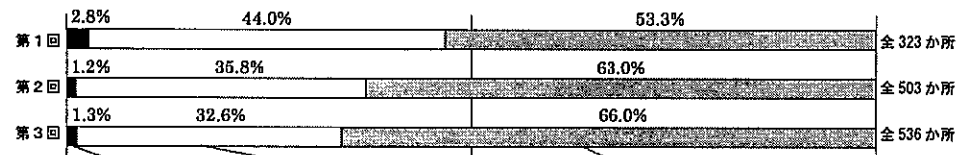
- 1 水道・電気は復旧しておらず、ガスも利用できない。燃料も著しく不足。(2←11 箇所)
- 2 水道・電気・ガスのいずれかが復旧している。(219 箇所)
- 3 水道・電気・ガスが利用可能。燃料も入手可能。(315 箇所)

(2) 食事 (5段階)



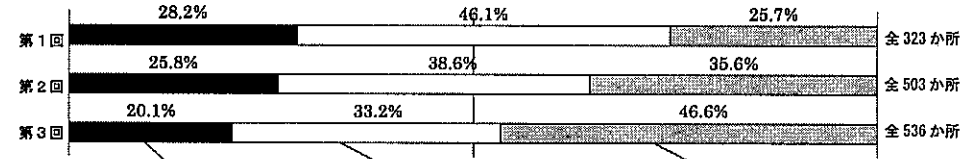
- 1 毎日、おにぎりやパンのみ。(1←0 箇所)
- 2 おにぎりやパンに、時々、おかずが加わる。(2←8 箇所)
- 3 おにぎりやパンに、時々、おかずや温かい物が加わる。(58 箇所)
- 4 毎日、おにぎり、パン、おかずが出るほか、時々、温かいものが加わる。(87 箇所)
- 5 毎日、おにぎり、パン、おかず、温かい物を食べられる。(388 箇所)

(3) 下着と洗濯



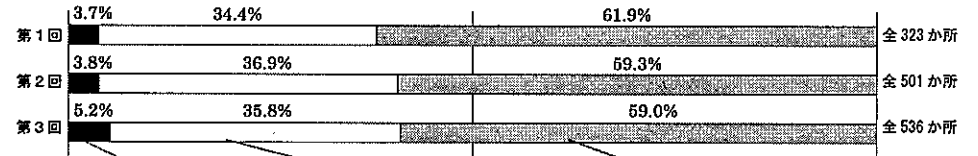
- 1 替えの下着がない。(7←6 箇所)
- 2 替えの下着はあるが、洗濯ができず不足している。(175 箇所)
- 3 数が充足し、洗濯もできる。(354 箇所)

(4) プライバシーの確保



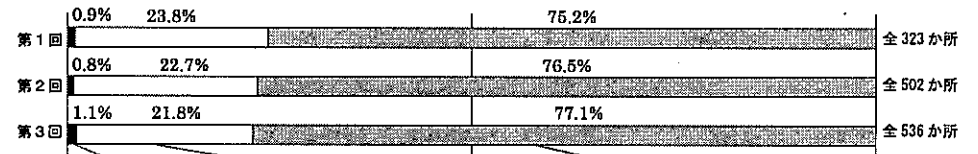
- 1 間仕切りなどが全くない。(108←130 箇所)
- 2 着替え場所など一部は、仕切られている。(178 箇所)
- 3 居場所がついたで仕切られるなど、ある程度プライバシーが確保されている。(250 箇所)

(5) 医師、看護師又は保健師の巡回等



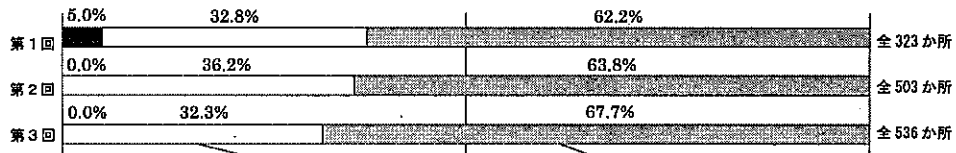
- 1 医師、看護師又は保健師の巡回がないか間遠(10日に1回程度以下)で、近隣の医療機関も利用できない。(28←19 箇所)
- 2 週に数回程度巡回がある。(192 箇所)
- 3 ・1日に1回は巡回がある 又は
・医師、看護師又は保健師が常駐している 又は
・近隣の医療機関が利用できる。(316 箇所)

(6) 薬



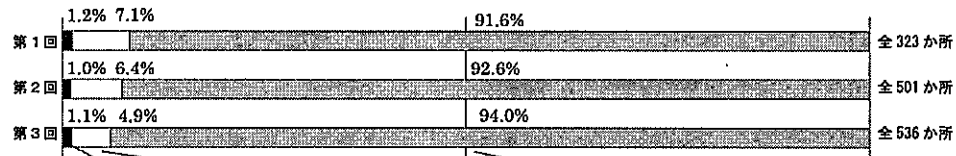
- 1 全般的に入手困難。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)(6←4 箇所)
- 2 分野によっては不足。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)(117 箇所)
- 3 全般的に充足している。(巡回医師等の携行品、支援物資のほか、薬局等の利用も含む。)(413 箇所)

(7) 入浴



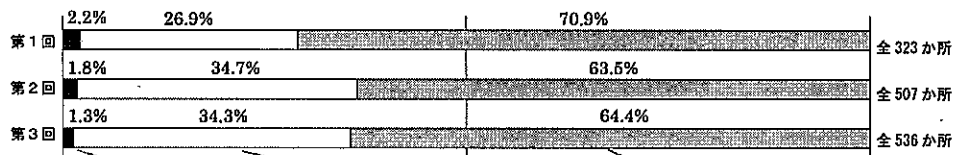
- 1 大震災以来、入浴できていない。(0←0 か所)
- 2 週に1度程度入浴可能。(173 か所)
- 3 避難所施設や近隣の施設で週に数回以上入浴可能。(363 か所)

(8) トイレ



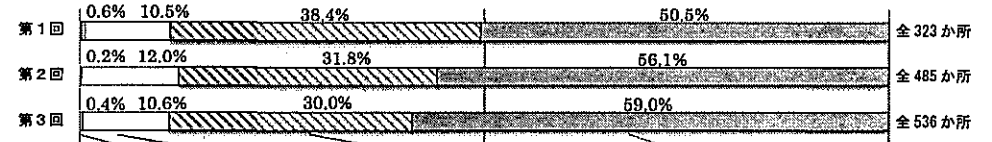
- 1 トイレ(仮設トイレを含む。)の数が不十分で汲み取りなども行われていない。(6←5 か所)
- 2 トイレ(仮設トイレを含む。)の数はあるが汲み取りなどは行われていない。(26 か所)
- 3 仮設トイレも含めて十分な数があり、汲み取りなどが行われている。(504 か所)

(9) ゴミ処理



- 1 ゴミ捨て場がない。(7←9 か所)
- 2 ゴミ捨て場は定められているが、処理は週に1, 2回。(184 か所)
- 3 ゴミ捨て場が定められ、週に数回は処理されて、衛生的に保たれている。(345 か所)

(10) 総合評価(5段階)



- V 特に著しく厳しい状況下にある避難所 (0←0 か所)
- IV 著しく厳しい状況下にある避難所 (2←1 か所)
- III 厳しい状況下にある避難所 (57←58 か所)
- II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 (161←154 か所)
- I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 (316←272 か所)

(参考)

数値の合計(項目ごとの重みは加味していない)

- V 特に厳しい状況下にある避難所 (想定される状況の具体例: 水道等なし。おにぎり・パンのみ。入浴不可。) 9~16点
- IV 著しく厳しい状況下にある避難所 17~24点
- III 厳しい状況下にある避難所 25~31点
- II 依然として厳しいものの生活環境がやや改善している避難所 32~38点
- I 一定程度の生活が可能なお状態にある避難所 (想定される状況の具体例: 水道等復旧。温かい食事。週複数回入浴可。) 39~45点

(参考) 実態把握の趣旨及び要領について

1 趣旨

東北3県(岩手県、宮城県、福島県)の全避難所(4月26日現在965か所)を対象に生活環境に関する状況を把握。ライフライン、食事の状況など避難所の生活環境に係る9項目について、各項目毎に3又は5段階で評価し、集計。

2 実態把握対象(4月26日現在)

岩手県 26市町村 363か所 うち回答 336か所 (92.6%)
 宮城県 28市町村 420か所 うち回答 148か所 (35.2%)
 福島県 36市町村 182か所 うち回答 52か所 (28.6%)
 合計 90市町村 965か所 うち回答 536か所 (55.5%)

※第1回から第3回までのいずれかで回答があったもののうち、直近のものを集計。

3 回答記入期間

4月20日～4月24日を基準とする

4 回答記入者

県・市町村を通じ、各避難所のとりまとめ役など避難所の状況を熟知されている方に記入を依頼(該当する方がいない場合は、市町村職員等が知り得た状況を記入)。実態把握票は別紙のとおり。

平成23年5月6日

被災者生活支援特別対策本部

二次避難及び一時的移転の状況

1. 二次避難の状況

(戸)

	入居済又は 入居者決定戸数	提供可能戸数
応急仮設住宅(5/2現在) 【国土交通省調べ】	3,877 (完成済)	23,850 (着工済)
国の宿舎等(5/2現在) 【財務省調べ】	4,036	31,306
公営住宅等(5/2現在) 【国土交通省調べ】	4,352	22,262
計	12,265	77,418

2. 一時的移転の状況(旅館・ホテル等)

【観光庁調べ(5/2現在)】

	県内	県外	県内外合計
岩手県	1,661	0	1,661
宮城県	1,219	15	1,234
福島県	15,930	3,055	18,985
計	18,810	3,070	21,880

(注) 福島県における「県外」の内訳は、茨城県へ161人、静岡県へ141人、山形県へ834人、千葉県へ45人、栃木県へ340人、新潟県へ1,257人。

生活支援本部 対策の経過（事務記録）（未定稿）

月日	生活支援本部の動き	現地の状況
3月11日 (発災)	<ul style="list-style-type: none"> ○緊対本部（官邸）にて、物資の調達・配送を開始（本来なら県が行うべきものだが、政府が業務を肩代わりして対応） ○政府緊対本部事案対処班として、物資調達・配送、海外支援受入等を約 30 名にて開始（3月14日には 70 名規模に） 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 14:46 発災
3月14日	<ul style="list-style-type: none"> ○被災地の物資調達について、国費にて対応する予備費使用の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○東北 3 県避難所避難者数最大 409,146 人
3月17日	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援本部設置を決定 	<ul style="list-style-type: none"> ○高速道路の緊急通行車両確認標章のトラックに対する交付手続きを緩和（緊対本部で交付手続きを実施） ○3 県避難か所数最大 1,994 か所 ○インフラ・ライフラインの最大被害状況（3 県） <ul style="list-style-type: none"> ・停電 214 万戸（契約 344 万戸） ・断水 215 万戸 ・都市ガス供給停止 42 万戸 ・通信（固定電話）100 万回線（契約 300 万回線） ○DMAT 派遣 最大 193 チーム活動 ○事務局からの食事の配送 1 日最高 113 万食

- 1 -

3月18日		<ul style="list-style-type: none"> ○緊急重点 SS でのトラックに対する優先給油を開始
3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局次長（2 人）、審議官（2 人）を発令 	<ul style="list-style-type: none"> ○3 県への食糧供給が 1 日 90 万食程度が続く ○県内の物資集積拠点が飽和状態になり、末端までの輸送が滞る
3月20日 (10 日目)	<ul style="list-style-type: none"> ○生活支援本部が、物資支援業務と庁舎職員約 70 人を引き継ぐ。内閣府本府庁舎（地下講堂）にて業務開始 ○その他の生活支援にも着手。参事官（12 人）を発令。職員・組織の拡充開始 ○本部運営会議を開始（翌日から毎日 11:00 ~ 11:30） 	
3月21日	<ul style="list-style-type: none"> ○「各班の現状と課題」を整理し、運営会議で議論 ○「災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議」発足 ○現地での個別問題の処理に本格的に取り組み（いわき市のコンビニ再開働きかけ。原発 20 ~ 30km 圏の医療、石油供給など）。以後毎日 ○地下講堂をプレスに公開 	<ul style="list-style-type: none"> ○食料、水、燃料の配送に加え、日用品の配送が増える（トイレトーパー、おむつ等）
3月22日	<ul style="list-style-type: none"> ○職員数約 100 人に ○各府省連絡会議が発足（各省次官長官会議。隔日開催） ○3 県庁と本部とのホットラインを開始 ○「災害廃棄物の処理等の円滑化に関する検討会議」発足 ○被災自治体への人的応援のため、総務省から他県・市町村への派遣を依頼。本部から各省への派遣を依頼 	<ul style="list-style-type: none"> ○警察が一般車の交通規制を解除
3月23日		<ul style="list-style-type: none"> ○県・市の対策本部に物流専門家を派遣。集積拠点での在庫管理等の活動を開始

- 2 -

3月24日		<ul style="list-style-type: none"> ○東北自動車道開通 ○避難所生活環境改善のための物資（パーテーション、一般薬など）の配送が増える ○宅配事業者が3県の避難所と集落への救援物資配送体制を整備
3月25日 (2週間後)	<ul style="list-style-type: none"> ○事務局内体制がほぼ固まる（参事官13人、班編成完成） ○平野事務局長（副大臣）が記者会見「本部事務局の業務について」 ○災害廃棄物の処理等に係る法的問題に関する検討会議にて「損壊家屋等の撤去等に関する指針」取りまとめ ○講堂が手狭になり、一部職員が1階へ移転 	
3月27日	<ul style="list-style-type: none"> ○現地からの要望や課題に応えるだけでなく、重要課題や先を見こした対策に取り組むことを開始。本部が何を送ったかだけでなく、現場が何を欲しているかの視点で検討へ 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者受入れ可能な公務員宿舍等の数を公表（4万2千戸）
3月28日	<ul style="list-style-type: none"> ○運営会議にて、テーマ別に重要課題の協議を開始。以後毎日1～2テーマずつ議論 ○「被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議」、「被災者等就労支援・雇用創出推進会議」発足 	<ul style="list-style-type: none"> ○3県避難者数がほぼ一定に（約15万人、約2,400か所） ○トイレトーパー、おむつの配送がほとんど終了する
3月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力被災者支援チームが発足。当本部との分担決定（両事務局長） ○「被災地の復旧に関する検討会議」発足 ○3県×2か所での避難所の定点観測を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○民間トラックによる輸送回数が延べ1000回を超える ○東北3県の燃料供給がほぼ前年同月並みに（末端を除く）
3月30日	<ul style="list-style-type: none"> ○壁新聞第1号発刊 	
3月31日	<ul style="list-style-type: none"> ○原子力チーム関係省庁が初会合 	<ul style="list-style-type: none"> ○3県への食事の配送が80万食を下回り、70万食前後に落ち着く

- 3 -

4月1日	(3週間後)	
4月2日	<ul style="list-style-type: none"> ○総理大臣が陸前高田市視察、平野副大臣同行 	
4月3日	<ul style="list-style-type: none"> ○表「現地の課題と支援本部の取組（分類）」を整理 ○松本大臣が現地視察（3日～4日） 	<ul style="list-style-type: none"> ○炊き出し用機器（薪ストーブ、大型鍋）を石巻市等へ配送
4月4日	<ul style="list-style-type: none"> ○運営会議での、原子力チームからの報告を定例化 	
4月5日	<ul style="list-style-type: none"> ○各府省連絡会議を火・金曜開催に ○被災者向けの住宅供給の促進等に関する検討会議にて「応急仮設住宅の供給等に関する当面の取組方針」を取りまとめ ○被災者等就労支援・雇用創出推進会議で、当面の緊急総合政策として「フェーズ1」取りまとめ 	
4月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○全避難所の要支援度把握を開始 ○本部HP立上げ 	<ul style="list-style-type: none"> ○被災県で物資が充足し、全国知事会緊急広域災害対策本部と被災県との協議に基づき、食料品以外の救援物資の受入れを一時中止する旨、同本部が通知 ○原発事故により役場を区域外に移転している8町村について、居所が不明な町村住民の所在を確認するため、福島県において「福島県双葉郡支援センター」を立ち上げ
4月7日	<ul style="list-style-type: none"> ○自民党からの要望に回答（官房長官他） ○平野事務局長の定例記者会見を開始 	<ul style="list-style-type: none"> ○23:32 宮城県沖地震 M7.4
4月8日		<ul style="list-style-type: none"> ○義援金配分割合決定委員会が発足。第1回配分基準を決定

- 4 -

4月9日		○仮設住宅入所第1号(陸前高田市)
4月10日	○総理大臣が石巻市視察	
4月11日 (1か月後)	○壁新聞第3号(当事務局編集により「住宅特集」を掲載)	○17:17 福島沖地震 M7.1
4月12日		○当本部からの食料提供が40万食 台に ○住所地外に移った避難者を把握す るため、地方自治体共通の全国避 難者情報システムを構築するた めの通知(総務省)
4月13日	○本部HP充実(本部の実績や取組み状況を掲載)	
4月14日	○公明党からの要望に回答(官房長官他)	
4月15日	○平野副大臣定例記者会見 ・生活再建支援金支給の迅速化について ・3県全避難所把握第1回取りまとめ結果について	
4月16日		○県・市の物資集積拠点における物 資の飽和状態を解消し、迅速に物 資を配送するため、政府現地対策 本部を通じ、県・市と物流事業者 が調整して県外の保管場所に滞留 品を移送
4月21日		○国による物資の調達・配送の代行 を、県へ移行

- 5 -

4月22日	○壁新聞第6号(当事務局編集により「暮らしのお金特集」 を掲載) ○平野副大臣定例記者会見 ・3県全避難所に対する実態把握結果(第2回) ・被災地の復旧に関する検討会議現地視察 ・被災者健康支援連絡協議会の設置	○社団法人全日本トラック協会に対 し、国土交通省より「支援物資輸 送に係るトラック事業者への協力 要請について」を通知
4月23日	○仙谷副長官現地(気仙沼市、亘理町、山元町、相馬市) 視察(23~24日) ○平野副大臣現地(大船渡市、陸前高田市、石巻市、仙台 市、岩手県政府現地連絡対策室)視察(23~25日)	
4月26日	○民主党内閣部門会議に当本部説明資料提出	
4月27日		○「東日本大震災の被災者等に係る 国税関係法律の臨時特例に関する 法律」、「地方税法の一部を改正 する法律」が成立

- 6 -

第16回東北地方太平洋沖地震緊急災害対策本部会議及び第14回原子力災害対策本部会議資料

- 資料1 福島第一原子力発電所の状況と見通し
- 資料2 福島第一原子力発電所1～6号機の状況
- 資料3 東京電力発表の「道筋」と現在の作業状況
- 資料4 福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋
- 資料5 原子力被災者生活支援に係る課題
- 資料6 参考資料

平成23年5月6日
経 済 産 業 省

福島第一原子力発電所の状況と見通し

平成23年5月6日
原子力安全・保安院

1～4号機の状況

- 炉心（1～3号機）については、冷却のための注水用電動ポンプを外部電源に切り替え、注水を継続中。このうち、1号機については、燃料域上部まで格納容器を水で満たす作業を開始。また、水素爆発の防止のため、格納容器への窒素封入を実施中（1号機から着手。4/7～）
- 使用済燃料プールについては、コンクリートポンプ車と既設配管による注水を継続中。
- タービン建屋地下、タービン建屋外のトレンチ（立坑）の溜まり水については、まず、2号機タービン建屋外のトレンチの溜まり水を集中廃棄物処理施設への移送中（4/19から実施）。他の号機関係の溜まり水についても、移送に向けた準備を実施中。
- 放射性物質の飛散を抑制するため、汚染されたがれきの撤去、飛散防止剤の散布等を実施中。

5・6号機の状況

- 5、6号機については、冷温停止状態。

今後の作業

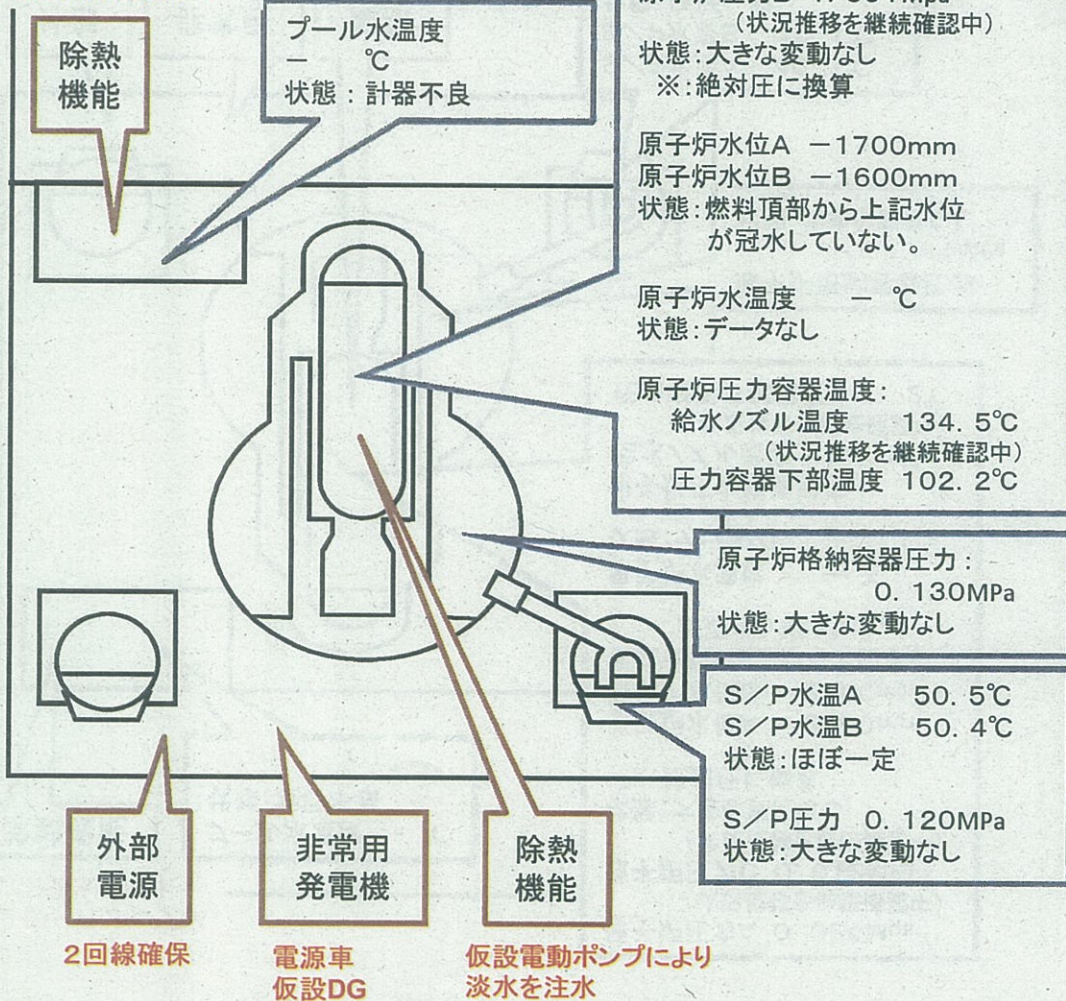
- 溜まり水の除去・外部流出の抑制。汚染水の閉じ込め・保管・処理・再利用
- 原子炉、使用済燃料プールの熱交換機能の回復等による安定的な冷却の実現。
- 放射性物質放出低減対策（大気中への放出防止等）。汚染されたがれきの除去・処理

福島第一原子力発電所1号機・2号機の状況(5月6日1:00現在)

資料2

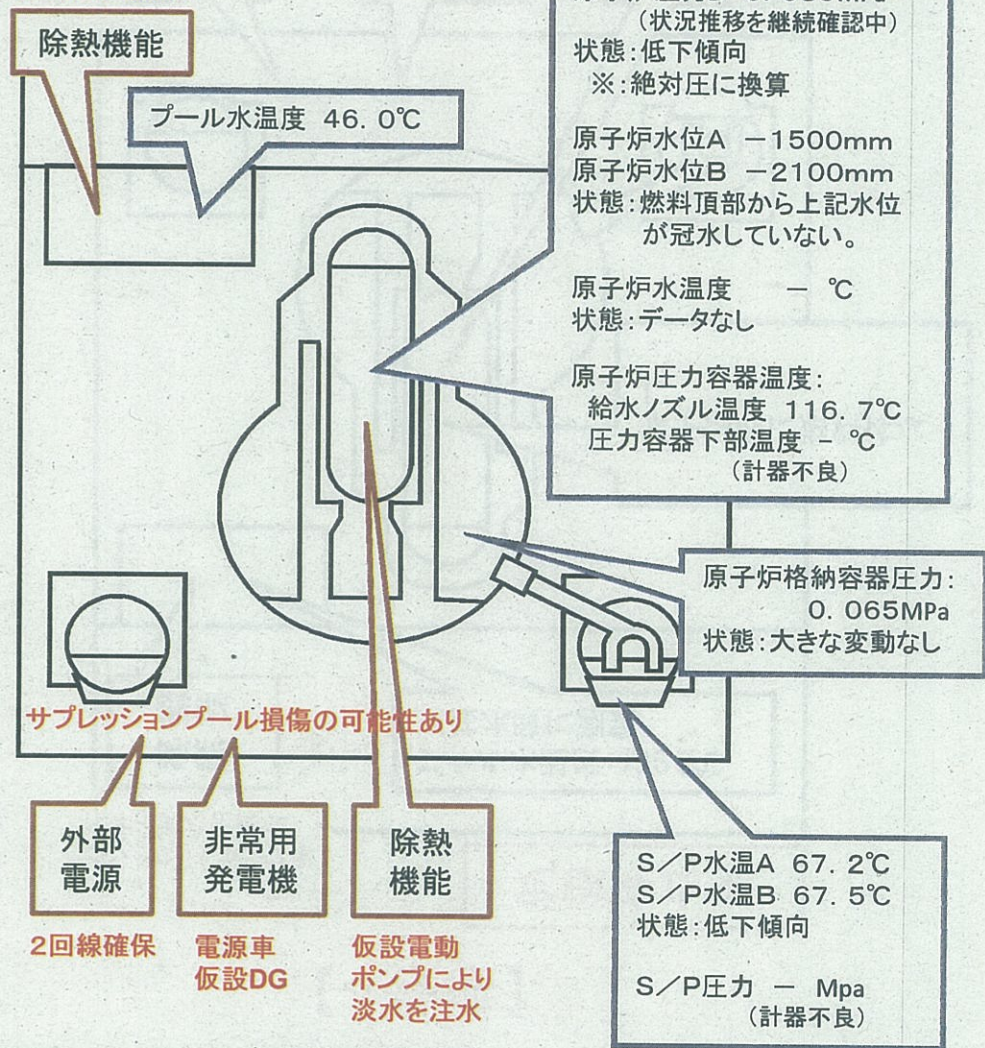
【1号機】

コンクリートポンプ車
により淡水を放水



【2号機】

既設冷却系を用い
て仮設電動ポンプに
より淡水を注水



現状: プール及び炉心への淡水注入を継続

福島第一原子力発電所3号機・4号機の状況(5月6日1:00現在)

【3号機】

コンクリートポンプ車
により淡水を放水

除熱機能
プール水温度 - °C
状態: 計器不良

原子炉圧力A 0.024Mpa*
(状況推移を継続確認中)
原子炉圧力C 0.012Mpa*
(状況推移を継続確認中)
状態: 大きな変動なし
※: 絶対圧に換算

原子炉水位A -2000mm
原子炉水位B -2200mm
状態: 燃料頂部から上記水位
が冠水していない。

原子炉水温度 - °C
状態: データなし

原子炉圧力容器温度:
給水ノズル温度 156.1°C
(状況推移を継続確認中)
圧力容器下部温度 147.2°C

原子炉格納容器圧力:
0.1041Mpa
状態: 大きな変動なし

S/P水温A 40.1°C
S/P水温B 40.1°C
状態: ほぼ一定

S/P圧力 0.1829Mpa
状態: 大きな変動なし

外部電源
非常用発電機
除熱機能

2回線確保
電源車
仮設DG
仮設電動ポンプにより
淡水を注水

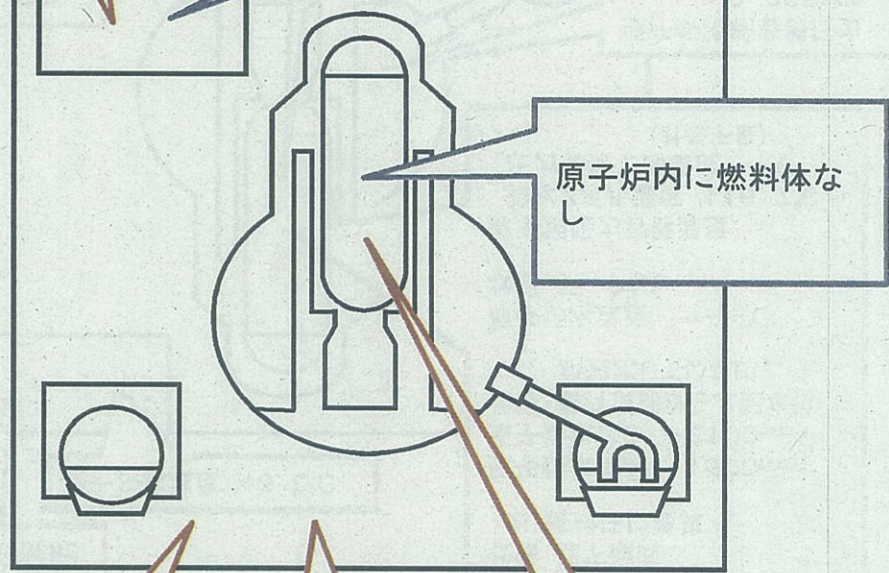
現状: プール及び炉心への淡水注入を継続

【4号機】

定検停止中

コンクリートポンプ車
により淡水を放水

除熱機能
プール水温度: 約25°C
※注水時に測定



原子炉内に燃料体なし

外部電源
非常用発電機
除熱機能

2回線確保
電源車
仮設DG
原子炉内に燃料体
ないため除熱不要

現状: 原子炉圧力容器に燃料体が存在しない
プールへの淡水注入を継続

福島第一原子力発電所5号機・6号機の状況(5月6日1:00現在)

【5号機】

定検停止中

炉水とプール水を切替えて除熱

除熱機能

プール水温度: 36.7℃
状況: 除熱機能が回復。

原子炉圧力: 0.1073MPa※
原子炉水位: 2105mm
原子炉水温度: 55.4℃
状況: 操作により圧力等を制御中。
※: 絶対圧に換算

原子炉圧力容器温度:
原子炉水温度にて監視中。

外部電源

1回線確保

非常用発電機

6号機非常用DG2台を共用

除熱機能

炉水とプール水を切替えて除熱

【6号機】

定検停止中

炉水とプール水を切替えて除熱

除熱機能

プール水温度: 31.5℃
状況: 除熱機能が回復。

原子炉圧力: 0.1173MPa※
原子炉水位: 2289mm
原子炉水温度: 36.7℃
状況: 操作により圧力等を制御中。
※: 絶対圧に換算

原子炉圧力容器温度:
原子炉水温度にて監視中

外部電源

1回線確保

非常用発電機

非常用DG2台

除熱機能

炉水とプール水を切替えて除熱

東京電力発表の「道筋」(2011/4/17)と現在の作業状況

資料3

目標	放射線量が着実に減少	放出が管理され、大幅に抑制
期間	ステップ1(3ヶ月程度)	ステップ2(今から6～9カ月後)
原子炉	<p>目標:安定的に冷却(水で満たす)</p> <p>【現在の作業状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1～3号機原子炉に対して、注水作業を継続 ・窒素封入を実施中(1号機から着手。4/7～) ・燃料域上部まで格納容器を水で満たす。1号機において、安全性の確認などこれに向けた作業を開始。 	<p>目標:冷温停止状態</p> <p>【今後の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱交換機能の回復 等
燃料プール	<p>目標:安定的に冷却</p> <p>【現在の作業状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放水や配管を利用した注水作業を継続 	<p>目標:水位の安定(遠隔操作)</p> <p>【今後の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・熱交換機能の回復 等
汚染水	<p>目標:外部流出の防止</p> <p>【現在の作業状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・流出箇所の止水措置(4/6済) ・2号機建屋外のトレンチの汚染水を集中廃棄物処理施設に移送(4/19～) ・各号機の汚染水をタンクやメガフロート船等で保管するための準備 	<p>目標:汚染水の処理・減少</p> <p>【今後の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高レベル・低レベルの汚染水の除染、保管用タンクの増設、冷却水としての再利用 等
汚染した 大気・土壌	<p>目標:飛散の防止</p> <p>【現在の作業状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飛散防止剤の散布 	<p>目標:建物全体を覆う</p> <p>【今後の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原子炉建屋カバーの設置 等
モニタリ ング・除染	<p>目標:モニタリングの拡大・充実、迅速かつ正確な情報提供</p> <p>【現在の作業状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「環境モニタリング強化計画」(4月22日策定)に従って、国、県と連携し、陸域、海域、土壌等のモニタリング箇所を増加。 	<p>目標:避難指示区等の放射線量を十分に低減</p> <p>【今後の対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国、県、市町村と連携して帰宅家屋等の放射線量のモニタリング、必要な線量低減方策の検討・着手 等

福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋

資料 4

1. 基本的考え方

原子炉および使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている方々のご帰宅の実現および国民の皆さまが安心して生活いただけるよう全力で取り組む

2. 目標

- 基本的考え方を踏まえ、目標として以下の 2 つのステップを設定する。
 - ステップ 1: 放射線量が着実に減少傾向となっている
 - ステップ 2: 放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている
 (注) ステップ 2 以降は「中期的課題」として整理
- 目標達成時期は、様々な不確定要素やリスクがあるが、目安として以下を設定する。
 - ステップ 1: 3ヶ月程度
 - ステップ 2: 3~6ヶ月程度(ステップ 1 終了後)
 (注) ステップ毎の達成時期や定量的な見通しが立ち次第、公表するとともに、目標や達成時期等の修正が必要な場合も順次公表

3. 当面の取組み

- 上記の目標を達成するため、当面の取組みを 3 つの分野に分けた上で、5 つの課題ごとに目標を設定し、諸対策を同時並行で進めていく(右表参照)。
- なお、ステップ 1 の達成に向けては、取組み中の以下 2 点の克服が特に重要と考えている。
 - 原子炉格納容器内(以下、格納容器)で水素爆発を起こさないこと(1~3号機)
 - 原子炉内に淡水を注入して原子炉を冷却する結果、水蒸気が凝縮する可能性が高まり、水素爆発を誘引する懸念が生じる。
 - 窒素を各号機の格納容器内に充填し、水素と酸素の濃度を可燃限界以下に抑える。
 - 放射線レベルの高い汚染水を敷地外に放出しないこと(2号機)
 - 淡水を注入して原子炉を冷却している段階において、タービン建屋に放射線レベルの高い汚染水が滞留し、増加する傾向にある(敷地外に漏出する恐れ)。
 - 滞留水については、(1)保管場所を複数確保する、(2)汚染水を処理する施設を設置し放射線レベルを低くする、などを進める。

以上

当面の取組みのロードマップ

分野	課題	目標と対策	
		ステップ 1	ステップ 2
I 冷却	(1) 原子炉の冷却	① 安定的に冷却できている ・窒素充填 ・燃料域上部まで水で満たす ・熱交換機能の検討・実施 ② (2号機)格納容器が密閉できるまでは、滞留水の増加を抑制しつつ冷却する	③ 冷温停止状態とする(号機ごとの状況に応じて十分に冷却されている) ・ステップ1での諸対策を維持・強化
	(2) 使用済燃料プールの冷却	④ 安定的に冷却できている ・注入操作の信頼性向上 ・循環冷却システムの復旧 ・(4号機)支持構造物の設置	⑤ プールの水位が維持され、より安定的に冷却できている ・注入操作の遠隔操作 ・熱交換機能の検討・実施
II 抑制	(3) 放射性物質で汚染された水(滞留水)の閉じ込め、保管・処理・再利用	⑥ 放射線レベルが高い水を敷地外に流出しないよう、十分な保管場所を確保する ・保管/処理施設の設置 ⑦ 放射線レベルが低い水を保管・処理する ・保管施設の設置/除染処理	⑧ 汚染水全体の量を減少させていく ・保管/処理施設の拡充 ・除染/塩分処理(再利用)等
	(4) 大気・土壌での放射性物質の抑制	⑨ 建屋/敷地にある放射性物質の飛散を防止する ・飛散防止剤の散布 ・瓦礫の撤去 ・原子炉建屋カバーの設置	⑩ 建屋全体を覆う(応急措置として)
III モニタリング 除染	(5) 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域の放射線量の測定・低減・公表	⑪ モニタリングを拡大・充実し、はやく正しくお知らせする ・モニタリング方法の検討・着手	⑫ 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域の放射線量を十分に低減する ・除染/家屋のモニタリング

(注) 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域での放射線量のモニタリングや低減策については、国と十分に連携かつ県・市町村に十分にご相談しながら、当社としてできる限りの対策を進めたい。

福島第一原子力発電所・事故の収束に向けた道筋

基本的考え方： 原子炉および使用済燃料プールの安定的冷却状態を確立し、放射性物質の放出を抑制することで、避難されている方々のご帰宅の実現と国民の皆さまが安心して生活いただけるよう全力で取り組む

分野	課題	現状 (4/16 現在)	目標と対策、リスク		中期的課題
			<ステップ 1 (3ヶ月程度)> 放射線量が着実に減少傾向となっている	<ステップ 2 (3~6ヶ月程度*)> 放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている ※ステップ 1 終了後	
I. 冷却	(1) 原子炉の冷却	<p>現状① (1~3号機)燃料ペレットの一部は損傷しているが、注水により冷却できている ⇒ 淡水注入の継続と一層の冷却策が必要 対策1: 压力容器へポンプにて淡水注入中 リスク① 冷温化により格納容器内の水蒸気が凝縮、水素の濃度が高くなり、水素爆発する恐れ 対策2: 格納容器に窒素を充填(1号機から着手) 対策3: 燃料域上部まで格納容器を水で満たすことを検討</p> <p>現状② (1~3号機)高温により格納容器に生じた隙間から放射性物質を含む微量の蒸気が漏洩している可能性大 ⇒ 冷却による蒸気量低減と漏洩防止策が必要 対策4: 原子炉の十分な冷却による蒸気発生量の低減(=ステップ1と2の諸対策で対応) 対策5: 建屋を覆うことで遮断を検討(課題(4)と連動)</p> <p>現状③ (2号機)漏水が多く、格納容器が損傷している可能性大 ⇒ 損傷箇所の修復が必要 ⇒ 注水量が増えると漏水量も増加するため、注水量のコントロールが必要 対策6: 損傷箇所の密閉策(例:グラウト(粘着質のセメント)の充填)の検討 対策7: 最小限の注水による冷却(汚染水の漏洩量をコントロール) リスク② 損傷箇所の密閉作業が長期化する恐れ(→対策12と14)</p> <p>現状④ 複数の外部電源確保(当社1系統および東北電力1系統)及びバックアップ電源(電源車/非常用発電機)を配備済 リスク③ 更なる余震や夏場の雷などで系統電源の一部が喪失する可能性 対策8: 外部系統電源の連系線を近日中に布設</p>	<p>目標① (1・3号機)安定的に冷却できている 対策9: 燃料域上部まで格納容器を水で満たす 対策10: 格納容器ベント(放射性物質を含む蒸気を大気放出)が必要となった場合は放射性物質の低減策(プラントに設置されている非常用ガス処理系(フィルタ)の活用等)を実施 対策11: 格納容器への窒素充填により、水素爆発の防止を継続 リスク④ 水を満たす過程でタービン建屋への流入水が増加 対策12: 流入抑制策(タービン建屋内の滞留水を貯蔵、水処理した後に压力容器に押し戻し(循環させる)等)の検討・実施 対策13: 原子炉の熱交換機能の回復(熱交換器の設置)も検討 リスク⑤ 放射線レベルの高い場所で、作業が長期化する恐れ(→対策9と12の継続)</p> <p>目標② (2号機)格納容器が密閉できるまでは、滞留水の増加を抑制しつつ冷却する 対策14: 現行の最小限の注水による冷却を継続 対策15: 格納容器への窒素充填により、水素爆発の防止を継続 対策16: 損傷箇所の密閉策を継続して検討・実施。損傷箇所密閉後は1・3号機と同様の冷却策を実施 リスク② 損傷箇所の密閉作業が長期化する恐れ(→対策12と14の継続)</p>	<p>目標③ 冷温停止状態とする(号機ごとの状況に応じて十分に冷却されている) 対策17: 必要に応じて、ステップ1での諸対策を維持・強化</p>	<p>課題① 塩分による構造材(原子炉や配管など)の腐食による破損・目詰まり・水漏れの防止</p>

注：原子炉压力容器は「压力容器」、原子炉格納容器は「格納容器」で記載

分野	課題	現状 (4/16 現在)	目標と対策、リスク		中期的課題
			<ステップ1 (3ヶ月程度)> 放射線量が着実に減少傾向となっている	<ステップ2 (3~6ヶ月程度*)> 放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている ※ステップ1終了後	
I. 冷却	(2) 使用済燃料プールの冷却	<p>現状⑤ 1・3・4号機は外部から、2号機は通常の冷却ラインから淡水注水中 ⇒ 作業員被ばく低減と余震対策が必要 対策18: コンクリートポンプ車(“キリン”等)による外部からの注水の信頼性向上/遠隔操作化を検討・実施</p> <p>現状⑥ プールからの放射性物質放出有無を確認中 対策19: “キリン”等による蒸気/プール水のサンプリングと測定 ⇒ 4号機はプール水の分析により、大部分の燃料が健全であることを確認</p> <p>現状⑦ プールを支える建屋の壁が損傷 ⇒ 特に4号機は健全性評価が必要と認識 対策20: 4号機の耐震性を評価 ⇒ 一定の健全性が保たれていることを確認 対策21: 監視を継続、必要な対策を検討(→対策26)</p>	<p>目標④ 安定的に冷却できている 対策22: “キリン”等による注水の継続(信頼性向上(ホースの耐久性向上)/遠隔操作化) 対策23: 2号機は通常の燃料プール冷却ラインに循環冷却機能を付加した上で注水を継続 対策24: 1・3・4号機についても通常の冷却ライン復旧を検討・実施</p> <p>リスク⑥ 建屋損傷のため通常の冷却ラインが復旧できない可能性 対策25: 熱交換器の設置を検討・実施 対策26: (4号機)プール底部に支持構造物を設置</p>	<p>目標⑤ プールの水位が維持され、より安定的に冷却できている 対策27: 熱交換器の設置による冷却 対策28: “キリン”等は遠隔操作範囲を拡大</p>	<p>課題② 燃料の取り出し(5・6号機を含む)</p>
		<p>現状⑧ 2号機原子炉内が発生源とされる、放射線レベルの高い汚染水が流出したが止水 対策29: 流出ルートを特定し、再発防止策を検討・実施 ・放射性物質吸着材料(ゼオライト)入り土嚢の湾内投入 ・汚濁拡散防止フェンス(シルトフェンス)の湾内設置 ・トレンチと建屋間の遮断 等</p> <p>現状⑨ 2号機タービン建屋や立坑・トレンチに放射線レベルの高い水が流出かつ滞留 対策30: 滞留水を保管可能な施設(復水器や集中廃棄物建屋)に移動 対策31: 移動した滞留水の除染/塩分処理を準備中(→対策38) 対策32: タンクの設置を準備中</p> <p>現状⑩ 放射線レベルが低い水の保管量が増加 対策33: タンクやバージ船等での保管を準備中 対策34: 汚染水の除染/塩分処理を準備中(→対策41) 対策35: 貯水池の設置を準備中</p> <p>現状⑪ 建屋周りの地下水(サブドレン水)が汚染されている可能性大 対策36: サブドレン水の汲上げ後の除染処理を準備中</p>	<p>目標⑥ 放射線レベルが高い水を敷地外に流出しないよう、十分な保管場所を確保する 対策37: 「集中廃棄物建屋」等を保管先に活用 対策38: 水処理施設を設置、高レベルの汚染水を除染/塩分処理し、タンクに保管</p> <p>リスク⑦ 水処理施設の設定遅延や稼動不良の可能性 対策39: バックアップ対策(追設タンクやプールの設置、凝固剤等による漏洩防止)の検討・実施</p> <p>目標⑦ 放射線レベルが低い水を保管・処理する 対策40: タンク、バージ船・メガフロート等で保管容量を拡充 対策41: 除染剤等を利用し、汚染水を基準以下まで除染</p>	<p>目標⑧ 汚染水全体の量を減少させていく 対策42: 高レベル汚染水向け追設タンク等の拡充 対策43: 高レベル汚染水の除染/塩分処理の継続・強化 対策44: 低レベル汚染水の除染/塩分処理の継続・強化 対策45: 処理された水を原子炉冷却水として再利用 対策46: 基準以下まで除染の継続・強化</p>	<p>課題③ 本格的な水処理施設の設置</p>
II. 抑制	(3) 放射性物質で汚染された水(滞留水)の閉じ込め、保管・処理・再利用				

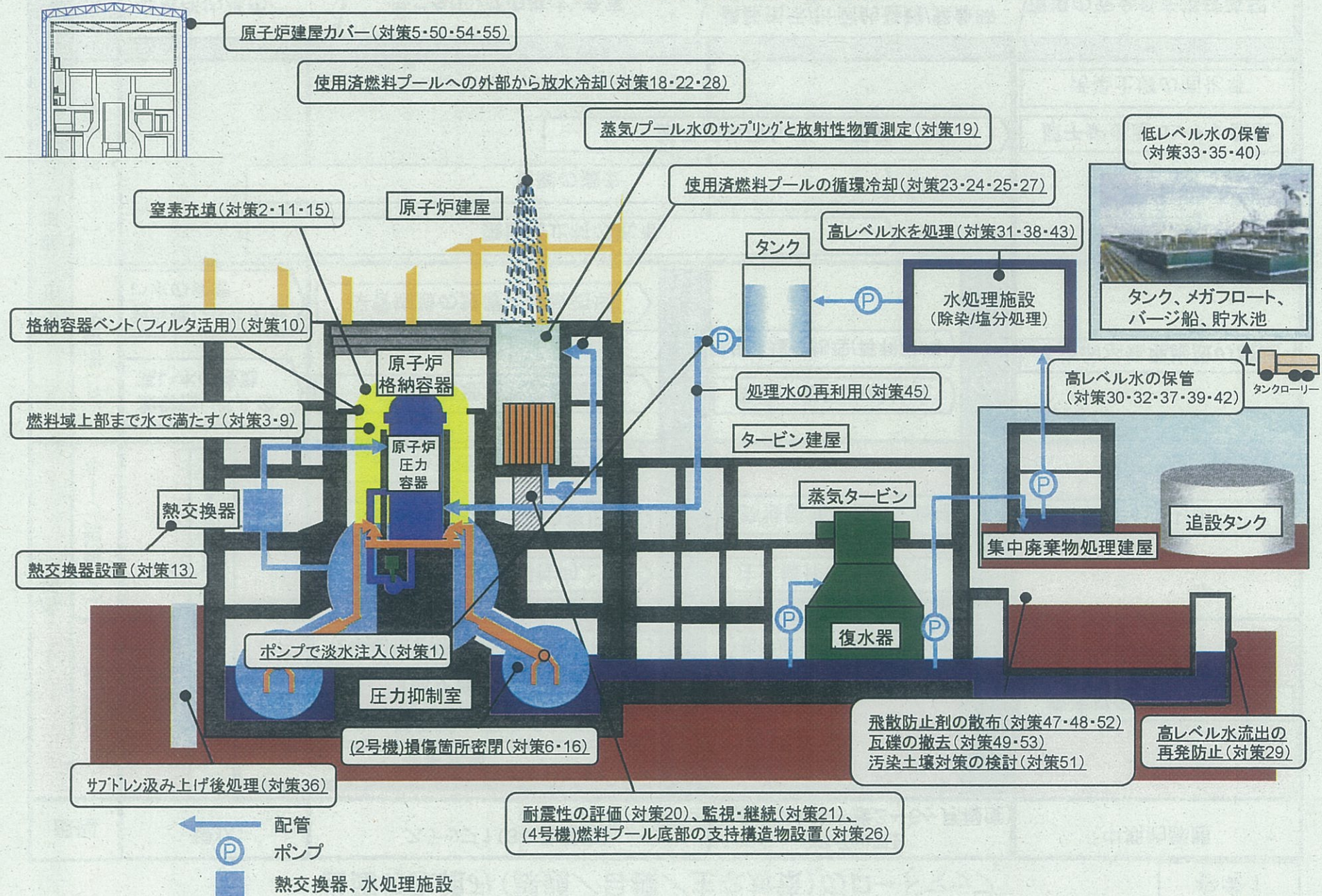
分野	課題	現状 (4/16 現在)	目標と対策、リスク		中期的課題
			<ステップ1 (3ヶ月程度)> 放射線量が着実に減少傾向となっている	<ステップ2 (3~6ヶ月程度*)> 放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている ※ステップ1終了後	
II 抑制	(4) 大気・土壌での放射性物質の抑制	<p>現状⑫ 建屋外に瓦礫が散乱し、放射性物質が飛散</p> <p>対策47: 飛散防止剤の試験散布により性能確認後、本格運用し、放射性物質の飛散を抑制</p> <p>対策48: 飛散防止剤の散布により、雨水の汚染を防止</p> <p>対策49: 瓦礫の撤去</p> <p>対策50: 原子炉建屋カバーと本格的措置(コンテナ(コンクリート等による屋根・外壁))の基本設計の検討・実施</p> <p>対策51: 汚染土壌の固化・置換・洗浄方法を検討(中期的課題)</p>	<p>目標⑨ 建屋/敷地にある放射性物質の飛散を防止する</p> <p>対策52: 敷地および建屋への飛散防止材の塗布・散布の拡充による作業環境の改善</p> <p>対策53: 瓦礫の撤去を継続</p> <p>対策54: 原子炉建屋カバー(換気・フィルター付)の設置に着手</p> <p>リスク⑧ 建設に着手するには線量レベルの大幅削減が前提(→対策52と53の継続)</p>	<p>目標⑩ 建屋全体を覆う(応急措置として)</p> <p>対策55: 原子炉建屋カバーの設置完了(1・3・4号機)</p> <p>リスク⑨ 巨大台風時にカバーが破損する恐れ</p> <p>対策56: 本格的措置(コンテナ(コンクリート等による屋根・外壁))の詳細設計着手</p>	<p>課題④ 建屋全体を覆う(本格措置として)</p> <p>課題⑤ 汚染土壌の固化・置換・洗浄</p>
III モニタリング・除染	(5) 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域の放射線量の測定・低減・公表 (注)避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域での放射線量のモニタリングや低減策については、国と十分に連携かつ県・市町村に十分にご相談しながら、当社としてできる限りの対策を進めたい。	<p>現状⑬ 発電所内外の放射線量のモニタリングを実施中</p> <p>対策57: 海水、発電所内の土壌、所内大気でのモニタリングを実施中(25箇所)</p> <p>対策58: 発電所敷地境界で放射線量のモニタリング継続中(12箇所)</p> <p>対策59: 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域内のモニタリング方法を検討(→対策60~63)</p>	<p>目標⑪ モニタリングを拡大・充実し、はやく正しくお知らせする</p> <p>対策60: 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域内のモニタリング方法を検討・着手 <国・県・市町村と相談・連携></p> <p>対策61: 半減期の長いセシウム137等の残留放射性物質のモニタリング結果等を正しくお知らせ</p>	<p>目標⑫ 避難指示/計画的避難/緊急時避難準備区域の放射線量を十分に低減する</p> <p>対策62: 帰宅家屋等の放射線量のモニタリング <国・県・市町村と相談・連携></p> <p>対策63: 必要な線量低減方策(帰宅家屋や土壌表面等の除染)を検討・着手 <国・県・市町村と相談・連携></p>	<p>課題⑥ 環境の安全性を継続して確認・お知らせ</p>

当面の取組み(課題/目標/主な対策)のロードマップ

参考1

課題	現状	ステップ1 (3ヶ月程度)	ステップ2 (ステップ1終了後3~6ヶ月程度)	中期的課題
I 冷却	(1) 原子炉	空素充填 (1・3号機)燃料域上部まで水で満たす 熱交換機能の検討・実施 (2号機)格納容器損傷部分の密閉	安定的な冷却 燃料域上部まで水で満たす	冷温停止状態 構造材の腐食破損防止
	(2) 燃料プール	淡水注入 注入操作の信頼性向上 循環冷却システムの復旧 (4号機)支持構造物の設置	安定的な冷却 注入操作の遠隔操作 熱交換機能の検討/実施	より安定的な冷却 燃料の取り出し
II 抑制	(3) 滞留水	放射性レベルの高い水の移動 保管/処理施設の設置 放射性レベルの低い水の保管 保管施設の設置/除染処理	保管場所の確保 保管/処理施設拡充 除染/塩分処理(再利用)等	汚染水全体の抑制 本格的な水処理施設の設置
	(4) 大気・土壌	飛散防止材の散布 瓦礫の撤去 原子炉建屋カバーの設置		原子炉建屋コンテナ設置 汚染土壌の固化等
III 除染 モニタリング	(5) 測定・低減・公表 発電所内外の放射線量のモニタリング	モニタリングの拡大・充実 はやく正しくお知らせ	避難指示/計画的避難/緊急時 避難準備区域の放射線量を十分に低減	環境の安全性を継続確認・ お知らせ

発電所内における主な対策の概要図



原子力被災者生活支援に係る課題

平成23年5月6日
原子力被災者生活支援チーム1. 計画的避難（飯舘村・川俣町など）の着実な実施

(1) 現状

- 4月22日、事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれがあるため、住民等に概ね1ヶ月を目途に別の場所に計画的に避難を求める区域（計画的避難区域）を公表。
- 「計画的避難区域」の設定により、飯舘村（6,200人規模）、川俣町（1,200人規模）で新たな避難の対応が必要。これを支援するため、4月22日、経産省、総務省、農水省、厚労省や県職員から構成される現地政府対策室を発足させ、町村ごとの実情・ニーズを踏まえた避難計画の策定等を実施するため現地体制を強化。

(2) 対応が必要な事項

- ① 仮設住宅を含む避難先の確保
- ② 家畜の取扱いや工場等の操業条件の明確化
- ③ 雇用支援、工場移転支援など住民・事業者への支援
- ④ モニタリングの継続的な実施

2. 一時立入りの安全・確実な実施

(1) 現状

- 4月22日午前0時、福島第一原子力発電所半径20km圏内を警戒区域に設定するとともに、併せて一時立入りの基本的考え方（半径3km圏内の立入り不可等）を公表。
- 5月3日には自治体を含む関係者による一時立入りの試行を実施。引き続き、実際の実施（連休明け遅くないタイミング）に向けて、関係自治体と調整中。

(2) 対応が必要な事項

- ① 市町村による一時立入り実施計画の策定を支援
- ② 一世帯2名の立入りや車の持ち出しなど住民の要望への対応

3. 住民の帰還を見据えた課題

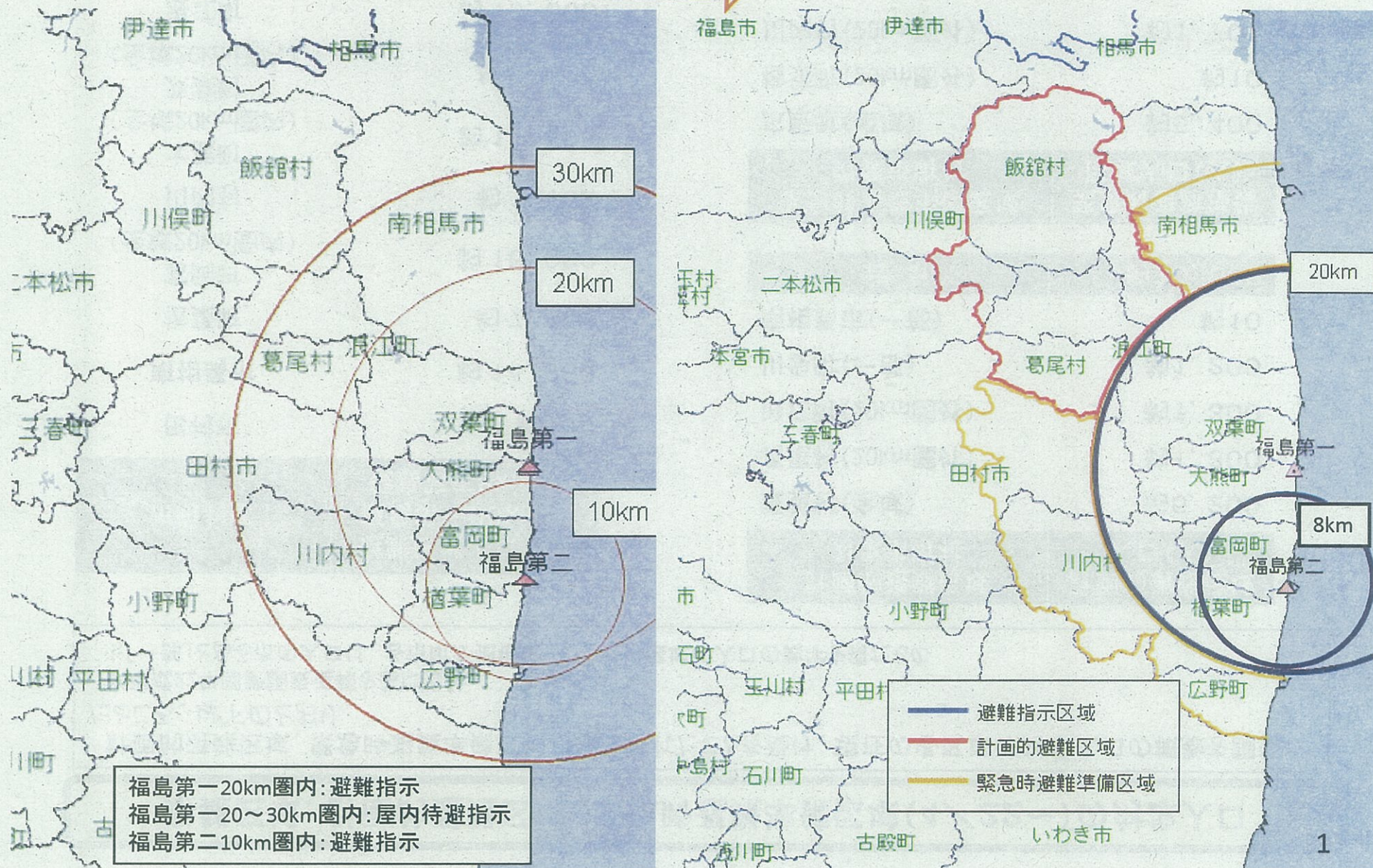
- ① 区域解除の考え方の整理
- ② 土壌等のスクリーニング・除染等
 - 1) 農地・宅地等の土壌等のモニタリング
 - 2) 放射性物質を帯びたがれき等の処理

「計画的避難区域」及び「緊急時避難準備区域」の対象地域

資料6

(~4/21)

(4/22~)



避難区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域(4/22～)の対象人口

計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定されたことを受け、現在の各区域の対象人口の概数を調査したところ、以下のとおり。

※平成22年国勢調査速報を基に推計。

※「一部」とある市の人口は、各市町が把握している該当区域の人口の数字を得たもの

市町村名	避難区域人口(人) 〔福島第一20km圏 福島第二8km圏〕
田村市	約600
南相馬市	約14,300
楡葉町	約7,700
富岡町 (全域20km圏内)	約16,000
川内村	約1,100
大熊町 (全域20km圏内)	約11,500
双葉町 (全域20km圏内)	約6,900
浪江町	約19,600
葛尾村	約300
合計	約78,000

計画的避難区域 対象市町村	計画的避難区域 人口(人)
飯舘村(全域)	約6,200
葛尾村(20km圏外)	約1,300
浪江町(20km圏外)	約1,300
川俣町(一部)	約1,200
南相馬市(一部)	約10
合計	約10,000

緊急時避難準備区域 対象市町村	緊急時避難準備 区域人口(人)
広野町(全域)	約5,400
楡葉町(20km圏外)	約10
川内村(20km圏外)	約1,700
田村市(一部)	約4,000
南相馬市(一部)	約47,400
合計	約58,500

避難区域、屋内待避区域(～4/21)の対象人口 (H22国勢調査速報ベース)

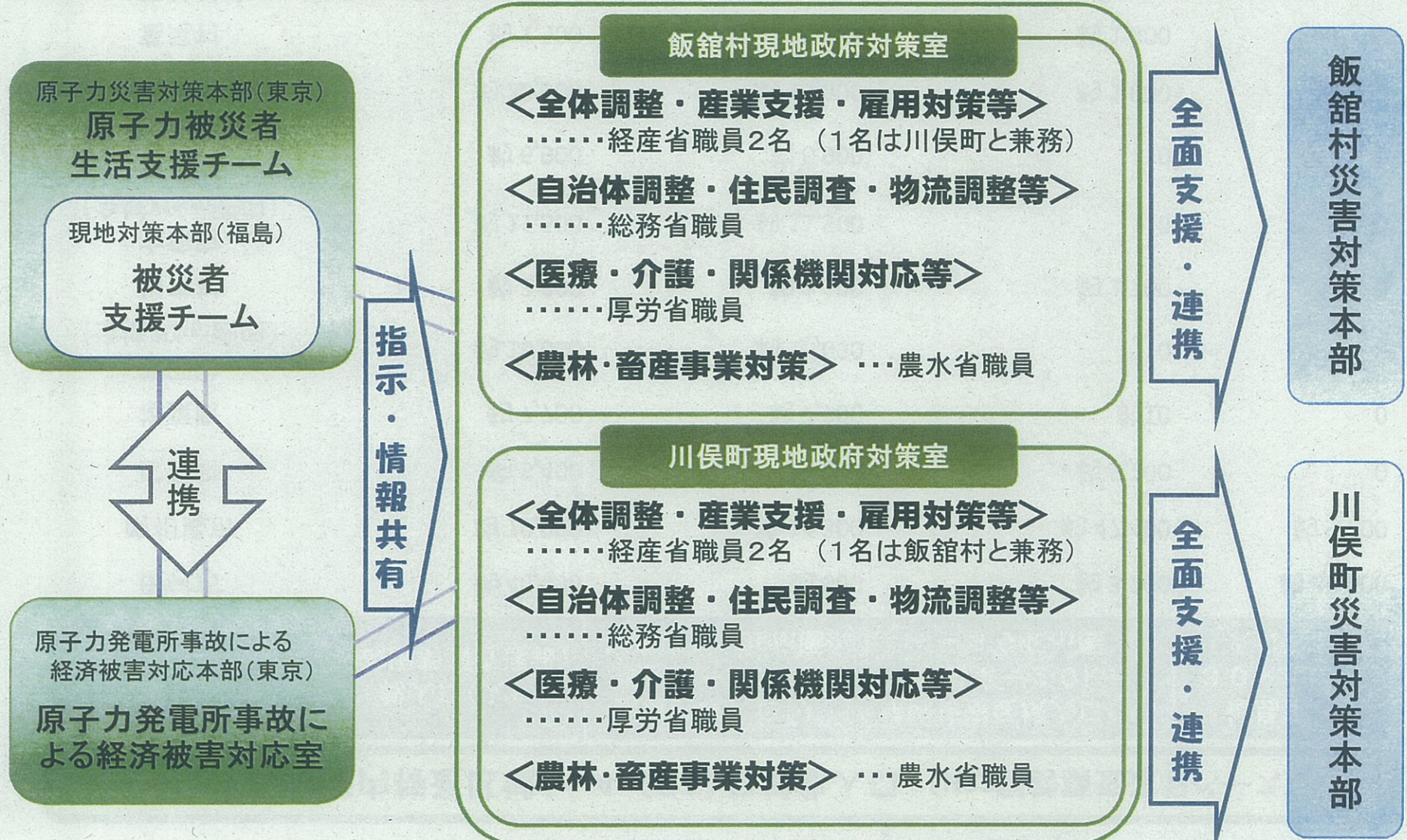
市町村名	総人口(人) (H22国勢調査速報)	避難区域人口(人) 〔福島第一20km圏 福島第二10km圏※〕	屋内待避区域人口(人) 〔福島第一20km ～30km圏〕	福島第一 30km圏外 人口(人)
田村市	約 40,400	約 600	約 3,200	約 36,600
南相馬市	約 70,900	約 14,300	約 47,400	約 9,200
広野町	約 5,400	約 200	約 5,200	0
楢葉町	約 7,700	約 7,700	約10	0
富岡町 (全域20km圏内)	約 16,000	約 16,000	0	0
川内村	約 2,800	約 1,100	約 1,700	0
大熊町 (全域20km圏内)	約 11,500	約 11,500	0	0
双葉町 (全域20km圏内)	約 6,900	約 6,900	0	0
浪江町	約 20,900	約 19,600	約 1,000	約 300
葛尾村	約 1,500	約 300	約 1,300	0
飯舘村 (全域20km圏外)	約 6,200	0	約 300	約 5,900
いわき市 (全域20km圏外)	約 342,200	0	約 2,200	約 340,000
合計	約 532,500	約 78,200	約 62,400	約 391,900

※4/21に福島第二原発の避難区域は8km圏内に変更。

(注)川俣町は30km圏外であり、総人口は約15,600人

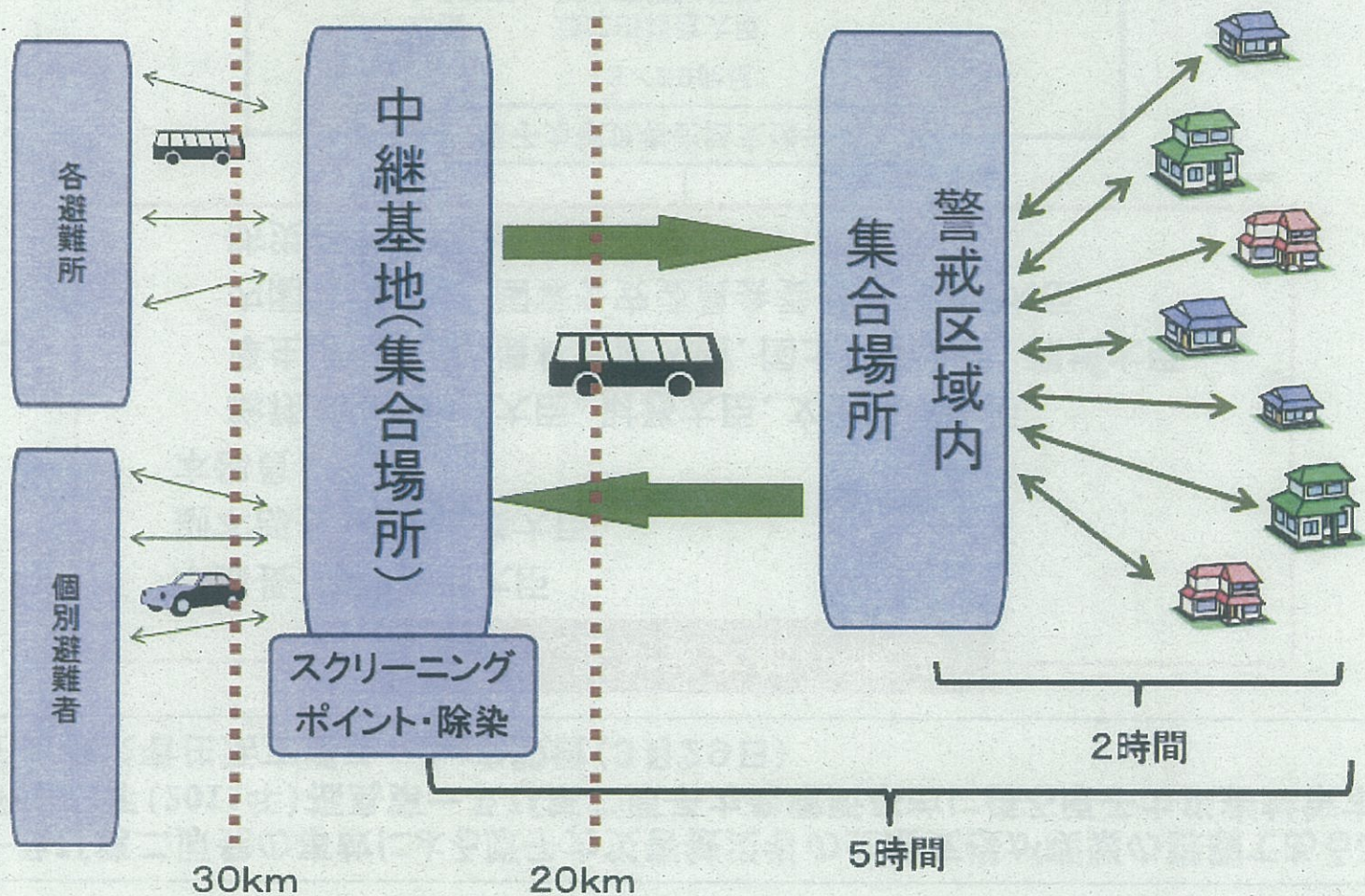
「計画的避難区域」設定に伴う飯舘村・川俣町支援のための現地体制の強化

- ・飯舘村、川俣町による計画的避難の着実かつ円滑な実施を支援するため、4/22、現地政府対策室を発足。
- ・①町村ごとの実情・ニーズを踏まえた避難計画の策定、②住民お一人お一人の事情に応じたきめ細かな相談・生活支援、③計画的避難に係る費用等の把握や経済被害対応室における損害賠償に係る枠組みの検討への反映、などを実施するために、現地体制を強化。



警戒区域の設定と一時立入りの基本的考え方の公表
～ 一時立入りのイメージ ～

一時立入りのイメージ



原子力被災者生活支援チームの設置

福島第一及び第二原発の事故による原子力災害被災者の生活支援が喫緊の課題であることにかんがみ、「平成23年(2011年)福島第一及び第二原子力発電所事故に係る原子力災害対策本部」の下に、「原子力被災者生活支援チーム」を設置(3月29日)

原子力災害対策本部(内閣府)

本部長:内閣総理大臣

副本部長:経済産業大臣

本部員:

総務大臣、外務大臣、財務大臣、文部科学大臣、
厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣、
内閣官房長官、国家公安委員会委員長、防衛大臣、
防災担当大臣、危機管理監

原子力被災者生活支援チーム

(3/29発足)

チーム長 : 海江田経産大臣
チーム長代理: 福山官房副長官
平野内閣府副大臣
副チーム長 : 関係省庁副大臣等
事務局長 : 松下経産副大臣

主な任務

- 被災者の避難・受入れの確保(除染体制の確保を含む)
- 被災地周辺地域・避難所への物資の輸送、補給
- 被災者への被ばくに係る医療等の確保
- 環境モニタリングと情報提供

東日本大震災（その 62）
（外務省の対応）

平成 23 年 5 月 6 日
外務省緊急対策本部

1. 外国による支援への対応

- (1) 146 ヶ国・地域及び 39 国際機関が支援意図を表明。
援助チームの来訪（来訪ずみのもの計 25 ヶ国・機関）（別紙参照）
※援助チームと現場との調整等のため外務省員をリエゾンとして派遣。
(a) 活動中：人道支援関係：1 ヶ国、1 機関：ヨルダン（医療支援）、WFP
原子力関係：1 ヶ国：米
(b) 活動終了（終了決定含む）：人道支援関係：23 ヶ国・地域及び国際機関（シンガポール、独、スイス、メキシコ、英、米（原子力関係は活動中）、NZ、伊、豪、モンゴル、中、韓、露、仏、インドネシア、南ア、インド、トルコ、イスラエル（医療支援）、台湾、UNDAC、UNOCHA、IAEA）
- (2) 在日米軍による協力
(a) 福島第一原発事故に係る支援：消防車 2 台及びポンプ機 5 基の輸送・提供、防護服・マスクの提供、ホウ素 9t の輸送・提供。淡水を積載したバージ船（はしけ）2 隻の提供。無人偵察機等の画像の提供。
(b) 地震にかかる支援：「トモダチ」作戦の下、空母・強襲揚陸艦等の艦船約 20 隻、ヘリ・給油機等の航空機約 160 機、人員計 20,000 名以上を投入（最大時）し、捜索・救助活動、食料・水・燃料・医薬品等の支援物資の輸送・配布活動等を実施。復旧・復興支援を継続中。
- (3) 豪軍による協力
豪軍の輸送機（C17）が自衛隊と連携し国内輸送を支援（3 月 15 日～25 日）。
福島第 1 原発の冷却に必要な特殊ポンプを豪州から緊急輸送。
- (4) 物資支援
在日米軍が食料・水・医薬品等の支援物資を輸送・提供。各国・地域からの物資支援も順次行われ、5 月 2 日時点で 48 の国・地域・機関からの物資が既に日本に到着し、順次被災地等へ配送されている。日本赤十字社への寄付金送金手続きにつき情報提供。
- (5) NGO 等による協力
62 ヶ国・地域から 1900 以上のお見舞い・支援申し出（NGO：約 150、企業：約 300、個人他：約 1450）。数多くの米国企業から多額の義援金申し出。少なくとも 16 ヶ国・43 団体が来日した模様。外務省として、海外 NGO 等の活動について調整機能を果たすべく窓口を立ち上げた、ジャパン・プラットフォームの取組みを支援。

2. 在日外国人の安否確認

- (1) 外交団等：外交団及び国際機関に対し、関係連絡先、英語の情報提供サイト、原発事故関連情報等を累次周知。外交団等被害は軽微な物損のみ。在京大の自国民保護活動の円滑化の手続き等（チャーター機、車両交通等）につき国交省、警察庁等と調整支援。在京外交団等の機能移転につき情報収集中（5 月 2 日現在 3 公館が一時閉鎖）。
- (2) 在日外国人：各在京大より安否確認依頼情報を聴取し、とりまとめ警察庁と情報共有。今後の身元確認作業のため、3 月 22 日及び 24 日、在京大使館へ説明会を実施。外国人も含めた被災者への支援体制について、4 月 22 日在京大使館へ説明。
- (3) 外務省関連事業：外務省招へい、JICA 事業、国際交流基金事業の中国人高校生・外国人研修生の安否確認終了。JET は東北の 2 名死亡。
- (4) 外務省ホームページに本地震に関するサイト（日本語・英語）立ち上げ済み（外国による支援及び原発関連等の情報も含む）。3 月 15 日より中国語、韓国語でも情報発信を開始。
- (5) 自治体への職員派遣：在日外国人対応のため岩手県及び宮城県に職員計 6 名を派遣（中国語専門家、岩手県 3 月 17-23 日（3 名）、宮城県 3 月 25-31 日（3 名）。（別途、被災地方公

共同体への国家公務員による人的支援として、岩手県宮古市へ職員 4 名を派遣（物資仕分けの支援等）（3 月 28 日～31 日）。更に、同市には 4 月 27 日から 5 月 7 日まで、職員 24 名を 3 グループに分け、順次派遣（主にがれきの撤去等支援）。

- (6) 加、英、仏、伊、スウェーデン、スペイン、ノルウェー、ベルギー、サウジアラビア、ASEAN 諸国（インドネシア、タイ、ベトナム等）、インド、パキスタン、スリランカ、バングラデシュ、豪、メキシコ、中国、モンゴル、台湾、ロシア、キルギス、カザフスタン、イラン等が安否確認、在日自国民等の保護（含む東北地方からの退避）等を実施。

3. 福島原発事案・原発事故を受けた各国の輸出入等関連措置への対応

- (1) IAEA 及び米国、露、仏、英等との協力
一地震発生後の原子力発電所の状況等について IAEA、米韓中に通報。3 月 18 日に天野 IAEA 事務局長とともに放射線の計測に係る IAEA 専門家チームが訪日。18 日より福島県内を中心に、放射線計測を実施。21 日、IAEA は、ウィーンにて福島原発事故に関する事務局長の訪日報告を議題とする IAEA 特別理事会を開催。26 日、FAO との合同による食品モニタリングに係る専門家チームが訪日し、27 日以降関係自治体等との間で協議。31 日、天野 IAEA 事務局長は、6 月 20 日～24 日にウィーンで原子力安全に関する IAEA 関係会議開催を発表。4 月 1 日、海洋における放射線計測に係る専門家が、また、3 日及び 7 日沸騰水型原子炉（BWR）の専門家が訪日。4 月 4 日から原子力安全条約検討会合のサイドイベントとして IAEA 及び日本政府共催のセミナーを開催。
一3 月 13 日及び 16 日、米国原子力規制委員会の専門家が到着。15 日までに米エネルギー省の専門家が到着。30 日には PNNL（太平洋北西国立研究所）の専門家 2 名が到着。21 日には防護服 1 万着が到着。18 日、ロシアの原子力専門家 2 名が訪日し、外務省・経産省等の関係者らと意見交換。19 日以降、仏より防護服、防護マスク、放射線測定器等原子力関連物資が到着。さらに、4 月 2 日以降、英国より放射線測定器、防護マスク等原子力関連物資が到着。6 日、加より、放射線サーベイメーター及び線量計が到着。9 日、ロシアより個人線量計及びマスクが到着。
- (2) WHO への対応
放射能による健康リスクの関係で関心を有する WHO に対し、寿府代から現状及び政府の取組（下記外交団ブリーフの内容）についての情報を提供中（厚労省は国際保健規則（IHR）に基づき別途 WHO に直接情報提供中）。WHO は、3 月 23 日に在寿府の各国代表部を対象に震災の状況についてブリーフィングを開催。菅沼寿府代大使が我が国の状況につき説明。
- (3) 国際世論への働きかけ
一ハイレベルでの説明：3 月 14 日の G8 外相会合、日露外相会談、3 月 15 日日仏外相会談、3 月 19 日の日中韓外相会議、日中、日韓外相会談、4 月 9 日の日 ASEAN 特別外相会議、5 月 1 日の第 3 回 TICAD 閣僚級フォローアップ会合、5 月 2 日の核軍縮・不拡散に関する外相会合等で松本大臣から直接説明。3 月 31 日の日仏首脳会談で菅総理から直接説明。4 月 17 日付ワシントン・ポスト紙、16-17 日付インターナショナル・ヘラルド・トリビューン紙に菅総理の寄稿掲載（在外公館を通じ各国主要紙にも働きかけ。28 日 12 時現在、計 32 ヶ国・地域の 58 メディアに掲載）。
一在外公館を通じた働きかけ：原子力発電施設をめぐる現状を更新し、全在外公館に送付（3 月 11 日～4 月 1 日）。関係者に正確な情報を発信し冷静な対応を要請。我が国からの輸入貨物に対する各国・地域の措置について調査、情報収集を行うとともに、各国政府等に対しては我が国のとった措置を始め事実関係の説明や、事実関係に基づく合理的な判断を御願しいたい旨の申し入れを実施。
一在京外交団・外国プレスへの働きかけ：ブリーフをほぼ毎日開催、関連情報を随時在京外国プレス他に向けて発信するとともに、英語版 HP に掲載。特に原発事故を受けた各国の輸出入等関連措置等に関しては、各国の関係当局が科学的かつ合理的な判断に基づいて適切な対応を行うよう、関係省庁の参加の下、ブリーフィングを実施。4 月 12 日には官房長官が外国プレス向けに会見。官邸国際広報室に当省より応援職員 1 名を派遣中。3 月 31 日、在京の外国企業等に対するブリーフを実施（外務・経産が協力しジェトロ本部で開催）。

取扱注意

一関係省庁の副大臣会合を開催(3/31)。各国の輸入検査等の強化の現状とその対応策について協議。各国に対し、日本の措置につき丁寧に説明し、円滑な輸入手続の再開を働きかけていくことを申し合わせた。

一マルチの場を通じた働きかけ：3月29日のWTO貿易交渉委員会(TNC)及び30日のWTO衛生植物検疫措置の適用に関する委員会(SPS委員会)において、小田部在ジュネーブ代表部大使から、我が国にとっての措置について説明するとともに、各国の冷静な対応を呼びかけ。

(4) グリーンピースによる福島沖での海洋の科学的調査

在京オランダ大発口上書とともにグリーンピースからの正式な申請書が4/22外務省に接到。4/27、同調査につき、条件を付して認める旨、在京オランダ大に回答済。

(5) 退避者等の受入

JICA施設(二本松市。福島第一原発より50km強)にて原発退避者等190名を受入れ(5月2日午前現在)。JICA本部からも応援要員3名、及び青年海外協力隊員有志4名を派遣。

4. 会談

(1) 電話会談

*実施済み

首脳：日米(3/12, 17 早朝, 30 午前)、日韓(3/13)、日豪(3/13)、日NZ(3/14)、日露(3/14)、国連事務総長(3/16)、日仏(3/18)、日EU(3/22)、日印(3/23)、日英(3/24)、日独(3/30)、日EU(4/4)、日中(4/12)

外相：日英(3/11, 12)、日米(3/12, 23)、日豪(3/12)、日NZ(3/13)、日ブラジル(3/17) 日インドネシア(3/22)、日南ア(4/18)

(2) 会談

*実施済み

首脳：日IAEA(3/18)、日仏(3/31)、日豪(4/21)

外相：日露(3/14)、日仏(3/15)、日米(3/15, 4/17, 4/29)、日IAEA(3/18)、日中韓・日中・日韓(3/19)、日独(4/2, 4/30)、日ASEAN・日インドネシア・日タイ・日カンボジア・日フィリピン(4/9)、日アルゼンチン(4/11)、日ブラジル(4/16)、日ルクセンブルク(4/19)、日パプアニューギニア(4/26)、日マケドニア(4/27)、日豪(4/30)、日UAE(4/30)、日英(5/3)

(了)

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年5月6日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ 韓国	①救助犬2匹、スタッフ(隊長、救助犬オペレーター等)5名 ②救助隊102名 両チームは、②が仙台に到着した14日夜に合流。	①3月12日 ②3月14日	①羽田空港→宮城 ②成田空港→福島空港→宮城	宮城県仙台市(3月23日撤収)
☆ シンガポール	スタッフ 5名 救助犬 5匹	3月12日	成田空港	福島県相馬市(3月15日撤収)
☆ ドイツ	レスキュー隊員41名、救助犬3匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月15日撤収)
☆ スイス	レスキュー隊員27名 救助犬9匹	3月13日	成田空港	宮城県南三陸町(3月16日撤収)
☆ 米国	人道支援関係 レスキューチーム144人 ・フェアファックス(USAR)チーム ・ロサンゼルス(USAR)チーム ・各チーム救助犬を含む	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月19日撤収)
	原子力関係 原子力規制委員会専門家11名、米エネルギー省34名及び PNNL2名	①3月13日(2名)、3月18日(8名) ②米エネルギー省(3月15日まで) ③PNNL(3月30日)	成田空港 横田基地など	東京、横田、福島県など
☆ 中国	レスキュー隊員15名	3月13日	羽田	岩手県大船渡市(3月20日撤収)
☆ 英国	レスキュー関係者 69名、プレス6名、救助犬2匹	3月13日	三沢基地	岩手県大船渡市、釜石市(3月17日撤収)
☆ ニュージーランド	①先遣隊7名 ②レスキュー隊(S&R)隊員45名	①3月13日 ②3月14日	①成田 ②成田	宮城県南三陸町(3月18日撤収)
☆ 国連	UNDAC 災害調整専門家7名	3月13～14日	成田	JICA東京(3月23日撤収)
	UNOCHA 災害調整専門家3名	3月13～14日	成田	JICA東京(UNDACチームを引継ぎUNOCHA職員3名が活動。4月2日撤収。)
☆ メキシコ	レスキュー関係者12名、救助犬6匹	3月14日	成田空港	宮城県名取市(3月17日撤収)
☆ オーストラリア	①救急隊員75名 ②救助犬2匹	3月14日	横田基地	宮城県南三陸町(3月19日撤収)

諸外国・地域・国際機関からの救助チーム・専門家チーム等受入れ日程一覧

撤収済・撤収中のものは☆

平成23年5月6日現在

国・地域名	チーム構成	到着日	到着先	活動地(撤収日を含む)
☆ フランス	レスキュー関係者 134名 (モナコ人11名を含む)	3月14日	羽田 →3月15日16時仙台到着済	宮城県名取市、青森県八戸市(3月23日撤収)
☆ 台湾	レスキュー隊員28名	3月14日	羽田	宮城県名取市、岩沼市(3月18日撤収)
☆ ロシア	第1陣:75名 第2陣:約80名	第1陣:3月14日 第2陣:3月16日	第1陣:成田(50名)、福島(25名) 第2陣:成田	宮城県石巻市(3月18日新潟に撤収。同22日新潟から帰国。)
☆ モンゴル	レスキュー隊員12名	3月15日	成田	宮城県名取市、岩沼市(3月19日撤収)
国連世界食糧計画(WFP)	物流支援要員13名(可動式倉庫設置、ニーズ調査)	3月16日～	成田	東京、宮城、岩手
☆ イタリア	調査ミッション6名(捜査救助、原子力安全等専門家、犬はなし)	3月16日	成田	東京都内で調査(3月21日までに全員帰国)
☆ インドネシア	11名(レスキュー)、4名(事務員、メディカル)	3月18日	成田	栗仙沼、塩竈、石巻などの避難所にて自国民の安否確認を含む人道支援活動(3月23日撤収)。同27日に全員帰国。
☆ 南アフリカ	救助隊員45名	3月18日	成田	宮城県岩沼市、名取市、石巻市、多賀城市(3月25日撤収)
☆ IAEA	☆ 放射線計測専門家チーム(のべ16名+1名(海洋における放射線計測に係る専門家))+IAEA国際支援調整官1名	3月18日	成田	東京近辺、福島県内(4月20日撤収)
	☆ 食品モニタリング専門家チーム(3名:FAO職員1名を含む)	3月26日	成田	福島県、茨城県、栃木県、群馬県、東京(4月1日撤収)
	☆ 沸騰水型原子炉(BWR)専門家3名	4月3日(2名)、7日(1名)	成田	東京、福島県(4月11日撤収)
☆ トルコ	救助隊32名	3月19日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県多賀城市、石巻市雄勝町、宮城郡七ヶ浜町等(4月8日撤収)
☆ イスラエル	医療支援チーム53名	3月27日	成田	拠点:宮城県栗原市 活動地:宮城県南三陸町(4月10日撤収)
☆ インド	支援隊46名	3月28日	成田	拠点:宮城県利府町 活動地:宮城県女川町(4月6日撤収)
ヨルダン	医療支援チーム4名	4月25日	成田	福島県内

諸外国等からの物資支援・寄付金一覧

2011年5月5日
外務省

大現時点で計146の国・地域及び計39の機関が支援意図を表明。(一般的支援表明、人的支援・物資支援・寄付金分)
*以下のとおり計105の国・地域・機関から物資・寄付金を受領(物資:48、寄付金:77(総額約150億円以上)・一部重複)。
※本表は、外国政府等からの物資支援・寄付金をまとめたもの。(注:民間団体や個人からの支援は含まない)

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への 受入れ日	受入れ場所
米国	米国陸軍司令部から緊急物資(寝袋、簡易ベッド、石油ストーブ、灯油等)、放射線防護服1万着、米軍から食料品約280トン並びに水770万リットル、燃料約4.5万リットルを配布(貨物約3100トンの輸送)、消防車2台、ポンプ5機、核・生物・化学兵器対処用防護服99セット、ボウ素約9トン、大型放水用ポンプ1式、淡水を積載したバージ船2隻。米国防総省より放射線検査計31,000枚。イリノイ州より個人検査計2,000個。	随時	各地
寄付金			
国連児童基金(ユニセフ)	水(約5万5,000本)、子供用下着(約27万枚)、靴、おもちゃ、ぬいぐるみ、教育キット、レクリエーションキット、絵本、通学靴(文房具入り)、ランドセル、防犯ブザー、椅子、テーブル、パソコン、コピー・FAX複合機、プリンター等。	随時	宮城県 岩手県 福島県
中国	12人用テント500張、8人用テント400張、毛布2,000枚、手提げ式応急灯200個	3月14日	宮城県
	水(6万本)、使い捨てゴム手袋	3月28日	茨城県 宮城県他
	仮設トイレ60個、厚手ゴム手袋1万組、スニーカー2.5万足	3月31日	宮城県
	ガソリン1万トン	4月2日	各地
	ディーゼル油1万トン	4月3日	各地
香港	食料(缶詰約2万個)	4月9日	福島県
	食料(缶詰約1万個)	4月19日	福島県
	靴下(約3万足)	4月20日	宮城県
台湾	発電機688台、毛布1599箱、寝袋2,587箱、スリーピングマット236箱、衣類(防寒着等を含む)、4,488箱、食品18.5トン及び8,444箱、ストーブ900台、マスク404箱、カイロ150箱、飲料870箱、手袋42箱、暖房器具53台、マットレス33箱、ミルク895箱、マフラー21箱、ナプキン10箱、枕16箱、キルト408箱、ティッシュ20箱、トイレトペーパー30箱、懐中電灯3箱、タオル48箱、納体袋24箱。	3月14日 ~28日	宮城県 福島県 岩手県 新潟県 山梨県
	寄付金(※台湾との実務交流窓口は交流協会。)		
モンゴル	毛布(約2,500枚)、セーター・靴下等の防寒衣(計約800着・足)	3月14日 ~15日	宮城県
	寄付金		
インド	毛布(28,740枚)	3月16日 ~30日	栃木県他
	水(750ml×約1.3万(約10トン分))	3月23日	宮城県
	バスケット(約10トン)	3月28日	宮城県
カナダ	毛布(約2.5万枚)、放射線サーベイメーター154台、個人検査計5,005台	3月17日 4月6日	宮城県 山形県 神奈川県 福島県他
	寄付金		
タイ	毛布(約2万枚)	3月17日	栃木県 山形県他
	サバイバルキット(500個)、寝袋(1,000セット)、缶詰(約2.8万個)、ラーメン(2.8万食)、懐中電灯(約130個)		岩手県 宮城県(県及び石巻市) 福島県 埼玉県 東京都 神奈川県
	懐中電灯(約400個)、マスク(約1万枚)、毛布(850枚)		茨城県
	水(1.5L×約9,000本)		
	防寒具(420箱)、缶詰(17箱)、サバイバルキット600セット、水(500ml×4.5万本)、ラーメン252食	3月18日 ~4月26日	岩手県(県及び大船渡市)
	毛布(約14,000枚)、防寒具(約400着)		岩手県 福島県 東京都
	マスク(約2千枚)		JEN
	毛布(約1,700枚)、ラーメン(300箱)、マスク(5万4千枚)、懐中電灯(500本)、コーンフレーク(108箱)、サバイバルキット(1,500セット)		北海道 岩手県 宮城県
	寄付金		

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への 受入れ日	受入れ場所
ウクライナ	毛布(2,000枚)	3月17日	栃木県
国際電気通信連合(ITU)	衛星移動通信端末等の貸与(152台)	3月17日 ~22日	岩手県 宮城県他
インドネシア	毛布(約10,000枚)	3月18日 ~20日	岩手県 山形県 埼玉県
	寄付金		
キルギス	水(ミネラル・ウォーター約2.5トン)	3月18日	宮城県
	寄付金		
フランス	毛布(8,000枚)	3月19日	山形県
	毛布(6,870枚)、マスク(97万2千枚)、防護服・防護マスク(約2万着)、放射線測定機(250個)、ポンプ10台、発電機5台、コンプレッサー5台、環境測定車両3台、環境測定被服引車両(1台)、医薬品5トン、消毒用アルコール12トン、食料品10トン、水(0.5L×10万800本)	3月25日	岩手県 宮城県 福島県 茨城県 他
	防護服(1,000着)	4月5日	防衛省
	放射線計測器等の原子力関連物資	4月10日	東電
	寄付金		
シンガポール	毛布(4,350枚)、水(0.5L×1万本、1.5L×1万本)、マットレス(200個)、ポリタンク(20L×3,000個)、非常食(4,400食)	3月19日	宮城県
	ポリタンク(500個)	4月21日	宮城県
	寄付金		
韓国	毛布(6,000枚)、水(100トン)	3月19日	福島県
	食料(レトルト焼飯(30,000個)、チョコパイ(120,000袋)、ラーメン(129,024袋)等)、長靴(4,000足)、ゴム手袋(12,000個)、ペットボトル茶(14,000本)	3月27日	宮城県
	水(480トン)、海苔、レトルトご飯	4月2日	宮城県
	マスク(2万個)、石けん(2万個)、作業用手袋(3,500組)、レトルト炊き込み御飯(2,800食)	4月5日	岩手県
	寄付金		
ロシア	毛布(1,72万枚)、水(3.6トン)	3月19日	宮城県
	個人検査計(400個)、マスク(5,000個)	4月9日	農林水産省 厚生労働省 他
	寄付金		
コロンビア	水、黒砂糖、食料、調味料、トイレトペーパー等	3月22日	宮城県
ウズベキスタン	テント200点、毛布2,000枚、防寒長靴2,000足	3月23日	福島県 宮城県
イラン	缶詰5万個(ツナ及びインゲン豆:各2.5万個)	3月24日 3月31日	宮城県
EU	加盟国等の支援申し入れをとりまとめ(以下の国から物資を受け入れ:オランダ、スウェーデン、スロバキア、デンマーク、ハンガリー、フィンランド、ブルガリア、リトアニア)		茨城県 栃木県 宮城県
	寄付金(欧州委員会)		
オランダ	マットレス(1,998台) ※EUを通じた支援	3月24日	茨城県
	寄付金		
デンマーク	毛布(23,310枚) ※EUを通じた支援	3月24日 3月29日	茨城県 栃木県
リトアニア	毛布(2,000枚)、寝袋(300点) ※EUを通じた支援	3月24日	茨城県
ベネズエラ	毛布(5トン)、缶詰(1,190箱)、水(約2.8トン)	3月24日	福島県 宮城県
マレーシア	食料品パック(約2,000個)	3月24日	宮城県
国連世界食糧計画(WFP)	栄養強化ビスケット(50万個) 可動式倉庫45基、プレハブ41棟 各国等からの支援物資(毛布、食料等)の国内輸送を実施。	3月24日 3月25日	宮城県 岩手県 福島県

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への 受入れ日	受入れ場所
フィリピン	食料品(パック(1,500個)、カップめん(12,000個)、パスタ(1,000枚)、マット(1,000枚)、防護マスク(5,000枚)	3月25日	宮城県 岩手県
	マット(500枚)	4月18日	岩手県
パキスタン	水(1.5L×500本)	3月26日	岩手県
	常温保存可能牛乳(パック(8トン)、高カロリービスケット(13.5トン))		宮城県
ネパール	毛布(5,000枚)	3月26日 3月27日	埼玉県
イスラエル	携帯トイレ(150個)、手袋(8,290組)、アクリルアリース毛布(8,000枚)、コート(1万着)	3月27日	福島県
	医療機器	4月10日	宮城県 南三陸町
メキシコ	保存食料(約8.4トン)、衛生物品セット(約3.4トン)、水(約6.8トン)	3月27日	宮城県 茨城県
	使い捨てゴム手袋(3,300セット)	4月21日	福島県 宮城県
	寄付金		
英国	水(約100トン)	3月28日	茨城県
	放射線検量計(566台)	4月2日	東電
国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)	ソーラーランプ(1,794個)	3月29日	宮城県
	ソーラーランプ(1,800個)	4月18日	宮城県
バングラデシュ	毛布(2,000枚)、ゴム長靴(500足)、ゴム手袋(1,000組)	3月31日	新潟県 宮城県
トルコ	毛布、スーツ(5,000枚)、ツナ缶(約40,000個)、ウズラ豆缶(約20,000個)、水(18.5トン)	4月4日	東京都 福島県 宮城県
ウルグアイ	コンビーフ缶(4,600缶)	4月4日	宮城県
	寄付金		
フィンランド	放射線計測モニター(50台) ※EUを通じた支援	4月5日	茨城県
	水容器(130点)、スチール製水筒(2,800個)、マット(880点) ※EUを通じた支援	4月24日	茨城県
	寄付金		
ハンガリー	食料品(カップラーメン(39,884食)、缶詰(8,640個)、チョコバー(27,000個)、チョコかけアップルチップ(28,800袋)(合計16.7トン分)) ※EUを通じた支援	4月6日	宮城県
スウェーデン	屋外作業用手袋(10,000点)、ゴムブーツ(296足) ※EUを通じた支援	4月6日	宮城県
	毛布(7,125枚)	4月21日	茨城県
スロバキア	衣料品(Tシャツ(1,000点)、ズボン(1,000点)、シャツ(1,000点)、プルオーバー(1,000点))、靴(1,000足)、寝袋(112点)、テント(143張) ※EUを通じた支援	4月6日	宮城県
	キャンプ用ベッド(112台)	4月21日	茨城県
	寄付金		
グアテマラ	食料(クラッカー、トマトソース等保存食15,008キット)、栄養ドリンク(15,000個)、水(600ml×10,008本)	4月9日	宮城県 茨城県 神奈川県
タンザニア	インスタントコーヒー	在京大が 本邦で購 入	宮城県
	寄付金		
カザフスタン	食料(牛肉の缶詰4万2,500個)	4月12日	宮城県
	食料(牛肉の缶詰4万750個)	4月18日	宮城県
	寄付金		
ポルトガル	子供服1,500着	4月14日	福島県 会津若松市
豪州	食料(クッキー、ビーフジャーキー、レトルトのビーフカレー、缶野菜スープ、ドライフルーツ等1,500人分)、ぬいぐるみ(1,500個)	4月23日	宮城県 南三陸町
	寄付金		
ブルガリア	ベッド(168台) ※EUを通じた支援	4月24日	茨城県
	寄付金		

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への 受入れ日	受入れ場所
スリランカ	紅茶ティーバッグ(300万袋)	4月24日	宮城県 気仙沼市、南 三陸町、石巻
	寄付金		
NZ	寄付金		
バプアニューギニア	寄付金		
トンガ	寄付金		
サモア独立国	寄付金		
ブータン	寄付金		
ラオス	寄付金		
ブルネイ	寄付金		
東ティモール	寄付金		
アイスランド	寄付金		
アンドラ	寄付金		
アイルランド	寄付金		
エストニア	寄付金		
パチカン	寄付金		
ラトビア	寄付金		
ルクセンブルク	寄付金		
オーストリア	寄付金		
スロベニア	寄付金		
クロアチア	寄付金		
セルビア	寄付金		
チェコ	寄付金		
ギリシャ	寄付金		
アゼルバイジャン	寄付金		
グルジア	寄付金		
ブラジル	寄付金		
パラグアイ	寄付金		
アルジェリア	寄付金		
アフガニスタン	寄付金		
オマーン	寄付金		
ガボン	寄付金		
スーダン	寄付金		
赤道ギニア	寄付金		
エリトリア	寄付金		
ナミビア	寄付金		
ボツワナ	寄付金		
マダガスカル	寄付金		
ルワンダ	寄付金		
アルメニア	寄付金		
ミャンマー	寄付金		
カンボジア	寄付金		
ベトナム	寄付金		
タジキスタン	寄付金		
モンテネグロ	寄付金		
モルドバ	寄付金		
ベラルーシ	寄付金		

国・地域・機関	物資支援・寄付金	日本への受入れ日	受入れ場所
アルバニア	寄付金		
ボスニア・ヘルツェゴビナ	寄付金		
ジャマイカ	寄付金		
ニジェール	寄付金		
ガイアナ	寄付金		
セネガル	寄付金		
マリ	寄付金		
コンゴ共和国	寄付金		
ケニア	寄付金		
マケドニア	寄付金		
カタール	寄付金		

※諸外国等からの物資支援の希望については、被災者生活支援特別対策本部事務局等における被災地のニーズとの調整を踏まえ、受入れ作業を順次進めている。

防災上の留意事項

気象庁

- ・ 余震は次第に少なくなってきましたが、今後も、まれに大きな余震が発生することがあります。規模の小さな地震でも、沿岸域や陸域で発生すると、場合により最大震度5弱以上の揺れとなることがありますので、注意してください。特に、福島県から茨城県の陸域では活発な活動が続いており、この地域の活動に引き続き注意してください。大きな余震が発生すると津波が発生する可能性があります。海岸で強い揺れを感じた場合、また、揺れを感じなくても津波警報・注意報が発表された場合には、直ちに海岸から離れ高台等の安全な場所に避難してください。
- ・ なお、余震活動地域の外側の静岡県東部、長野県北部、秋田県内陸北部、茨城県南部でも震度5強以上の地震が発生しています。このように、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっていると考えられますので、常日頃から地震への備えをお願いします。
- ・ 東北地方の太平洋側では7日から8日及び10日に、関東地方では7日と10日から11日に、気圧の谷や前線の影響で一時雨が降るでしょう。
- ・ 最高気温・最低気温は、7日までは平年並か平年より低く、その後は平年並か平年より高くなる日が多い見込みです。
- ・ 9日にかけては、大潮で満潮の時間帯の潮位が通常より高くなるため、海岸や河口付近の低地では浸水や冠水に注意が必要です。
- ・ 福島第一・第二原子力発電所付近の風は、6日は東の風が最大4 m/sの見込みです。

福島第一・第二原子力発電所付近の気象情報 (福島県双葉町、富岡町、大熊町、楡葉町周辺)

平成23年5月6日 5時00分

天気解説 (福島県)

6日は、湿った風の影響で、中通りや浜通りは曇る所が多いでしょう。会津は晴れますが、気圧の谷の接近で夜は曇る所が多い見込みです。

<天気変化等の留意点>

今日は、日中の最高気温が平年より低くなる見込みです。健康管理に留意して下さい。

双葉町、富岡町、大熊町、楡葉町周辺の天気

日 時	6日						7日	
	6-9時	9-12時	12-15時	15-18時	18-21時	21-24時	0-3時	3-6時
天気								
3時間雨量(ミリ)	0	0	0	0	0	0	0	0
気温(°C)	7	12	14	15	12	11	11	11
風向	↙	←	←	←	↓	↓	·	·
風速(m/s)	4	4	3	3	2	2	0	0
波の高さ(m)	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5	1.5

風向 · 0m/s ↗ 1-4m/s ↘ 5-9m/s ↙ 10m/s以上 注意報基準(3m)以上の波は太字で表示します。

気温は各時間帯の初めの時間の予想値です。例えば18-21なら18時の予想値です。

週間天気予報 (福島県中通り・浜通り 気温：福島)

日	6日(金)	7日(土)	8日(日)	9日(月)	10日(火)	11日(水)	12日(木)
天気	曇 	曇 	曇後晴 /☀	晴時々曇 ☀	曇一時雨 ☔	曇 	曇時々晴 ☀
降水確率(%)	0/10/20	20/20/30/10	30	20	70	40	30
最高気温(°C)	18	22	23	25	24	24	20
最低気温(°C)	/	10	14	10	14	12	9

降水確率の1日目は、6-12/12-18/18-24時、2日目は、0-6/6-12/12-18/18-24時です。

平成23年 東日本大震災の対処の状況

平成23年5月6日 0700現在

統合幕僚監部

自衛隊の活動状況(5月6日)

自衛隊 (総数)

- 人員：約106,350名
(即自・予備自：236名含む。)
- 航空機：約510機
- 艦艇：52隻

海災部隊

- 艦艇：52隻
- 航空機：約210機
- 人員：約14,400名

空災部隊

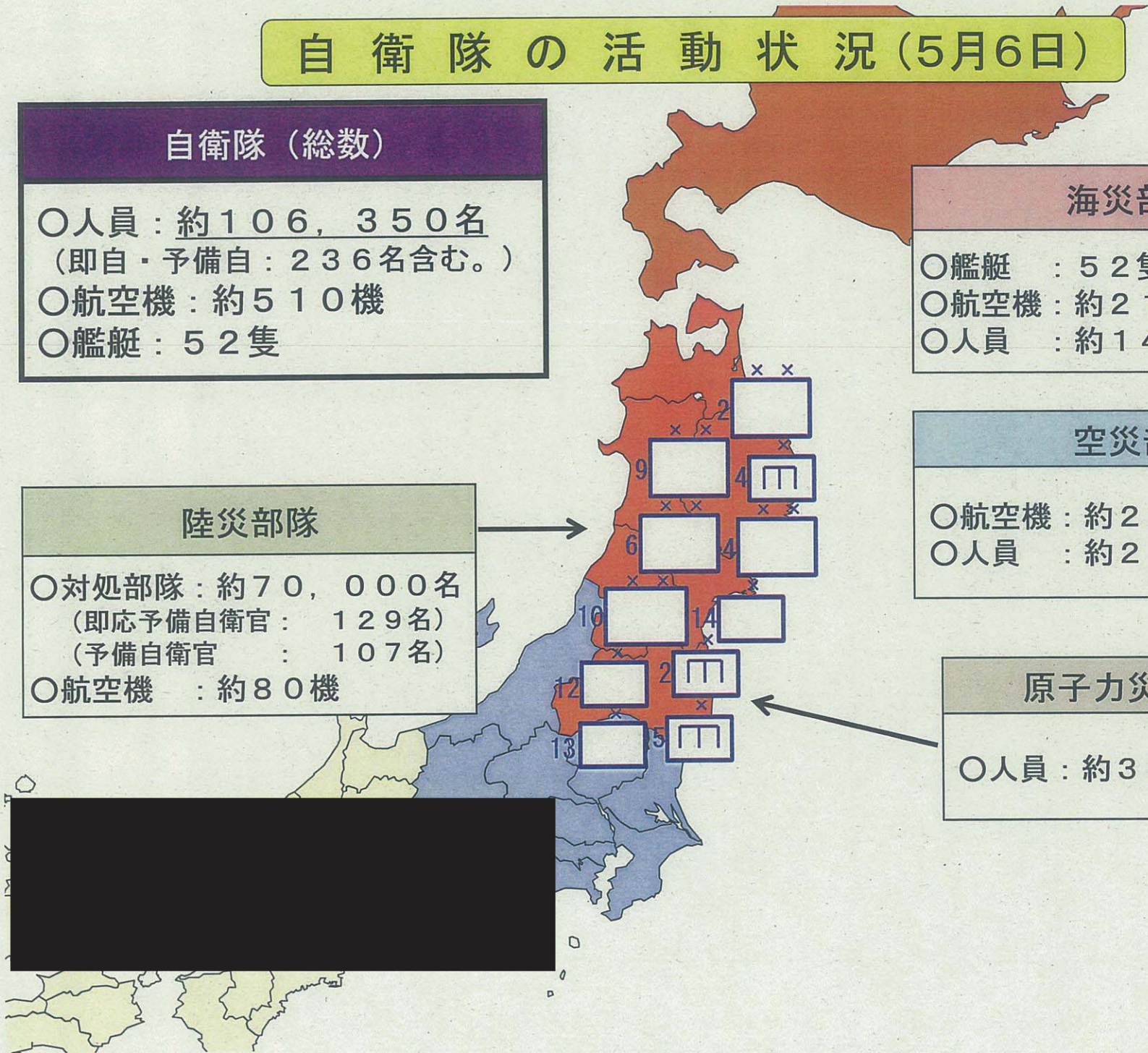
- 航空機：約220機
- 人員：約21,600名

陸災部隊

- 対処部隊：約70,000名
(即応予備自衛官：129名)
(予備自衛官：107名)
- 航空機：約80機

原子力災派部隊

- 人員：約350名



自衛隊の活動実績等

5月6日0700現在

	細目	総計 (内数)	細 部		
人命救助等	人命救助	19,286名			
	御遺体収容	9,292体 (12体)			
	御遺体搬送	1,004体			
物資等輸送	物資等輸送	8,714.0t (221.3t)			
	医療チーム等輸送	12,739名 (422名)			
	患者輸送	175名			
生活支援	給水支援	29,939.0t (159.6t)			
	給食支援	3,491,902食 (40,607食)			
	燃料支援	1,395.9KL			
	入浴支援	511,725名 (11,868名)			
	衛生等支援	22,133名 (120名)			
			陸災部隊	海災部隊	空災部隊
活動の特記事項			行方不明者捜索(30km圏内)	行方不明者の捜索	
当面の活動の焦点			【津波・地震救援活動】 生活支援、物資輸送、遺体収容、応急復旧 【原子力災害対処】 除染作業、住民避難支援	【地震・津波救援活動】 艦艇と航空機間の関係を密にした行方不明者の捜索 地震、津波に対する注意、情報の早期入手 離島等支援にかかわる関係各部との連携 漂流物・海中浮遊物発見時における海保との共同 【原子力災害対処】 福島第1原発の収束に向けた活動、情報収集、放射線対策	【津波・地震救援活動】 松島基地及び山田分屯基地における災害派遣活動(捜索、生活支援、応急復旧、輸送支援)





原子力災害対処活動予定(当面)

5月6日0700現在

		昨日(5日(木))	本日(6日(金))	明日(7日(土))	
東電の活動	主要な活動	原子炉淡水化、汚染水移送	原子炉淡水化、汚染水移送	原子炉淡水化、汚染水移送	
		1号機窒素封入	1号機窒素封入	1号機窒素封入	
	T-HAWK: キャンセル				
	燃料プール注水	1号機 ソウ1号	注水なし	注水なし	未定
		2号機 FPC	注水なし	注水なし	未定
3号機 FPC		注水なし	注水なし	未定	
4号機 ソウ2号		1219-2046 ソウ2号	1200-2100 ソウ2号	未定	
自衛隊の活動	除染支援等	除染所運営 除染活動(8ヶ所)	除染所運営 除染活動(8ヶ所)	除染所運営 除染活動(8ヶ所)	
	地上モニタリング	なし	予定なし	未定	
	真水給水(バージ)	接岸待機	接岸待機	接岸待機	
	航空機運用	ヘリ映伝	なし	予定なし	未定
		集塵	なし	予定なし	未定
		サーモグラフィー	なし	予定なし	未定
		RF偵察	なし	予定なし	未定

※ 5/8(日) 1号機原子炉建屋のエアロック開放(見積り値: 数十μSv/h)

被災者のみなさまへ



政府広報

世界の国々から岩手県、宮城県、福島県の

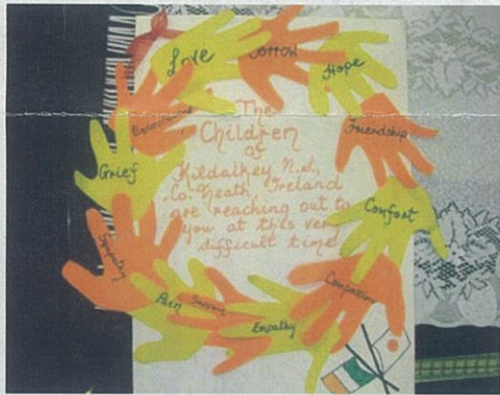
子どもたちへ

みなさんは、「政府」って何のためにあるか、ご存じですか？ この社会をより良いものにして、みなさん子どもたちの世代に引き継ぐために、あるのです。けれど今度の大地震で、引き継ぐはずだったいろいろなものが、失われてしまいました。…それでも、あなたも、お友達も、周りの大人たちも、負けません。学校も、市町村も県も国も、負けません。

そんなみなさんを激励しようと、人気漫画「ONE PIECE」のキャラクターたちが、特別に勢揃いしてくれました。世界中のあちこちでも、本当に多くの子どもたちが、何とかしなくちゃ、と動き出してくれています。

もうすぐ5月5日、子どもの日。地球は今、TOHOKU(東北)の子どもたちへの応援団でいっぱいです！

平成23年(2011年)5月2日



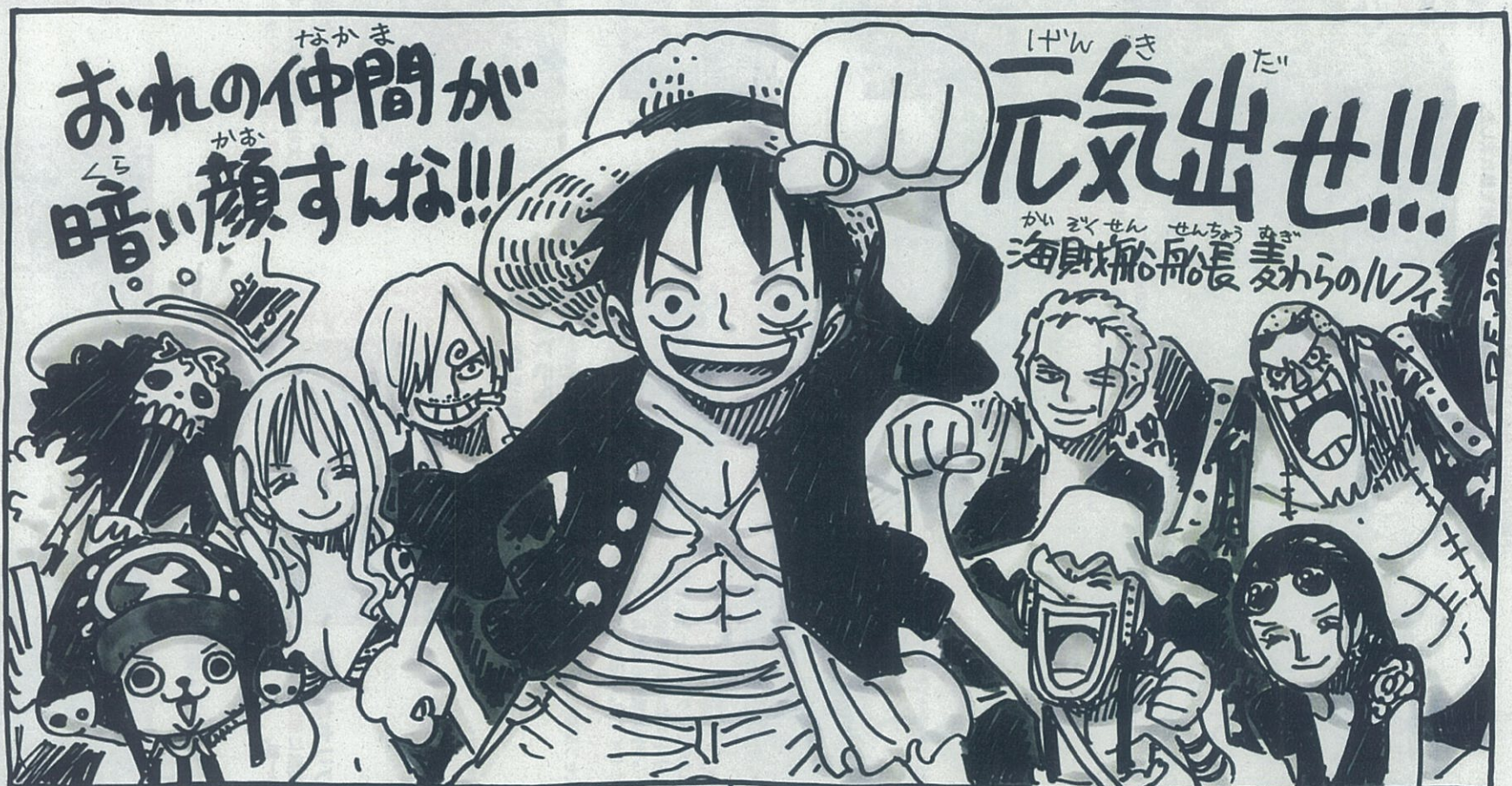
アイルランドより



ルーマニアより



ロシアより



セルビア共和国

被災者をなくさめるための集会が開かれ、日の丸をイメージした紅白の服を着た市民が数百人集まり、千羽鶴などを折りました。



キルギス共和国

哀悼の意を表すため、花束を手にとり多くの市民が日本大使館前を訪れました。



大韓民国

済州の金寧小学校の生徒がかかげる横断幕には「日本の友だち！がんばって」の文字。日本総領事館がおこなった文化紹介行事では、七夕飾りの短冊に1日も早い復旧への祈りがつづられました。

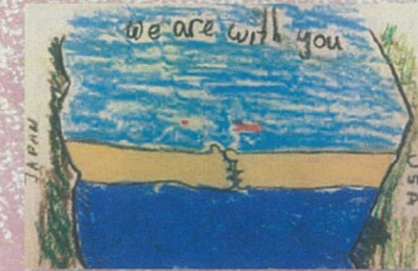


ロシア連邦

サンクトペテルブルク市の日露修好150周年記念碑の前で、子どもたちが祈りを込めて、碑の周りに折り鶴を供えました。

アメリカ合衆国

ニューヨークの日本総領事館に届けられたメッセージの一部。アメリカのテレビで放映中の、日本からの感謝を伝える特別CMにも使用されています。



アイルランド

ダブリン市内では、子どもたちが自宅前の歩道にテーブルを出して手作りのクッキーを売り、被災者のための募金活動をおこなっていました。



アフガニスタン・イスラム共和国

バーミヤンの若者たちが、日本の惨事について悲しみを共有するなどの決議を採択しました。「私たちは貧しいです。でも、日本に助けの手を差し伸べようとする気持ちでは負けません」。



中華人民共和国

煙台市少年合唱団が募金活動をおこないました。

We are with YOU!
—わたしたちは“TOHOKU”とともに—

メキシコ合衆国

日本大使館で記憶した大統領令嬢。「日本のことを常に祈っています。できることがあれば、日本の兄弟であるメキシコ国民に遠慮なく声をかけてください」。



モロッコ王国

2004年2月にマグニチュード6.5の地震があり、日本から国際緊急援助隊救助チームや緊急援助物資がおくられたアル・ホセイマ市。地元の小学生8人が、被災した子どもをはげます絵を現地のユニセフ事務所に託しました。



エジプト・アラブ共和国

日本へのお見舞いを目的とした行進に小学生が参加しました。



パキスタン・イスラム共和国

サラセミア(地中海性貧血)をわずらう40人の子ども(9歳~15歳)が日本総領事館を訪ね、お見舞いとほげましのメッセージとともに、サッカーボール10個がおくられました。代表は「サラセミアに苦しんでいる子どもたちは真剣に日本の子どもたちのことを心配しています。少しでも心の苦しみが解消できればと、サッカーボールをおくります」と述べました。

オーストラリア連邦

メリチカレッジスクール(女子中学・高校)の生徒が、日本の復興を願い、300個の風船を飛ばしました。



ブラジル連邦共和国

とても貧しい地域の子もたちが小銭を持ち寄り、空缶に募金しました。「ブラジルは日本の友だちです。わずかですが被災者のために役立ててほしいです」。



南アフリカ共和国

日本大使館に届いたメッセージの一部。



ベトナム社会主義共和国

人文社会科学大学の日本学科学学生から、寄せ書き「日本とともにいる」がおくられました。

ウルグアイ東方共和国

ウルグアイには、親しい友人をそっと抱きしめてなくさめる習慣があります。同じように日本を抱きしめてなくさめようと、小学生150名が日本大使館の周りを手をつないで囲みました。



絵はがきがたくさん来ました (ウクライナ)



手作りの作品です (カンボジア)



みんなで日本を想って寄せ書き (パキスタン)



トモダチ想って絵はがき (ブルガリア)



折り鶴できたよ (オマーン)



がんばれ日本、みんなで行進 (エジプト)

